

日進市地域防災計画

＜風水害・原子力等災害対策計画＞

（令和 8 年 3 月修正）

日進市防災会議

目 次

第 1 編 総 則

第 1 章	計画の目的	1-1
第 1 節	計画の目的	1-1
第 2 節	計画の性格	1-1
第 3 節	計画の構成	1-2
第 4 節	災害の想定	1-2
第 5 節	市地域防災計画の修正	1-3
第 2 章	基本理念及び重点を置くべき事項	1-4
第 1 節	防災の基本理念	1-4
第 2 節	重点を置くべき事項	1-5
第 3 章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-7
第 1 節	実施責任	1-7
第 2 節	処理すべき事務又は業務の大綱	1-7

第 2 編 災害予防計画

第 1 章	防災協働社会の形成推進	2-1
第 1 節	防災協働社会の形成推進	2-1
第 2 節	消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携	2-3
第 3 節	企業防災の促進	2-6
第 2 章	防災訓練及び防災意識の向上	2-8
第 1 節	防災訓練の実施	2-8
第 2 節	防災のための意識啓発・広報	2-11
第 3 章	避難対策	2-13
第 1 節	避難に関する計画	2-13
第 2 節	必需物資の確保対策	2-17
第 4 章	避難行動の促進対策	2-18
第 1 節	気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備	2-18
第 2 節	緊急避難場所及び避難道路の指定等	2-18
第 3 節	避難情報の判断・伝達マニュアルの作成	2-20
第 4 節	避難誘導等に係る計画の策定	2-22
第 5 節	避難に関する意識啓発	2-23
第 5 章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-25

第1節	避難所の指定・整備等	2-25
第2節	要配慮者支援対策	2-28
第3節	帰宅困難者対策	2-34
第6章	文教対策	2-35
第7章	都市の防災性の向上	2-37
第1節	防災街区等整備対策	2-37
第2節	都市防災化計画	2-37
第3節	被災宅地対策	2-38
第8章	建築物等の安全化	2-39
第1節	交通施設対策	2-39
第2節	ライフライン施設対策	2-39
第3節	文化財保護対策	2-40
第4節	防災建造物整備対策	2-41
第9章	応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	2-42
第1節	防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	2-42
第2節	災害用資材、機材等の整備点検計画	2-47
第10章	水害予防対策	2-48
第1節	河川等の防災対策	2-48
第2節	雨水出水対策	2-48
第3節	浸水想定区域における対策	2-49
第4節	地下空間の浸水対策	2-51
第5節	道路、橋梁対策	2-52
第6節	治山対策	2-52
第7節	農地防災対策	2-52
第11章	土砂災害等予防対策	2-54
第1節	土地利用の適正誘導	2-54
第2節	土砂災害の防止	2-54
第3節	要配慮者利用施設に係る土砂災害対策	2-56
第4節	宅地造成等の規制誘導	2-57
第5節	被災宅地危険度判定の体制整備	2-58
第12章	事故・火災等予防対策	2-59
第1節	鉄道災害対策	2-59
第2節	道路災害対策	2-59
第3節	火災予防対策	2-60
第4節	地下街等の保安対策	2-61
第13章	広域応援・受援体制の整備	2-64
第1節	広域応援・受援体制の整備	2-64

第2節	応援部隊等に係る広域応援体制の整備	2-65
第3節	支援物資の円滑な受援供給体制の整備	2-65
第4節	防災活動拠点の確保等	2-66
第14章	防災に関する調査研究の推進	2-67

第3編 災害応急対策計画

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第1節	災害対策本部の組織等	3-1
第2節	非常配備の体制等	3-3
第2章	気象情報等の伝達	3-6
第3章	被害状況等の収集・伝達	3-8
第4章	水防	3-13
第5章	消防	3-16
第6章	広報	3-17
第7章	避難	3-19
第1節	避難対策	3-19
第2節	広域避難	3-26
第3節	避難所の開設・運営	3-27
第8章	要配慮者支援対策	3-32
第9章	帰宅困難者対策	3-34
第10章	救出	3-35
第11章	医療救護・防疫・保健衛生	3-36
第1節	医療救護	3-36
第2節	防疫・保健衛生	3-39
第12章	水・食品・生活必需品の供給	3-42
第1節	給水	3-42
第2節	食品の供給	3-43
第3節	生活必需品の供給	3-44
第13章	輸送対策	3-45
第14章	交通施設対策	3-47
第15章	ライフライン施設等の応急対策	3-49
第1節	電力施設対策	3-49
第2節	ガス施設対策	3-49
第3節	上水道等対策	3-50
第4節	下水道等対策	3-51
第5節	一般通信施設等の対策	3-51

第6節	ライフライン施設の応急復旧	3-52
第16章	ボランティアの受入計画	3-53
第17章	応援協力・派遣要請	3-55
第1節	広域応援の要請	3-55
第2節	職員派遣の要請等	3-56
第3節	自衛隊の災害派遣	3-58
第4節	防災活動拠点の確保及び受援体制の整備	3-61
第18章	清掃	3-62
第19章	遺体の取扱い	3-63
第1節	捜索	3-64
第2節	遺体の処置	3-65
第3節	遺体の埋火葬	3-66
第20章	被災宅地の応急危険度判定	3-67
第21章	住宅対策	3-68
第1節	被災住宅等の調査	3-68
第2節	応急仮設住宅の供与	3-68
第3節	住宅の応急修理	3-69
第4節	障害物の除去	3-71
第22章	防災営農	3-72
第23章	学校における対策	3-73
第24章	鉄道災害対策	3-75
第25章	道路災害対策	3-76
第26章	航空災害対策	3-77
第27章	危険物等災害対策	3-80
第28章	大規模火災及び林野火災対策	3-81
第1節	大規模な火事災害対策	3-81
第2節	林野火災対策	3-82
第29章	航空機の活用	3-83
第30章	災害救助法の適用	3-84

第4編 災害復旧・復興計画

第1章	復興体制	4-1
第1節	復興本部の設置等	4-1
第2節	復興計画等の策定	4-1
第3節	職員の派遣要請	4-2
第2章	公共施設等災害復旧対策	4-3

第1節	公共施設等災害復旧事業	4-3
第2節	激甚災害の指定	4-4
第3節	暴力団等への対策	4-5
第3章	災害廃棄物処理対策	4-6
第4章	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	4-7
第1節	罹災証明書の交付等	4-7
第2節	被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施	4-7
第3節	被災者への支援金等の支給、税の減免	4-7
第4節	住宅等対策	4-9
第5節	商工業の再建支援	4-10
第6節	農林水産業の再建支援	4-10

第5編 原子力災害対策計画

第1章	放射性物質及び原子力災害予防対策	5-1
第2章	放射性物質及び原子力災害応急対策	5-2

第 1 編 総 則

目 次

第 1 章	計画の目的	1-1
第 2 章	基本理念及び重点を置くべき事項	1-4
第 3 章	各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	1-6

総 則

第1章 計画の目的

第1節 計画の目的

この計画は、住民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある風水害・原子力等の災害に対処するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「法」という）第42条の規定に基づき、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、これを効果的に活用することによって、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。

第2節 計画の性格

1. 地域防災計画 -風水害・原子力等災害対策計画-

日進市地域防災計画は、災害対策基本法のもと、国の防災基本計画及び愛知県地域防災計画、防災関係機関が策定する防災業務計画との整合性を有する計画である。

- (1) この計画では、日進市防災会議が作成する「日進市地域防災計画」の「風水害・原子力等災害対策計画」編として、風水害・原子力等の災害に対処すべき措置事項を中心に定めている。防災関係機関及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を示しており、各機関はこれに基づき細部計画等を定め、その具体的推進に努めるものとする。なお、将来、科学的調査研究の成果及び発生した災害とその対策の検討の結果において、必要が生じたときは、この計画に修正を加え、逐次完備を図っていくものとする。
- (2) 住民等から地区防災計画の提案があった場合には、その必要性を踏まえ、市の地域防災計画に位置づけられるものとする。

2 日進市地域強靱化計画との関係

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条において、市が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る市の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、日進市地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるものとする。

- ① 市民の生命を最大限守る
- ② 地域及び社会の重要な機能を維持する
- ③ 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する
- ④ 迅速な復旧復興を可能とする

3. 他計画との関係

水防法（昭和24年法律第193号）に基づく「愛知県水防計画」とも十分な調整を図るものとする。

第3節 計画の構成

この計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

構成		主な内容
第1編	総 則	災害の想定、防災関係機関の事務又は業務の大綱 等
第2編	災害予防計画	災害の発生に備えた予防対策 等
第3編	災害応急対策計画	災害が発生した場合の応急対策 等
第4編	災害復旧・復興計画	被災地域の迅速な復旧・復興に向けた対策 等
第5編	原子力災害対策計画	原子力災害等が発生した場合の応急対策 等

第4節 災害の想定

この計画の作成にあたっては、本市における地勢、地質、気象等の自然的条件などの特性に加え、人口、都市化の状況、産業の集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案し、発生し得る災害を想定し、これらを基礎とした。

この計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである（地震の想定は地震災害対策計画による）。なお、同時又は連続して2つ以上の災害が発生し、それらの影響が複合化する事象の複合災害の発生可能性を認識しておくものとする。

- ① 大雨による災害（崖崩れ、土石流、地滑り等）
- ② 台風による災害（暴風、洪水等）
- ③ 集中豪雨等異常気象による災害
- ④ 渇水災害
- ⑤ 大規模な火災
- ⑥ 危険物の爆発等による災害
- ⑦ 可燃性ガスの拡散
- ⑧ 有毒性ガスの拡散
- ⑨ 原子力災害及び放射性物質による災害
- ⑩ その他の特殊災害（竜巻、鉄道災害等）

第5節 市地域防災計画の修正

市防災会議は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

この計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとする。特に愛知県地域防災計画において、市町村の計画事項として示されているものについては、本市における地域の実情に応じた細部を計画するものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

近年、気候変動の影響に伴う台風の激化や局地的な大雨の頻発が懸念され、市街化の進行などとあいまって、洪水、土砂災害などの災害リスクが高まっている。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備える。

市を始めとする各防災関係機関は、過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進める。また、女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1. 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2. 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じて的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3. 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画等を踏まえ、本市の地域の防災対策において、重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1. 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築するとともに、実践的な訓練の実施に努めること。その際、効果的・効率的な対策を行うため、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図るなど、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。また、企業等との間で協定を締結するなど、連携した応急体制の整備に努める。

2. 物資の円滑な供給に関する事項

物資の円滑な供給のため、ニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、救援物資を確実に供給する仕組みを構築する。

3. 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難行動を支援するため、ハザードマップの作成、避難情報の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えて必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図る。
また、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保（以下「避難情報」という。）等の行動を促す情報に警戒レベルを付して提供することにより、避難のタイミングや住民等がとるべき行動を明確にする。

4. 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図る。
また、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

5. 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、市地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図る。

6. 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、県及び市は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備する。

第3章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第1節 実施責任

1. 市

市は、災害対策基本法の基本理念にのっとり地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

県は、災害対策基本法の基本理念にのっとり県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

3. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害対策基本法の基本理念にのっとりその業務の公共性又は公益性にかんがみ自らの防災活動を実施するとともに、市の活動が円滑に行われるよう、その業務に協力する。

4. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、市、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第2節 処理すべき事務又は業務の大綱

1. 市

市は、災害予防、災害応急対策及び災害復旧対策に関し、次のことを実施する。

- ① 気象及び災害予警報等の情報の収集伝達を行う。
- ② 災害による被害状況の調査及び報告を行う。
- ③ 災害広報を行う。
- ④ 避難の指示を行う。
- ⑤ 被災者の救助を行う。
- ⑥ 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ⑦ 水防活動及び消防活動を行う。
- ⑧ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。

- ⑨ 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良及び応急措置、災害復旧を行う。
- ⑩ 農作物、家畜等に対する応急措置を行う。
- ⑪ 水防、消防、救助その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
- ⑫ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- ⑬ 交通整理、警戒区域の設定、その他社会秩序の維持を行う。
- ⑭ 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ⑮ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ⑯ 洪水予報、水防警報、水位周知河川の水位、排水調整対象河川の水位通知等の伝達を受けた際、必要な措置を行う。

2. 県

① 県

- ア 災害予警報を始めとする災害に関する情報の収集伝達を行う。
- イ 新川、天白川、日光川、境川、逢妻川について、名古屋地方気象台と共同して、洪水についての水防活動の利用に適合する警報及び注意報を発表する。
- ウ 名古屋地方気象台と共同して土砂災害警戒情報を発表する。
- エ 災害広報を行う。
- オ 避難の指示を代行することができる。
- カ 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整を行う。
- キ 災害救助法に基づく被災者の救助を行う。
- ク 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
- ケ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示及び調整を行う。
- コ 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
- サ 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策並びに災害復旧を行う。
- シ 農作物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
- ス 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。
- セ 水防、消防、救助その他防災に関する施設・設備の整備を行う。
- ソ 救助物資、化学消火薬剤等必要資機材の供給又は調達若しくはあつせんを行う。
- タ 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
- チ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
- ツ 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- テ 有毒性ガス、危険物等の発生及び漏えい(流出)による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。
- ト 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備を行う。
- ナ 防災上必要な教育及び訓練並びに防災思想の普及を行う。
- ニ 防災ヘリコプター、災害対策用指揮車、可搬型衛星通信局を活用するとともに、調査班を編成し、被害状況の把握を行う。

- ヌ 被災者生活再建支援法に基づき、被災世帯に対する支給金の支給を行う。
- ネ 名古屋飛行場の防災対策を実施する。
- ノ 県が管理する河川及び海岸について、洪水予報、水防警報、水位情報の周知、排水調整を行う。

② 県警察

- ア 災害時における警備対策、交通対策等の企画、調整及び推進に関するを行う。
- イ 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備を行う。
- ウ 被害実態の早期把握と情報の伝達を行う。
- エ 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去を行う。
- オ 避難の指示又は警告及び誘導を行う。
- カ 人命救助を行う。
- キ 行方不明者の捜索及び遺体の検視を行う。
- ク 災害時における交通秩序の保持を行う。
- ケ 警察広報を行う。
- コ 災害時における各種犯罪の取締りを行う。
- サ 他の機関の行う災害応急対策に対する協力を行う。
- シ 緊急輸送の確保のため、車両の通行を禁止・制限する。
- ス 緊急通行車両等の確認及び確認証明書の交付を行う。

3. 指定地方行政機関

① 中部管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動の指導・調整に関するを行う。
- イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関するを行う。
- ウ 管区内各県警察の相互援助の調整に関するを行う。
- エ 警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関するを行う。
- オ 情報の収集及び連絡に関するを行う。

② 東海財務局

- ア 災害復旧事業費の査定立会に際しては、災害復旧事業の公平かつ適正な実施を期するとともに、民生の安定を図るため、速やかに立会官を派遣し、災害復旧事業の早期着手に協力する。
- イ 地方公共団体が緊急を要する災害復旧事業等のために災害つなぎ資金を希望する場合には、短期貸付の措置を適切に運用する。
- ウ 地方公共団体が災害復旧事業等に要する経費の財源として地方債を起す場合は、資金事情の許す限り、財政融資資金をもって措置する。
- エ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、現地における災害の実情、資金の需要状況等に応じ、関係機関と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関等に対して機を逸せず必要と認められる範囲内で、適切な措置を要請する。
- オ 災害が発生した場合における応急措置等のため必要があると認められるとき

は、管理する国有財産について、関係法令等の定めるところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

カ 上記ア～オの措置等を適切に行うため、必要に応じ情報連絡員（リエゾン）を派遣する。

③ 東海北陸厚生局

ア 災害状況の情報収集、連絡調整

イ 関係職員の派遣

ウ 関係機関との連絡調整

④ 東海農政局

ア 農地防災事業等の防災に係る国土保全対策を推進する。

イ 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集を行う。

ウ 被災地に生鮮食料品、農畜産用資材等の円滑な供給を図るため必要な指導を行う。

エ 被災地における農作物等の病虫害防除に関する応急措置について指導を行う。

オ 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施に関する指導及び助言を行う。

カ 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

キ 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

ク 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

ケ 食料の需給・価格等の動向に関する調査結果に基づき、必要に応じて生産者団体、食料品の卸売業者、製造業者等に対して緊急出荷等を要請する等所要の措置を講ずる。

コ 食料の円滑な確保、価格の高騰に関する情報を消費者から収集し、又は消費者に提供するための緊急相談窓口を設置する。

⑤ 中部森林管理局

ア 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹・溪間工事等の治山事業を実施するとともに、災害により被害等を受けた施設等については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

イ 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、関係機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。

ウ 災害復旧用材の供給、被災地等における木材の需給安定等について、知事等から要請があった場合、国有林材の供給、木材関係団体等への要請等、災害救助及び災害復旧の実施に協力するものとする。

エ 知事、市町村長等から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付又は使用の要請があったときは、これに協力する。

⑥ 中部経済産業局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 電力及びガスの安定供給の確保に関すること。

ウ 災害対応物資の円滑な供給の確保のため、関係機関から情報を収集するとともに、必要に応じて、経済産業省関係部署と関係機関との連絡調整を行う。

エ 中小企業者の業務を確保するため、その事業の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

オ 必要に応じて災害対策本部等への職員の派遣を行う。

⑦ 中部近畿産業保安監督部

高圧ガス、液化石油ガス、火薬類、コンビナート、鉱山、電気、ガス等施設の保安の確保に必要な監督又は指導を行う。

⑧ 中部運輸局

ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため船舶の調達のあっせん、特定航路への就航勧奨を行う。

ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導を行う。

エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制を強化し、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役態勢の確保に努める。

オ 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講ずる。

カ 鉄道・バスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う。

キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う。

ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導を行う。

ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動体制の整備に努める。

コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する。

サ 情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策を支援する。

⑨ 大阪航空局中部空港事務所

ア 航空保安施設の管理運用を行う。

イ 航空機乗務員に対し、航空機の航行の安全を確保するために必要な情報の提供を行う。

ウ 航空機の航行の安全を確保し、秩序を維持するために航空交通管制を行う。

エ 遭難航空機の捜索及び救助に関し、関係機関に協力する。

オ 航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。

カ 運輸安全委員会に対する航空機事故調査の援助を行う。

キ 自衛隊の災害派遣要請を行う。

⑩ 第四管区海上保安本部

- ア 情報の収集、伝達を行う。
- イ 船舶、臨海施設、遊泳者等に対し、災害の発生、その他災害に関する情報の伝達及び周知を図る。
- ウ 海難の救助、排出油等の防除及び救済を必要とする場合における援助を行う。
- エ 海上における船舶交通の安全確保を図るため、航路障害物の除去、航行警報、水路通報等の通報を行う。
- オ 海上の安全の確保を図るため、船舶に対して避難勧告等（港則法・海上交通安全法）、移動命令及び危険物積載船舶・臨海施設に必要な保安措置を指示する。
- カ 海上火災の発生するおそれのある海域にある者に対し、火気の使用を制限し、又は、禁止する。
- キ 排出油に対し、措置義務者に除去を命ずる等必要な措置をとる。
- ク 自衛隊の災害派遣要請を行う。
- ケ 海上における治安を維持する。

⑪ 名古屋地方気象台

- ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。
- ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。
- エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。
- オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

⑫ 東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理を行う。
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理を行う。
- ウ 被災地区における電気通信施設、放送施設等の被害状況の調査を行う。
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関することを行う。
- カ 非常通信協議会の運営に関することを行う。
- キ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体等へ衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与を行う。

⑬ 愛知労働局

- ア 被災労働者、被災事業主等からの賃金・解雇等労働条件一般、安全衛生、労災保険に関する相談について、迅速的確な処理に努める。
- イ 化学設備を有する事業主に対して、危険物・有害物の漏えい等による災害防止のための監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。
- ウ 災害応急工事、災害復旧工事等を行う事業主に対して監督指導等を実施し、労働者の安全衛生の確保に努める。

- エ 被災者の医療対策について必要があると認められるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対して、医師その他の職員の派遣、医薬品の提供等必要な措置を講ずるように要請する。
- オ 被災労働者に対する労災補償の給付事務を迅速に行う。
- カ 災害による事業の閉鎖、事業活動の縮小等により、失業した人に対して職業相談を行うとともに、就職先の確保に努める。
- キ 被災者に対して、必要に応じ職業相談、職業紹介等窓口を設置する。
- ク 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条に基づき、雇用保険求職者給付における基本手当（賃金日額の4.5割～8割に相当する額）の支給を行う。

⑭ 中部地方整備局

- ア 災害予防
 - i 降雨、河川水位などについて観測する。
 - ii 木曽川・長良川・庄内川（矢田川を含む）・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・岐阜地方気象台と共同して洪水予報〔（木曽川中流・木曽川下流・長良川下流・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路）氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報〕を発表し、関係機関に連絡する。
 - iii 木曽川、長良川、庄内川（矢田川を含む）、矢作川、豊川及び豊川放水路の水防警報を行う。
 - iv 災害発生後の応急復旧を円滑に進めるため災害応急復旧用資機材について備蓄等を推進する。
 - v 防災訓練は、実践的な方法をもって実施する。
 - vi 大規模災害による被災施設の復旧等をより迅速、確実、効果的に行うため、公共土木施設等の被災状況モニター制度及びボランティアによる活動で被災状況把握及び応急対策等に対する防災協力活動を行う防災エキスパート制度を活用する。
 - vii 災害から港湾並びに地域住民の生命、身体及び財産を防護するため、港湾・海岸保全施設等の整備に関する計画・指導及び事業を実施する。
- イ 初動対応
 - i 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
 - ii 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧、給水支援その他災害応急対策に対する支援を行う。
- ウ 応急復旧
 - i 災害が発生した場合又はおそれのある場合、必要な体制を整え所掌事務を実施する。
 - ii 災害発生後の応急対策を実施する際、防災関係機関と密接な連絡を保ち、協力を行う。

- iii 災害発生時における緊急輸送道路等の確保として、関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去等を実施する。
- iv 災害発生後、体制を速やかに整え、所管施設の緊急点検を実施する。
- v 港湾・海岸保全施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに応急復旧に関する計画・指導及び事業を実施する。
- vi 海上の排出油災害に対し、除去等必要な措置を講ずる。
- vi 要請に基づき、中部地方整備局が保有している防災ヘリコプター・油回収船・浮体式防災基地等を被災地支援のため出動させる。

⑮ 中部地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供を行う。
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集を行う。

⑯ 近畿中部防衛局東海防衛支局

- ア 所管財産の使用に関する連絡調整を行う。
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援を行う。

⑰ 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
- エ 被災した地域の災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等を実施する。また、公共基準点等の復旧測量、地図の修正測量等公共測量の実施にあたっては、測量法第36条の規定により、実施計画書の技術的助言を行う。

4. 自衛隊

● 自衛隊

自衛隊は、災害派遣要請者（県知事、第四管区海上保安本部長、大阪航空局中部空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。

なお、実施する防災活動を例示すると、概ね次のとおりである。

- ア 被害状況の把握を行う。
- イ 避難の援助を行う。
- ウ 遭難者等の搜索救助を行う。
- エ 水防活動を行う。
- オ 消防活動を行う。

- カ 道路又は水路の啓開を行う。
- キ 応急医療、救護及び防疫を行う。
- ク 人員及び物資の緊急輸送を行う。
- ケ 給食及び給水を行う。
- コ 入浴支援を行う。
- サ 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
- シ 危険物（火薬類等）の保安及び除去を行う。
- ス その他自衛隊の能力で対処可能な防災活動を行う。

5. 指定公共機関

① 独立行政法人国立病院機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

② 独立行政法人水資源機構

水資源開発施設等（ダム、調整池、頭首工、用排水路、水門等）の保全及び同施設を通じて行われる流水の機能の維持に努めるとともに、これらの施設の災害復旧を行う。

③ 独立行政法人地域医療機能推進機構

知事の応援要請に基づき、医療班等の派遣及び被災患者の受入れ、搬送等の医療救護活動を行う。

④ 独立行政法人都市再生機構

- ア 関係機関からの情報収集や密接な連携を図る。
- イ 国等からの要請・依頼に応じて、危険度判定士や応急仮設住宅建設要員の派遣等を迅速に行うとともに、賃貸型応急住宅としてのUR賃貸住宅の貸与や応急仮設住宅の建設用地の提供を行う。

⑤ 日本銀行

災害発生時等においては、関係行政機関と密接な連携を図りつつ、次の措置を講じる。

- ア 銀行券の発行ならびに通貨および金融の調節
 - i 通貨の円滑な供給の確保
 - ii 現金供給のための輸送、通信手段の確保
 - iii 通貨および金融の調節
- イ 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置
 - i 決済システムの安定的な運行に係る措置
 - ii 資金の貸付け
- ウ 金融機関の業務運営の確保に係る措置
- エ 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
- オ 各種措置に関する広報
- カ 海外中央銀行等との連絡・調整

⑥ 日本赤十字社

- ア 必要に応じ所定の常備救護班が迅速に出動できる体制を整備するため、平常時から計画的に救護員を養成・確保するとともに、医療器材、医薬品、血液製剤の現有数の確認、救護資材の整備点検等を行う。
- イ 避難所の設置に係る支援を行う。
- ウ 医療、助産、死体の処理（一時保存を除く。）の業務を行う。
- エ 血液製剤の確保と供給を行う。
- オ 日頃から備蓄してある赤十字救援物資（毛布、緊急セット等）を被災者のニーズに応じて配分する。
なお、配分にあたっては地方公共団体や防災ボランティア等の協力を得ながら行う。
- カ 義援金等の受付及び配分を行う。
なお、配分については、地方公共団体その他関係団体と配分委員会を組織して、義援金の迅速かつ公正な配分に努める。

⑦ 日本放送協会

- ア 気象等予警報及び被害状況等の報道を行う。
- イ 平常時から防災知識の普及に関する報道を行う。
- ウ 放送施設の保守を行う。

⑧ 中日本高速道路株式会社

- 高速道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに
災害復旧を行う。

⑨ 中部国際空港株式会社

- ア 空港及び航空保安施設の管理運用を行う。
- イ 空港における航空機事故の予防を図る。
- ウ 空港施設の応急点検体制を整備する。
- エ 航空機輸送の安全確保と、空港施設の機能確保を行う。
- オ 空港及び空港周辺の航空機事故における消火救難活動を行う。
- カ 航空機による緊急輸送の確保に関し必要な協力を行う。

⑩ 東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社

- ア 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守・管理を行う。
- イ 災害により線路が不通となった場合は、列車の運転休止、又は自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
- ウ 死傷者の救護及び処置を行う。
- エ 対策本部は、運転再開にあたり必要により抑止列車の車両の検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

⑪ 日本郵便株式会社

- 災害が発生した場合又はそのおそれがある場合においては、可能なかぎり窓口業務を確保する。また、災害の状況、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務にかかる災害特別事務取扱い及び援護対策を迅速かつ的確に実施するものとする。

- ア 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- ウ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- エ 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除を実施する。
- オ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

⑫ 中部電力株式会社（※1）、株式会社 J E R A、関西電力株式会社（※2）、電源開発株式会社（※3）

- ア 電力設備の災害予防措置を講ずるとともに被災状況を調査し、その早期復旧を図る。
- イ 電力に不足を生じた場合は、他電力会社との電力の融通を図る。
（※1）中部電力パワーグリッド株式会社及び中部電力ミライズ株式会社を含む。
（以降同じ。）
（※2）関西電力送配電株式会社を含む。（以降同じ。）
（※3）電源開発送変電ネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

⑬ 東邦瓦斯株式会社（※）

- ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。
- イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る（※）東邦ガスネットワーク株式会社を含む。（以降同じ。）

⑭ 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。

⑮ NTT西日本株式会社

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
- エ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- オ 災害時における公衆通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。
- カ 気象等警報を市へ連絡する。
- キ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電報電話料金等の免除を行う。

⑯ NTTドコモビジネス株式会社

- ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。
- イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対し、通信設備を優先的に利用させる。
- ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。
- エ 災害時における通信の確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 電話サービス契約約款等に基づき、災害関係電話料金等の免除を行う。

⑰ KDDI株式会社

ア 災害対策本部を設置し、直ちに災害応急対策を行う。

イ 災害時における電気通信の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。

ウ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

⑱ 株式会社NTTドコモ

ア 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、通信設備を優先的に利用させる。

ウ 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備を行う。

エ 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

オ 携帯電話等サービス契約約款に基づき、災害関係携帯電話料金等の免除を行う。

⑲ ソフトバンク株式会社

ア 災害時における重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請により優先的に対応する。

ウ 災害時における情報等の的確かつ迅速な収集、伝達を行う。

⑳ 楽天モバイル株式会社

ア 災害時における携帯電話の通信確保並びに被災施設及び設備の早期復旧を図る。

イ 災害応急措置の実施に必要な通信に対して、防災関係機関からの要請を優先的に対応する。

ウ 災害対策本部を設置し災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達を行う。

㉑ 一般社団法人日本建設業連合会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

㉒ 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。

6. 指定地方公共機関

① 愛知県土地改良事業団体連合会

土地改良区の管理する農業用施設等の整備及び点検並びに災害復旧対策への指導及び助言について協力する。

② 愛知県尾張水害予防組合

ア 水防施設、資機材の整備と管理を図る。

イ 水防計画の策定及びその推進を図る。

③ 各ガス事業会社

ア ガス施設の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は被災施設の復旧を実施し、供給停止等の需要家に対して、早期供給再開を図る。

④ 一般社団法人愛知県トラック協会

災害応急活動のため関係機関からの緊急輸送要請に対応する。

⑤ 名古屋鉄道株式会社

東海旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社に準ずる。

⑥ 各民間放送及び新聞社

日本放送協会に準ずる。

⑦ 愛知県道路公社※、名古屋高速道路公社

各地方道路公社が管理する道路の改築、維持、修繕又はその管理を行うとともに災害復旧を行う。

※愛知県道路公社の業務の一部は、愛知県有料道路運営等事業公共施設等運営権実施契約等に基づき、愛知道路コンセッション株式会社が行う（以下同じ。）。

⑧ 公益社団法人愛知県医師会

ア 医療及び助産活動に協力する。

イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑨ 一般社団法人愛知県歯科医師会

ア 歯科保健医療活動に協力する。

イ 身元確認活動に協力する。

⑩ 一般社団法人愛知県薬剤師会

ア 医薬品等の供給及び保管管理活動に協力する。

イ 医薬品等の適正使用に関する活動に協力する。

⑪ 公益社団法人愛知県看護協会

看護活動に協力する。

⑫ 一般社団法人愛知県病院協会

医療及び助産活動に協力する。

⑬ 一般社団法人愛知県LPガス協会

ア LPガス設備の災害予防措置を講ずる。

イ 発災後は、LPガス設備の災害復旧をする。

⑭ 一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県土木研究会

「災害時における愛知県建設部が管理する公共土木施設の緊急的な災害対策支援に関する協定書」に基づき、県からの要請に応じて出動し、県が管理する公共土木施設の応急対策を実施する。

7. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

① 尾三消防組合

ア 災害時に被災者の救助、保護、輸送を行う。

イ 消防需要を把握するとともに、消防力整備計画に基づく事業を行う。

② 愛知中部水道企業団

災害時に住民等への飲料水の確保及び供給を行う。

③ 尾三衛生組合

災害時に被災地から搬入された、ごみを迅速に処理を行う。

④ 産業経済団体

農業協同組合、商工会等は、被害調査を行い、対策指導並びに必要な資機材及び融資のあっせんについて協力する。

⑤ 東名古屋医師会

ア 医師会員により医療救護班を編成し、医療及び助産の業務に協力する。

イ 防疫その他保健衛生活動に協力する。

⑥ 愛豊歯科医師会

一般社団法人愛知県歯科医師会に準ずる。

⑦ 日進市薬剤師会

一般社団法人愛知県薬剤師会に準ずる。

⑧ 文化、厚生、社会団体

日本赤十字社奉仕団、地域女性団体、教育及び体育団体等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集等について協力する。

⑨ 自治団体等

区、自治会、自主防災組織等の自治団体は、地域内における被害調査、情報の収集・伝達、被災者の救護、物資の配給、保健衛生等の応急対策及び応急措置、応急復旧の業務に協力する。

⑩ 市内建設業者等で組織する災害対策協力団体

建設業者等で組織する災害対策協力団体は、防災及び災害復旧業務に協力する。

⑪ 重要な施設の管理者

市民会館、スポーツセンターなど防災上重要な施設の管理者は、防災管理上必要な措置を行い、防災活動について協力する。

第2編 災害予防計画

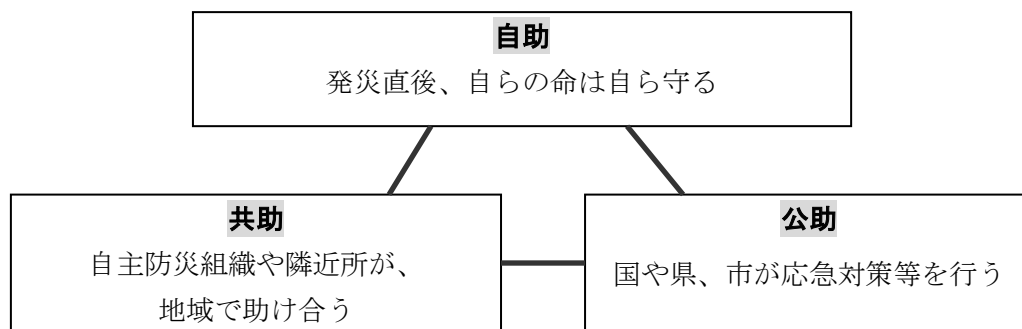
目次

第1章	防災協働社会の形成推進	2-1
第2章	防災訓練及び防災意識の向上	2-8
第3章	避難対策	2-13
第4章	避難行動の促進対策	2-18
第5章	避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	2-25
第6章	文教対策	2-36
第7章	都市の防災性の向上	2-38
第8章	建築物等の安全化	2-40
第9章	応急対策活動のための施設、資機材、体制等の整備	2-43
第10章	水害予防対策	2-49
第11章	土砂災害等予防対策	2-55
第12章	事故・火災等予防対策	2-60
第13章	広域応援体制の整備	2-65
第14章	防災に関する調査研究の推進	2-68

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止することはもちろん、不幸にして災害が発生した場合においても、その被害を最小限に防止するため、平素から防災に関する知識の普及、防災訓練、災害用物資・資機材等の備蓄、整備及び点検、防災施設、設備等の整備に万全を期すとともに、災害応急対策活動において支障となる状態の改善等について計画するものとする。

第1章 防災協働社会の形成推進

- 災害による地域での被害を軽減するためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。
- 市、住民、区、自治会、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互い助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成に努めることとする。



第1節 防災協働社会の形成推進

1. 市における措置

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組みづくり

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織等が一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取組みを推進する枠組みづくりに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努める。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

2. 市民の基本的責務

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。特に、いつでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、緊急避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めなければならない。

3. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

- ① 一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市の防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。
- ② 市は地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

第2節 消防団・自主防災組織の育成強化、ボランティアとの連携

1. 消防団の充実強化

市は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努めるものとする。

2. 自主防災組織の推進

大規模災害が発生した場合は、防災関係機関の防災活動が遅れることや、阻害されることが予想される。このような事態において被害を最小限にとどめ災害の拡大を防止するには、平素から住民による自主防災組織を設けて、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を組織的に行うことが重要である。

このため、市は地域住民、施設及び事業所等による自主防災組織の設置を推進し、その育成に努める。その際、女性の参画の促進に努めるとともに、いざという時には日頃からの地域の防災関係者の連携が重要であることから、自主防災組織及び防災関係団体等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の実情に応じた防災計画に基づき、平常時・災害発生時において効果的に防災活動を行うよう努めるものとする。

① 平常時の活動

- ・情報の収集伝達体制の確立
- ・防災知識の普及及び防災訓練の実施
- ・火気使用設備器具等の点検
- ・防災用資機材等の備蓄及び管理
- ・地域内の要配慮者の把握

② 災害発生時の活動

- ・初期消火の実施
- ・地域内の被害状況等の情報の収集
- ・救出救護の実施及び協力
- ・住民に対する避難情報の伝達
- ・集団避難の実施
- ・避難所の運営
- ・炊き出しや救助物資の配分に対する協力

(2) 自主防災組織等の環境整備

市は、自主防災組織の育成・強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。

(3) 防災関係団体ネットワーク化

市は、自主防災組織がNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）、消防団、企業、学校など防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施、支援及び指導に努めるものとする。

(4) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進

① 防災リーダーの養成

地域防災の中心として、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した、情報の収集や伝達・発信を行える地域の実践的リーダーの養成及び活用に努めるものとする。

② 防災リーダーのネットワーク化の推進

防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため、市は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。

3. 防災ボランティア活動の支援

行政、住民等、自主防災組織などで対応困難な災害が発生した場合に、被災者の自立支援を進めるためには、様々な分野における迅速できめ細かいボランティア活動が必要である。災害時にボランティアがその力を十分に発揮するためには、ボランティアと被災地からの支援要請との調整役となるボランティアコーディネーター（以下、「コーディネーター」という）を確保した受入体制の整備と、ボランティア相互の協力・連絡体制づくり（ネットワーク化）が不可欠である。

市は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア関係団体等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。

(1) 災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化し

ておくよう努めるものとする。

(2) ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進

① ボランティアの受入体制の整備

ア 市は、あらかじめ平常時にNPO・ボランティア関係団体等と次に掲げる災害発生時の対応や連絡体制について定期的な意見交換に努める。

- ・災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの受入に必要な机、イス及び電話等の資機材を確保する。

- ・災害時にコーディネーターを派遣することを協力するNPO・ボランティア関係団体（以下「協力団体」という。）にコーディネーターの派遣を要請する。

- ・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入を行う。

イ 市は、防災訓練等において協力団体の協力を得て、広域ボランティア支援本部及び災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行う。

② ボランティアコーディネーター養成講座の開催

市及び県は、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連絡し、ボランティアとして被災地の支援をしたい者と支援を求める者との調整役になるコーディネーターの確保に努める。このため、市及び社会福祉協議会はボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、市及び県は、養成したボランティアコーディネーターに対し、コーディネート知識・技術の向上を図るためのレベルアップ研修等を実施する。

なお、市等は、養成したボランティアコーディネーターに県が実施するレベルアップ講座等を受講させるものとする。

③ NPO・ボランティア関係団体等との連携

大規模災害時におけるボランティアの円滑な受入及びボランティアの効果的な活動が実施されるよう、平常時からNPO・ボランティア関係団体等と連携して、受援体制の構築・強化を図る。

また、市は、地域での連絡会の設置・協定の締結などにより、NPO・ボランティア関係団体等との連携に努める。

④ 防災ボランティア活動の普及・啓発

市は、ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、災害時にボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、普及・啓発活動を行う。その際、ボランティアの活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進する。また、若年層の活動がとりわけ期待されていることから、関係機関等と連携し、学生等が日常生活で災害について学ぶ機会の充実に努めるものとする。

4. 連携体制の確保

日頃から地域の防災関係者間の連携を取ることが重要であるため、市は、平常時から自主防災組織、NPO・ボランティア関係団体等との連携を進めるとともに、災害時には多様な分野のNPO等とも協力体制を確保できるよう連携体制の整備に努めるものとする。

第3節 企業防災の促進

1. 企業における措置

(1) 事業継続計画の策定・運用

企業は、災害時の企業の果たす役割を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。

特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する企業等は、国及び地方公共団体が実施する企業等との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

(2) 生命の安全確保

顧客及び自社、関連会社、派遣会社、協力会社などの役員・従業員の身体・生命の安全を確保するものとする。また、事業者は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

(3) 二次災害の防止

落下防止、火災の防止、薬液漏洩防止、危険区域の立入禁止など、自社拠点における二次災害防止のための安全対策の実施が必要である。

(4) 地域との共生と貢献

緊急時における企業・組織の対応として、自社の事業継続の観点からも、地域との連携が必要であることから、地元地域社会を大切にしている意識を持ち、地域との共生に配慮するよう努める。

企業の社会貢献の例としては、義援金・物資の提供、帰宅困難者等への敷地や建物の一部開放、被災地域の災害救援業務を支援するために必要とされる技術者の派遣等がある。また、被災時に救護場所や避難場所となる可能性が高い施設を企業が有する場合、当該施設の自家発電・自家水源・代替燃料などを平常時から確保するこ

とが望ましい。

- (5) 洪水、雨水出水浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者における措置

2. 市及び商工団体等における措置

市及び商工団体等は、企業トップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、BCP等の策定・運用を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、企業の防災力向上の推進を図るものとする。

企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

① BCP等の策定促進

ア 普及啓発活動

市及び商工団体等は、企業防災の重要性やBCPの必要性について積極的に啓発していく。また、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

イ 情報の提供

企業がBCP等を策定するためには、想定リスクを考える必要があることから、市は被害想定やハザードマップ等を積極的に公表する。

② 相談体制等の整備

市及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援についてあらかじめ整理しておく。また、市は、あらかじめ商工団体等と

連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

3. 名古屋地方気象台における措置

名古屋地方気象台は、公共機関等に対し、防災体制の整備や事業継続計画の策定等を支援するため、防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を行うものとする。

第2章 防災訓練及び防災意識の向上

- 国、県及び市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスク、正常性バイアス等の必要な知識及び災害時にとるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。
- 市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、全国火災予防運動、文化財防火デー等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練を実施するものとする。
- 防災訓練や教育等の実施にあたっては、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。
- 様々な複合災害を想定した図上訓練等を行い、各種対策や計画の見直しに努める。

第1節 防災訓練の実施

1. 基礎訓練

(1) 水防訓練

台風、出水期に対応するため、市関係職員や消防団員を動員して、水防訓練を実施するものとする。

①訓練概要

水防作業は、暴風雨の中で、しかも夜間に行わなければならないような場合が多いため、次の段階に基づいて十分訓練を行う。

ア 基本訓練

7月までの間において、尾三消防本部日進消防署職員等により水防工法の講習会を実施する。

イ 総合訓練

水防関係機関の協力を得て実践即応の巡視、観測、警戒、通信連絡、動員、応援、避難退去、破堤時の措置、水防工法等の総合的水防訓練を実施する。

②訓練内容

通信連絡、水防工法、避難誘導、災害警備、救護、救護物資等の輸送・給水、非常炊き出し等

③訓練参加者

市の職員、消防団等の関係団体、地域住民

④訓練場所及び工法

その都度示すものとする。工法については、消防団関係を主体とする。

(2) 消火訓練

区、自治会（自主防災組織）、消防団、事業所等の組織を活用して、地区防火訓練会、地区防火教室を開催し、火災予防と初期消火等防災知識、技術の普及と啓発に努める。

(3) 避難・救助訓練

市及び防災関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、水防、消防等の災害防護活動と併せ、又は単独で訓練を実施するものとする。

また、学校、病院、鉄道、社会福祉施設、工場、事業所等にあつては、学生、利用者、従業員等の人命保護のため、避難施設の整備を図り、避難訓練を実施するものとする。

なお、都市型水害対策訓練、土砂災害に係る避難訓練（危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練）についても実施に努めるものとする。

特に自主防災組織、地域住民の参加による地域の実情に応じた訓練を徹底して行う。

(4) 通信訓練

市及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定し、通信訓練を実施する。

(5) 非常招集訓練

市及び防災関係機関は、各種災害を想定し勤務時間外における職員等円滑な参集、非常配備体制の万全を期するため、必要に応じ実施する。

2. 総合訓練

上記各種の基礎訓練を有機的に組合せ、防災関係機関が合同又は連携して、同一想定に基づき総合的な訓練を実施する。

(1) 実施時期

災害発生が予想される前の訓練効果のある時期を選んで実施する。

(2) 実施場所

災害のおそれのある地域又は、訓練効果のある適当な場所において実施する。

(3) 実施の方法

県、市、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地元住民・事業所等が一体となって、又は連携して、同一想定に基づき予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する。

また、災害応援に関する協定に基づき、他市町村等との訓練の相互参加及び共同訓練の実施に努める。

さらに、ボランティア団体に対しても、総合訓練への参加を求める。

3. 広域応援訓練

市は、市が被災し、十分な災害応急対策の実施が困難な状況に陥った場合を想定し、県や他の市町村と連携し、広域的な応援を行う防災訓練の実施に努める。

4. 防災訓練の指導協力

市は、居住地、職場、学校等において、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、きめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図るものとする。

また、防災関係機関あるいは自主防災組織が実施する防災訓練について、計画遂行上の必要な指導助言を行うとともに、積極的に協力する。

さらに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

5. 訓練の検証

市は、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を整理し、必要に応じて改善措置を講じるとともに、次回の訓練に反映させるよう努めるものとする。

6. 図上訓練等

市は、職員の災害対応能力の向上を図るため、災害対策本部及び方面本部等において応急対策活動に従事する本部要員及び方面本部要員等に対し、実践的な図上訓練や実際の災害対処訓練(ロールプレイング方式)等を実施するものとする。

第2節 防災のための意識啓発・広報

防災活動の成果を上げるには、科学的な防災知識を高め、住民等の理解と協力を得ることが必要である。このため、気象、水象等に関する知識並びに災害時における個人の防災に対する心得等の周知徹底を図るとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

市は、過去の災害から得られた教訓を後世に伝えていくため、災害に関する調査結果や各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

さらに、国土地理院と連携して、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

1. 防災意識の啓発

市は、市民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることができるよう、県や防災関係機関、民間事業者等と協力して、次の事項を中心に防災についての正しい知識、防災対応等について啓発する。

また、災害に関するビデオなどを自主防災組織、学校等に貸し出して、防災教育の推進を図る。

名古屋地方気象台は、市民が防災気象情報を活用し的確な防災行動をとることができるよう、県、市及び防災関係機関と協力して、次の事項の（１）、（５）～（７）について解説を行い、啓発を図る。

さらに、市は、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

- （１）災害に関する基礎知識
- （２）正確な情報の入手
- （３）防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- （４）地域の緊急避難場所、避難路に関する知識
- （５）警報等や避難情報の意味と内容
- （６）警報等発表時や避難情報の発令時にとるべき行動
- （７）様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動
- （８）避難生活に関する知識
- （９）家庭における防災の話し合い（災害時の家族内の連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取決め等）について、あらかじめ決めておくこと）
- （１０）応急手当方法の紹介、平素から県民が実施すべき水、食料その他生活必需品の備蓄、出火防止等の対策の内容
- （１１）家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

2. 防災に関する知識の普及

市は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、各種講習会、イベント等を

開催し、水防・土砂災害・二次災害防止に関する総合的な知識の普及に努めるものとする。

また、市は、地域と連携を図り、地域の実情に応じた防災の教育及び普及促進を図るとともに、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るものとする。

さらに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー、障害福祉サービス事業者等）の連携により、要配慮者（高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者）に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

普及の内容を住民等に周知徹底するため、次の方法により実施する。

（１）講習会、防災出前講座等の開催

防災関係職員及び国、県、防災関係機関等の専門員を派遣要請するなどして、防災知識の普及を図る。

（２）広報紙

「広報につしん」を通じて、住民等に本市防災対策等の周知徹底を図る。

（３）ホームページ等

防災に関する情報を市ホームページやX（旧ツイッター）・フェイスブックに掲載する。

（４）パンフレット等の配布

防災に関する一般的知識、気象情報等に関する知識、避難の方法及び場所、災害危険箇所、過去の災害事例、平常時及び災害発生時の心得などを記載したパンフレットやハザードマップ等を配布する。

（５）防災推進委員の設置

防災について知識のある住民等を、防災推進委員として委嘱し、市と協力して防災知識の普及などの地域防災活動を推進する。

３．家庭内備蓄等の推進

市は、災害発生時にはライフラインの途絶等の事態が予想されるため、飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の生活必需品について、可能な限り１週間分程度、最低でも３日間分の家庭内備蓄を推進するとともに、マスク、消毒液、体温計等の感染防止対策資材について、できるだけ携行して避難するよう呼びかける。さらに、自動車へのこまめな満タン給油を呼びかける。

また、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るものとする。

４．報道媒体の活用及び協力要請

防災知識の普及啓発を図るため、報道機関に対して協力を依頼するとともに、本市の災害対策計画等に必要な情報記事の提供に努めるものとする。

第3章 避難対策

第1節 避難に関する計画

浸水やがけ崩れ、火災の延焼など災害の発生するおそれがある区域内の住民は、速やかに安全な場所に避難することが大切である。

市は、このような場合に備えて、あらかじめ指定緊急避難場所や指定避難所の指定及び整備、避難計画の作成、避難所の運営体制の整備を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民の安全確保に努めるものとする。

災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。

1. 緊急避難場所及び避難所

市が指定する緊急避難場所及び避難所は、次のとおりとする。

(1) 指定緊急避難場所		
指定緊急避難場所は、地域ごとに徒歩で容易に避難できる場所や集合できる場所とし、次の2つに分類する。		
① 緊急一時避難場所		身近にあり、避難行動要支援者を含めて、地区住民が容易に集合できる場所で、地域避難場所を除く自治集会所等とする。学校の運動場や公園など、従来の「一時避難場所」も含む。
	② 地域避難場所	拠点避難所を開設するまでの期間、一時的に過ごせる施設、あるいは少数の避難者に対応できる施設であり、地区公民館や高校、その他の使用可能な公共施設とする。
(2) 指定避難所		
指定避難所は、被災者が一定期間滞在できる生活の場としての機能を有する施設で、広さ・備蓄等から次の2つに分類する。		
① 拠点避難所		多くの避難者が数日間生活できる環境が整備され、かつ物資等が配備されている、小中学校等の公的施設とする。
	② 二次避難所	少数の避難者や帰宅困難者及び長期の避難者向けの施設で、スポーツ施設等とする。
(3) 福祉避難所		
通常の避難所での生活に困難が生じる避難行動要支援者を避難させるため、特別な配慮がされた施設で、社会福祉施設、保育園などを事前に指定して活用する。		

また、市は、上記の緊急避難場所等とは別に、大規模な公園などの広いオープンスペースを「広域避難場所」として定め、一時的な避難場所として活用する。

2. 指定避難所の指定及び選定

- ① 市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。
- ② 避難者の避難状況に即した最小限のスペースを確保するとともに、避難所運営に必要な本部、会議、医療、要配慮者等に対応できるスペースを確保するものとする。その際、介護が必要な要配慮者のスペース規模は、状況に応じて配置上の工夫を行うとともに、避難者の状況に応じた必要な規模の確保に努める。
- ③ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努めるものとする。

なお、避難所は、災害に対して安全な建物で、一定以上の受入可能な施設を選定するものとする。選定に際しては、次の点に留意する。

- ① 住民にとって身近な施設である。
- ② 二次災害などのおそれがない。
- ③ 立地条件や建物の構造等を考慮し、安全性が十分確保されている。
- ④ 緊急輸送道路等とのアクセスが確保されている。
- ⑤ 環境衛生上、問題がない。
- ⑥ 要配慮者の生活支援が行える。
- ⑦ 原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を、避難所として使用しない。

避難所の選定にあたっては、市の人口動態、施設の変更等について調査し、必要に応じて更新するものとする。

3. 避難所等が備えるべき設備

次のものは緊急時に有効と思われる設備であり、これらは平時から避難所等に備え付け、すぐ利用できるよう整備に努めるものとする。

- ① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- ② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等

③ バックアップ施設の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

避難所には内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

4. 避難所の運営体制の整備

市は、「日進市避難所運営マニュアル」などを活用し、各地域の実情を踏まえた避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅での避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。

5. 避難に関する広報

市は、住民等が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR誌などを活用して、次の広報活動を実施するものとする。

(1) 避難所等の広報
避難所等の指定を行った時は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努める。 ・ 緊急避難場所、避難所の名称 ・ 緊急避難場所、避難所の所在位置 ・ 緊急避難場所、避難所への経路 ・ 緊急避難場所、避難所の区分 ・ その他必要な事項
(2) 避難のための知識の普及
必要に応じて次の事項につき、住民等に対して普及のための措置をとる。 ・ 平常時における避難のための知識 ・ 避難時における知識 ・ 緊急避難場所、避難所滞在中の心得 等

6. 市及び防災上重要な施設管理者の避難計画

市及び防災上重要な施設管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、あらかじめ避難計画を作成しておくものとする。

主体	内容
市	（１）市の避難計画 避難計画は、次の事項に留意して作成するとともに、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立に努める。 ア 避難指示を行う基準及び伝達方法 イ 緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口 ウ 緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法 エ 緊急避難場所、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項 オ 緊急避難場所、避難所の管理に関する事項 カ 災害時における広報 （２）避難所の運営体制の整備 避難所において多種多様な問題の発生が予想されるため、「日進市避難所運営マニュアル」等を活用し、地域の実情を踏まえた運営体制の整備を図るものとする。
防災上重要な施設管理者	●防災上重要な施設管理者の留意事項 学校、病院、工場、その他防災上重要な施設管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより、避難の万全を期すものとする。 ア 学校においては、各地域の特性等を考慮した上で、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。 イ 義務教育の児童生徒を集团的に避難させる場合に備えて、学校及び市教育委員会においては、緊急避難場所等の選定、避難施設の確保及び保健・衛生及び給食等の実施方法について定める。 ウ 病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集团的に避難させる場合に備えて、他の医療機関等の確保、移送の方法、保健・衛生及び入院患者に対する避難誘導の実施方法等について定める。

第2節 必需物資の確保対策

災害により、飲料水、食品、生活必需品等の確保が困難な住民に対し、必要な物資を供給するため、集中備蓄と分散備蓄を適切に組み合わせて、必要な生活物資の確保に努める。また、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、輸送体制の整備を図るものとする。

市は、物資の調達や輸送が平時のように実施できないという認識に立って、災害発生後緊急に必要な物資の備蓄及び調達並びに供給体制の整備充実に努めるとともに、備蓄にあたっては、指定された避難場所又はその近くで地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとする。

(1) 飲料水の確保体制の整備

市は、県及び愛知中部水道企業団と相互に協力して、発災後1週間は1人あたり1日3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できるように、被災後の経過日数ごとに、目標数量、給水方法などを定め、給水用資機材の整備や飲料水の確保体制の整備に努める。
また、単独で対応できない大規模な災害を想定し、他市町村等と協定を締結するなど、相互応援体制の整備に努める。

(2) 食品及び生活必需品の確保

市を始め防災関係機関は、食品及び生活必需品の確保、備蓄倉庫の整備又は耐水性を考慮した保管場所の確保に努める。

① 米穀の確保

市は、県が策定した「愛知県応急用米穀取扱要領」（市町村長が自ら主食を確保する場合）に基づき、事前に米穀届出事業者等と米穀の供給協定の締結を行い、応急時の米穀の確保に努める。なお、米穀届出事業者等からの米穀の調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。

② 主食及び副食の確保

市は、乾パンなどの主食とともに野菜などの副食を、自ら確保又は関係機関から調達する。

③ 生活必需品の確保

確保すべき主な生活必需品としては次のものが考えられ、これらを計画的に備蓄するものとする。

- ・毛布、被服（肌着等）
- ・日用品（タオル、石けん、ちり紙等）
- ・炊事道具・食器類（鍋、やかん、茶碗、はし等）
- ・光熱用品（エルピーガス、懐中電灯、ローソク、乾電池等）
- ・医薬品等（救急セット等）、衛生用品（生理用品、紙おむつ等）
- ・仮設トイレ、簡易トイレ

第4章 避難行動の促進対策

避難情報は、空振りをおそれず、住民等が適切な避難行動をとれるように、発令基準を基に発令する。

防災情報を災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用による報道機関等を通じた情報提供に加え、緊急速報メール機能等を活用して、気象警報や避難情報の伝達手段の多重化・多様化を図る。

市長は、あらかじめ指定緊急避難場所の指定及び整備、避難計画の作成を行うとともに、避難に関する知識の普及を図り、住民等の安全確保に努めるものとする。

第1節 気象警報や避難情報の情報伝達体制の整備

県は、市町村に対して気象警報等が確実に伝わるよう、防災行政無線（高度情報通信ネットワーク）等を適切に維持管理する。また、災害情報を放送事業者、新聞社、通信事業者等に効率的に伝達する共通基盤である災害情報共有システム（Ｌアラート）を活用するための体制を整備する。

市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等が、災害のおそれがある場合に適時的確な避難行動を判断できるように、平時から継続的な防災教育やハザードマップ等を活用した実践的な訓練を実施し、とるべき避難行動等の周知を図る。また、気象警報や避難情報が速やかに確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、コミュニティFM放送、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ＩＰ通信網、ケーブルテレビ網等を用いた伝達手段の多重化、多様化の確保を図る。

また、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等についてあらかじめ検討する。

市及びライフライン事業者は、災害情報共有システム（Ｌアラート）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努めるものとする。

第2節 緊急避難場所及び避難道路の指定等

1. 緊急避難場所の指定

市は、災害の種類に応じてその危険の及ばない場所・施設を指定緊急避難場所として

災害対策基本法施行令に定める基準に従って指定し、災害の危険が切迫した場合における住民の安全な避難先を確保する。なお、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けるものとする。

また、指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の中から広域避難場所や一時避難場所を選定する。

(1) 広域避難場所

市長は、住民の生命・身体の安全を確保するため、必要に応じて次の基準により広域避難場所を選定し、確保する。なお、選定した場合には、広域避難場所及び周辺道路に案内標識、誘導標識等を設置し、平素から関係地域住民に周知を図る。

ア 広域避難場所は、都市大火からの避難を中心に考え、公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド（校庭を含む。）、公共空地等が適当と考えられる。

イ 広域避難場所における避難者1人当たりの必要面積は、おおむね2㎡以上とする。

ウ 広域避難場所は、要避難地区のすべての住民（昼間人口も考慮する。）を収容できるよう配置するものとする。

エ 広域避難場所内の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ、散在していなければならない。

オ 広域避難場所は、大規模なけが崩れや浸水などの危険のない所及び付近に多量の危険物等が蓄積されていない所とする。

カ 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度、疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れている所とする。

キ 地区分けをする場合においては、町単位を原則とするが主要道路、鉄道、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(2) 一時避難場所

広域避難場所へ避難する前の中継地点として、避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は集団を形成する場所並びにボランティア等の救援活動拠点となる場所として、公園、グラウンド（校庭を含む）、公共空地等を一時避難場所として選定し、確保する。

なお、避難者1人あたりの必要面積や地区分けについては広域避難場所と同様の取扱いとする。

2. 避難道路の選定

市は、市街地の状況に応じて次の基準により避難道路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難道路はおおむね8m～10mの幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。

イ 地盤が堅固で、地下に危険な埋設物がないこと。

- ウ 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- エ 浸水等の危険のない道路であること。
- オ 自動車の交通量がなるべく少ないこと。

第3節 避難情報の判断・伝達マニュアルの作成

1. 市における措置

(1) マニュアルの作成

市は、避難情報について、次の事項に留意の上、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

- ①豪雨、洪水、土砂災害等の災害事象の特性に留意すること
- ②収集できる情報として次の情報を踏まえること
 - ア 気象予警報及び気象情報
 - イ 河川の水位情報、指定河川洪水予報
 - ウ 土砂災害警戒情報、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、土砂災害危険度情報
- ③「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）を参考にすること
- ④区域の設定に当たっては、次の区域を踏まえると同時に、いざというときに躊躇なく避難情報を発令できるよう具体的な区域を設定すること
 - ア 河川氾濫による浸水が想定される区域（水防法に基づく浸水想定区域等）
 - イ 土砂災害が発生するおそれのある土地（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険地区等）
- ⑤情報の提供にあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める
- ⑥洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能であることや、既に災害が発生又は切迫している状況（[警戒レベル5]）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること
- ⑦避難情報の発令基準等については、次の点に留意すること
 - ア 避難の指示等を発令する基準は、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報（大雨、暴風等の特別警報、警報及び注意報並びにその補完的な情報等）、土砂災害警戒情報、指定河川洪水予報、水位周知河川の避難判断水位到達情報、水防警報の発表など、該当する警戒レベル相当情報を基に、具体的・客観的な内

容であらかじめ設定するよう努める。

また、避難情報の発令基準の設定にあたっては、避難のための準備や移動に要する時間を考慮して設定するものとする。〔警戒レベル4〕避難指示については、災害が発生するおそれが高い状況において、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令する。居住者等はこの時点で避難することにより、災害が発生する前までに指定緊急避難場所等への立退き避難を完了することが期待できる。

〔警戒レベル5〕緊急安全確保は、災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく必要がある。

イ 土砂災害に係る避難情報については、土砂災害警戒区域等を発令単位として事前に設定し、土砂災害警戒情報及び土砂災害の危険度分布等を用い、事前に定めた発令単位と危険度の高まっている領域が重複する区域等に避難情報を適切な範囲に絞り込んで発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定すること。

なお、土砂災害の発生が確認された場合や、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当）が発表された場合は、土砂災害警戒区域・危険箇所等以外の区域であっても、土砂災害の発生した個所や周辺区域を含む事前に設定した区域を躊躇なく発令の対象区域とし、〔警戒レベル5〕緊急安全確保を可能な範囲で発令すること。

（2）判断基準の設定等に係る助言

判断基準や発令対象区域の設定については、必要に応じて、専門的知識を有する中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台に助言を求めることとし、中部地方整備局・県（水防、砂防所管）や名古屋地方気象台は、市が、避難情報の判断基準の設定及び見直しを行う場合について、必要な助言を行うものとする。

（3）事前準備

市は、避難情報を発令しようとする場合において、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

第4節 避難誘導等に係る計画の策定

1. 市及び防災上重要な施設の管理者における措置

市及び防災上重要な施設の管理者は、災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるようあらかじめ避難誘導等に係る計画を作成しておくものとする。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

(1) 市の避難計画

市の避難計画には、原則として次の事項を記載するものとする。

①避難情報の発令基準及び伝達方法

②緊急避難場所、避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口

なお、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

③緊急避難場所、避難所への経路及び誘導方法

④緊急避難場所開放、避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項

ア 給水措置

イ 給食措置

ウ 毛布、寝具等の支給

エ 衣料、日用必需品の支給

オ 負傷者に対する応急救護

⑤緊急避難場所、避難所の管理に関する事項

ア 緊急避難場所や避難所の秩序保持

イ 避難者に対する災害情報の伝達

ウ 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底

エ 避難者に対する各種相談業務

⑥災害時における広報

ア 広報車による周知

イ 避難誘導員による現地広報

ウ 住民組織を通ずる広報

(2) 防災上重要な施設の管理者の留意事項

学校、病院、工場、その他防災上重要な施設の管理者は、次の事項に留意してあらかじめ避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図ると同時に、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

①学校においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で、想定される被害の状況に応じた対応ができるよう、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示伝達の方法等を定める。

②義務教育の児童生徒を集団的に避難させる場合に備えて、学校及び教育行政機関においては、緊急避難場所及び避難所等の選定及び保健・衛生、給食等の実施方法について定める。

③病院においては、患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合に

において、他の医療機関又は避難所の確保、移送の方法、保健・衛生、入院患者に対する実施方法等について定める。

2. 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における措置

市は、浸水想定区域（水防法に基づくもの）及び土砂災害警戒区域の指定を受けた区域においては、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項や土砂災害に係る情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

第5節 避難に関する意識啓発

1. 市及び名古屋地方気象台における措置

市は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、緊急避難場所・避難所・災害危険地域等を明示した防災マップ、洪水時の浸水想定区域及び浸水深を示したハザードマップ、広報誌・PR紙などを活用した広報活動、並びに研修を実施し、住民の意識啓発を図るものとする。

（1）緊急避難場所等の広報

市は、次の事項につき、地域住民に対する周知徹底に努めるものとする。

- ①緊急避難場所、避難所の名称
- ②緊急避難場所、避難所の所在位置
- ③避難地区分け
- ④緊急避難場所、避難所への経路
- ⑤緊急避難場所、避難所の区分
- ⑥その他必要な事項
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと
 - ・指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること

（2）避難のための知識の普及

市及び名古屋地方気象台は、必要に応じて、次の事項につき住民に対して、普及のための措置をとるものとする。

- ①平常時における避難のための知識
- ②避難時における知識
 - ・避難情報が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所等や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難先への立退き避難を基本とすること
 - ・あらかじめ、避難経路や自主避難先が安全かを確認しておくこと
 - ・避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであること（特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があること）
 - ・洪水等については、住宅構造の高層化や浸水想定が明らかになってきていることなどから、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等においても上階への避

難や高層階に留まるなど、居住者等がハザードマップ等を確認し自らの判断で、計画的に身の安全を確保することが可能な場合があること

- ・あらかじめ、ハザードマップ等で浸水深や浸水継続時間等を確認し、自宅・施設等で安全を確保でき、かつ、浸水による支障を許容できるかを確認しておくとともに、長時間の孤立に備え、備蓄等を準備しておくこと
- ・市長から〔警戒レベル5〕緊急安全確保が発令された場合、未だ避難できていない住民は、命の危険から身の安全を可能な限り確保するため、その時点でいる場所よりも相対的に安全な場所へ直ちに移動等すること
- ・急激に災害が切迫し発生した場合に備え、あらかじめ、自宅・施設等及び近隣でとり得る次善の行動を確認しておくこと

③緊急避難場所、避難所滞在中の心得

(3) その他

- ①防災マップの作成にあたっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。
- ②市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する際に、愛知県避難誘導標識等設置指針を参考とし、指定緊急避難場所の場合には、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努める。
- ③市及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第5章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策

- 市長等は、あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時における住民の生活環境の確保に努めるものとする。
- 市、県及び要配慮者が利用する社会福祉施設等の管理者は、「人にやさしい街づくりの推進に関する条例」（平成6年愛知県条例第33号）の目的に従い、真に人にやさしい施設整備に努めるとともに、要配慮者に配慮した情報伝達体制の推進及び教育・広報活動などに努める。
- 市にあっては、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。
- 社会福祉施設等の管理者は、その施設を利用する者を適切に避難誘導するため、市、地域住民、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体と協力体制を図るものとする。
- 令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進するものとする。
- 市及び県は、公共交通機関の運行状況によっては、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則を積極的に広報することにより、帰宅困難者の集中による混乱発生の防止に努める必要がある。また、一斉帰宅を抑制するため、事業者等に対して従業員等を職場等に滞在させることができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

第1節 避難所の指定・整備等

1. 市における措置

(1) 避難所等の整備

市は、地域の実情に応じた避難者数を想定し、さらに市町村相互の応援協力体制のバックアップのもとに避難所等の整備を図る。

また、避難者が最寄りの避難所等へ避難できるよう、必要に応じて町丁界や行政界を越えての避難を考慮して整備していくものとする。

なお、都市農地を避難場所等として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所の指定

①市は、避難所が被災した住民が一定期間滞在する場であることに鑑み、円滑な救援

活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の住民に身近な公共施設等を災害対策基本法施行令に定める規模条件、構造条件、立地条件、交通条件等の基準に従って指定するものとする。

- ②上記①の基準に加え、避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保、天井等の非構造部材の耐震対策を図るとともに、バリアフリー化しておくことが望ましい。
- ③内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、避難者の居住スペースを確保するものとする。
- ④指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、避難所内の空間配置図やレイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- ⑤指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるものとする。
- ⑥指定に当たっては、原則として、防災関係機関、教育機関の管理諸室、病院等医療救護施設、ヘリポート、物資集配拠点などの災害対策に必要な施設を避難所として使用しないこととする。また、災害発生時に複数の避難者がやむを得ず指定避難所以外の施設に避難した場合は、その場所を新たに避難所として追認、登録することが必要である。
- ⑦指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。

(3) 指定福祉避難所の指定

- ① 市は、指定一般避難所内では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、指定福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ② 市は、指定福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- ③ 市は、指定福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ指定福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- ④ 市は、前述の公示を活用しつつ、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

(4) 避難所が備えるべき設備の整備

避難所には、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、給水タンク、貯水槽、防災井戸、テント、仮設トイレ、マンホールトイレ、毛布、段ボールベッド、パーティション、炊き出し設備、入浴設備等の整備を図るとともに、マスク、消毒液の備蓄に努める。さらに、空調・洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努める。

なお、バリアフリー化がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう障害者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるとともに、緊急時に有効な次の設備について、平常時から避難所等に備え付け、利用できるよう整備しておくよう努めていく。

- ① 情報受発信手段の整備：防災行政無線、携帯電話、衛星通信を活用したインターネット機器、ファクシミリ、パソコン、拡声器、コピー機、テレビ、携帯ラジオ、ホワイトボード等
- ② 運営事務機能の整備：コピー機、パソコン等
- ③ バックアップ設備の整備：投光器、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等

(5) 避難所の破損等への備え

市は、避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を図る。

(6) 避難所の運営体制の整備

- ① 市は、県が作成した「愛知県避難所運営マニュアル」や「妊産婦・乳幼児を守る災害時ガイドライン」などを参考に、各地域の実情を踏まえ、避難所ごとに運営体制の整備を図るものとする。
- ② 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- ③ 避難所の運営にあたっては、現に避難所に滞在する住民だけでなく、在宅や車中、テントなどでの避難生活を余儀なくされる住民への支援も念頭に置いた運営体制を検討する。
- ④ 市は、避難所でのペット同行避難者の受入体制について検討し、受入体制を住民へ周知徹底する。
- ⑤ 市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。
- ⑥ 感染症対策について、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して取組を進めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努めるものとする。
- ⑦ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避

難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

(7) 避難者等の情報把握

市は、保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している避難者等の状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努めるものとする。

(8) 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

ア 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努めるものとする。

イ 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努めるものとする。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努めるものとする。

第2節 要配慮者支援対策

1. 市及び社会福祉施設等管理者における措置

(1) 社会福祉施設等における対策

①組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、市との連携のもとに、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態に応じた体制づくりに努める。

②緊急連絡体制の整備

市及び施設等管理者は、風水害等災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達手段の整備を図るものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市及び施設等管理者は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

④防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食糧や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

⑤非常用電源の確保等

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

(2) 在宅の要配慮者対策

①緊急警報システム等の整備

市は、要配慮者の対応能力を考慮した緊急警報システムの整備を進めるとともに、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図るものとする。

②応援協力体制の整備

市は、被災時の要配慮者の安全と入所施設を確保するため、医療機関、社会福祉施設、近隣住民、自主防災組織やボランティア組織、国及び他の地方公共団体等との応援協力体制の確立に努めるものとする。

③防災教育・防災訓練の実施

市は、要配慮者が自らの対応能力を高めるため、個々の要配慮者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図るものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

①市は、要配慮者のうち災害時において自ら避難することが困難であって、円滑かつ迅速な避難の確保の観点で特に支援を要する避難行動要支援者に対する避難支援の全体的な考え方を整理する。また、名簿に登載する避難行動要支援者の範囲、名簿作成に関する関係部署の役割分担、名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法、名簿の更新に関する事項等について、市地域防災計画に定めるとともに、細目的な部分については、避難行動支援の全体計画を定める。さらには、名簿に登載する避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための個別避難計画を、市地域防災計画の定めるところにより作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りではない。

なお、個別避難計画の作成に当たっては、災害の危険性等地域の実情に応じて、優先順位の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するよう努めるものとする。
※人工呼吸器や酸素供給装置、胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な「医療的ケア児」等、保護者だけでは避難が困難で支援を必要とする障害児等も対象となりうる点に留意すること。

②避難行動要支援者名簿の整備等

ア 要配慮者の把握

市は、災害時に要配慮者に対する援護が適切に行われるよう、関係部署等が保有している要介護高齢者や障害者、外国人等の情報を把握するものとする。

なお、障害児の場合、支援区分がないが、保護者のみでは避難行動が困難である可能性の高い重症心身障害児や医療的ケア児は、障害児通所支援における基本報酬や加算の情報により把握する方法もある。

イ 避難行動要支援者名簿の作成

市は、要配慮者のなかから、要介護状態区分、障害支援区分、家族の状況等を考慮し、避難行動要支援者の要件を設定し、市内部組織その他の関係者の協力を得て、氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等必要な事項を記載した避難行動要支援者名簿を作成する。その際、設定した要件にあてはまらない者であっても、要配慮者自らが名簿

への掲載を求めた場合には柔軟に対応できるものとする。

i) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- ・ 65 歳以上のひとり暮らしの者
- ・ 65 歳以上のみの世帯の者
- ・ 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく要介護状態区分 3 から 5 までの要介護者
- ・ 身体障害者旅客運賃割引規則（昭和 62 年旅客鉄道株式会社公告）に基づく第 1 種身体障害者
- ・ 療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に基づく療育手帳の交付を受けた者
- ・ 上に掲げる者のほか、避難に支援が必要と認められる者

ii) 避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手方法

避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報の入手は、「日進市災害時要援護者地域支援制度実施要綱」に基づき登録された者に対して定められた手続きに従うものとする。

ウ 避難行動要支援者名簿の更新と情報の共有

名簿に登載される要支援者は、転出・転入、出生・死亡、障害の発現等により絶えず変化することから、避難支援に必要となる情報を適宜更新し、関係者間で共有する。

エ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他避難行動要支援者名簿に登載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲をあらかじめ定めておく。ただし、条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて当該名簿情報によって識別される特定の個人の同意が得られない場合は、この限りではない。

併せて、これらの名簿情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置についてあらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例等の定めにより、または、避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、名簿情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

③個別避難計画の作成等

ア 個別避難計画の作成

市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別

避難計画を作成するよう努める。なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

イ 避難支援等関係者への事前の個別避難計画情報の提供

市は、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、その他個別避難計画に掲載された情報を事前に提供できる避難支援等関係者について、情報提供の範囲を市地域防災計画であらかじめ定めておく。

併せて、これらの情報の施錠可能な場所での保管の徹底や、複製の制限等による情報管理の徹底を図るとともに、避難支援等関係者への研修会の開催等を通じて、情報漏洩防止の措置を求める等、避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護する措置について市地域防災計画であらかじめ定めることとする。なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても個別避難計画の活用を支障が生じないよう、情報の適切な管理に努めるものとする。

また、市は、条例等の定めにより又は避難行動要支援者本人への郵送や個別訪問などの働きかけによる説明及び意思確認により、平常時から、情報を広く避難支援等関係者に提供することについて周知を行う。

ウ 個別避難計画と地区防災計画の整合

市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

エ 県及び名古屋地方気象台による取組の支援

県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。また、名古屋地方気象台は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。

④市は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

⑤避難支援体制の整備

市関係課、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、尾三消防本部、愛知警察、消防団、自主防災組織、自治会等を「避難支援等関係者」とし、安否確認、情報伝達、避難誘導、救助等の避難支援体制の整備に努める。

⑥名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置

避難行動要支援者に対し、避難支援等関係者に名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。同意方法は、原則として口頭又は書面により行う。避難行動要支援者が重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関し同意により生ずる結果を判断できない場合は、親権者や法定代理人等から同意を得られれば、その者が同意し

たものとみなす。避難支援等関係者に情報提供を行う場合は、個人情報が適切に取り扱われるよう指導し、必要に応じて報告させるものとする。

⑦要配慮者が円滑に避難するための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

避難情報を発令した場合は、避難行動要支援者については、テレビ、ラジオ、サイレン、広報車などによる広報などのほか、携帯電話のメールサービス、市ホームページやソーシャルメディアに加え電話、FAXによる情報伝達に努めるものとする。

⑧避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を避難支援等関係者に提供する事に同意した避難行動要支援者の避難支援を、避難情報に基づき行う。

市は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることを前提として、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

2. 外国人等に対する対策

市及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人市民と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ確かな行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- ①避難場所や避難所、避難道路の標識等については、ピクトグラム（案内用図記号）を用いるなど簡明かつ効果的なものにするとともに、多言語化の推進を図る。
- ②外国人を支援の対象としてだけでなく、地域の担い手として活躍できるよう、地域全体で災害時の体制の整備に努める。
- ③多言語ややさしい日本語による防災知識の普及活動の推進を図る。
- ④外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。
- ⑤災害時に多言語情報の提供等を行う愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。

3. 浸水想定区域内等の要配慮者利用施設に対する対策

(1) 浸水想定区域内等の施設等の公表

市は、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。

(2) 洪水時等の要配慮者利用施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

市は、市地域防災計画において、浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内の要配慮者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時及び土砂災害のおそれがある場合の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用

者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。

(3) 要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施

①計画の作成等

市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の管理者等は、水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該避難確保計画に基づき避難訓練を実施し、その結果を市長に報告するものとする。

②施設管理者等に対する防災知識の普及

市は、市地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を定めた場合に、当該要配慮者利用施設の管理者等に対して、水害や土砂災害の危険性を説明するなど、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施の重要性を認識させるよう努める。

③施設管理者等に対する支援

市は、当該要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施について、当該要配慮者利用施設の管理者等を、関係機関と連携して支援するよう努める。

④市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の水害時及び土砂災害が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由なくその指示に従わなかった時は、その旨を公表することができる。

⑤市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

4. 洪水時に要配慮者が利用する施設の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達

浸水想定区域内にある要配慮者が利用する施設で、洪水時にその利用者が円滑かつ迅速に避難する必要があると認められるものについては、適切な避難が図られるよう、洪水予報等の伝達方法を定める。

5. 災害ケースマネジメント

市は、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケ

ースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第3節 帰宅困難者対策

愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書によると、本市における帰宅困難者数は約11,000～約13,000人と予測されているため、次の予防措置をとるものとする。

1. 市における措置

市は、公共交通機関が運行を停止した場合、駅周辺等において、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する可能性があることから、次の対策を実施する。

（1）帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段に係る広報

「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段の家族間等での事前確認等の必要性について、平常時から積極的に広報するものとする。

（2）事業者による物資の備蓄等の促進

企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すものとする。

（3）徒歩帰宅者支援の環境整備

大規模災害時に徒歩で帰宅することとなった者の支援策として、県と民間事業者等との協定に基づく「徒歩帰宅支援ステーション」を設置し、帰宅途中における水道水やトイレ、災害情報の提供を行う。

2. 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）の提供、帰宅のための支援等、多岐にわたる。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第6章 文教対策

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び職員の生命、身体の安全を図り、学校、その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地・建物、その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため、必要な計画を策定し、その推進を図る。

（１）防災上必要な組織体制の整備
災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るため、平素から学校等では災害に備えて職員等の任務の分担及び相互の連携等について、組織体制を整備しておく。
（２）防災上必要な教育の実施
学校等での災害を未然に防止するとともに、災害による教育活動への障害を最小限にとどめるため、平素から必要な教育を行う。
① <u>児童生徒等に対する防災教育</u>
児童生徒等の安全と家庭への防災思想の普及を図るため、学校において防災上必要な防災教育を行う。災害リスクのある学校においては、避難訓練と合わせて防災教育を実施し、その他の学校においても防災教育を充実し、子供に対して「自らの命は自らが守る」意識の徹底と災害リスクや災害時にとるべき避難行動（警戒レベルとそれに対応する避難行動等）の理解を促進する。また、防災教育は、教育課程に位置づけて実施しとりわけ学級活動（ホームルーム活動）、学校行事及び訓練等とも関連を持たせながら、効果的に行うよう配慮するとともに、消防団員等が参画した体験的・実践的な教育の推進に努めるものとする
② <u>関係職員の専門的知識の普及及び技能の向上</u>
関係職員に対する防災指導資料の作成・配布・講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識の養成及び技能の向上を図る。
③ <u>防災思想の普及</u>
P T A、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育の機会を活用して、防災思想の普及を図る。
（３）防災上必要な計画及び訓練
児童生徒等及び職員の防災に対する意識の向上を図り、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう、必要な計画を作成するとともに、訓練を実施する。
・災害の種別に応じ、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。計画策定に際しては、関係機関との連携を密にして、専門的立場からの指導・助言を受ける。
・学校における訓練は、教育計画に位置づけて実施するとともに、児童会・生徒会等の活動と併せて、十分な効果をあげるよう努める。
・訓練実施後は、十分な反省を加えるとともに、必要に応じ計画の修正・整備を図る。

(4) 登下校（登降園）の安全確保
児童生徒等の登下校（登降園も含む。以下同じ。）途中の安全を確保するため、登下校の指導計画を学校ごとに作成し、平素から児童生徒等及び家庭等への徹底を図る。 なお、市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。 ① 通学路の設定 ・学校は、教育委員会、道路管理者、愛知警察署及び地元関係者と連携して、学区内のさまざまな状況における通学路上の危険箇所を把握し、点検を行う。 ・平常時の通学路に異常が生じる場合に備え、必要に応じて緊急時の通学路を設定しておく。 ・異常気象時における通学路及び誘導方法等について、その情報収集の方法を確認しておく。 ・児童生徒等の個々の通学路及び誘導方法等について、保護者と連携をとり確認しておく。 ② 登下校の安全指導 ・異常気象時の児童生徒等の登下校について、指導計画を綿密に確認する。 ・通学路における危険箇所については、児童生徒等への注意と保護者への周知徹底を図る。 ・登下校時における危険箇所を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項をあげて指導する。
(5) 文教施設の耐震・耐火性能の保持
災害から文教施設及び設備を防護し、児童生徒等の安全を図るため、これらの建物の耐震性能・耐火性能の保持を目的とした改修工事等を促進する。また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する適切な予防措置を講ずる。
(6) 文教施設・設備等の点検及び整備
文教施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努める。 災害時の施設・設備等の補強等、防災活動に必要な器具等については、あらかじめ必要な量を備蓄するとともに、定期的に点検を行い整備する。
(7) 危険物の災害予防
化学薬品及びその他の危険物を取り扱う学校等にあつては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害の発生時においても安全に確保できるよう適切な予防措置を講ずる。

第7章 都市の防災性の向上

第1節 防災街区等整備対策

都市の災害防止と合理的利用及び環境の整備を図るため、市街地部における準防火地域の指定、宅地造成等規制の推進により、防災街区を積極的に整備する。

① 準防火地域の指定

準防火地域の指定を受けている地域では、今後、建築される建物は必要な防火構造とし、火災の延焼防止を図る。

② 宅地造成等規制の推進

がけ崩れや土砂流出のおそれがある宅地造成等規制区域では、災害の未然防止に向けた取組を進める。

第2節 都市防災化計画

防災に配慮した秩序ある都市の整備を図るため、土地利用計画に即して土地区画整理事業等による面的整備を行うとともに、公園・緑地等の公共用地、道路等の交通施設及び上下水道等の都市施設については、風水害等の防災面に重点をおいて都市計画事業を推進する。

① 土地区画整理事業

特に市街化区域の未整備地域における土地区画整理事業の実施に併せて、道路、公園、上下水道その他の公共施設を整備することにより、健全な市街地の造成と防災機能の一層の充実を図る。

② 都市公園の整備

都市公園は、災害時の避難場所、避難道路あるいは救援活動の拠点として、防災上重要な役割を持っており、防火帯や避難場所等の防災機能の増大を果たすことになることから、その整備を推進していく。

なお、都市公園の整備は、都市計画事業に基づき、火災、風水害対策等の防災面にも重点をおいて、土地や浸水状況等に十分配慮し計画する。

第3節 被災宅地対策

降雨時に被災した宅地による二次災害を防止するため、被災宅地対策について定めるものとする。

特に、市は、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置された震後対策部会被災宅地危険度判定分科会と協力して、土木・建築技術者を対象に被災宅地危険度判定士の登録に努める。

第8章 建築物等の安全化

第1節 交通施設対策

災害時における交通の確保と安全を図るため、各交通施設の防災構造化に努めるとともに、各種施設の整備を促進する。

道路管理者は、幹線道路等主要道路の交通機能の拡充に努めるとともに、被災した場合に交通の隘路となるおそれが大きい橋梁等の交通施設の整備と防災構造化を推進する。また、豪雨や台風によって、土砂崩れや落石などの災害が発生する可能性のある道路については、法面処理工、落石覆工などの対策を実施する。

浸水時のマンホールや水路側溝蓋の浮上飛散防止等により、安全性の向上を図るとともに、占用者に対して必要な指導を実施する。

第2節 ライフライン施設対策

1 施設管理者及び市における措置

(1) 施設の代替性及び安全性の確保

電力施設、ガス施設、上水道、工業用水道、下水道、通信施設等の管理者は、ライフライン関係施設等について、浸水防止対策等災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

(2) 早期復旧や予防保全の迅速化に向けた相互の連携

市は、停電や通信障害が広域的に発生する事態に備え、倒木の伐採・除去や道路啓開作業等の支援など、電気事業者、通信事業者、建設業団体、自衛隊等関係機関と早期復旧のための協力体制の整備を推進する。また、電気事業者及び通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。なお、事前伐採等の実施に当たっては、市との協力に努める。➡[注](#)

① 電力

中部電力株式会社は、災害時における電力供給を確保し、電力施設の防護対策に努めるものとする。

② ガス施設

ガス事業者は、都市ガス等の供給を確保するため、災害時における被害を最小限に抑え、二次災害防止用の防災対策の整備に努めるものとする。

③ 通信施設

通信事業者は、電気通信施設の災害の発生を未然に防止するとともに、災害時における一般通信サービスを確保するため、電気通信施設等の災害予防対策を実施する。

注) 資料編 第9 協定書・覚書 「災害時における相互連携に関する協定」

④ 上水道

愛知中部水道企業団は、次の対策を実施する。

(1) 主要施設の強風に対する安全構造化

主要な水道施設については、必要に応じて強風に対し安全な構造とする。

(2) 河川区域内施設の洪水に対する安全構造化

取水施設等の河川区域内施設については、洪水による流水の作用に対し安全な構造とする。

(3) 浸水被害のおそれのある施設に対する浸水防止措置

浸水による被害のおそれのある水道施設及び水道用薬品貯蔵施設等については、浸水を防止する構造とした、嵩上げするなど、給水に支障がないよう必要な措置を講じる。

(4) 緊急遮断弁の設置

災害時に被害の拡大の防止と飲料水を確保するため、必要に応じ緊急遮断弁を設置する。

(5) 洪水汚染の防止措置

洪水による水道施設への汚染を防ぐため必要な措置を講じる。

(6) 濁度上昇に対応できる体制整備

地表水を水源とする場合、濁度上昇に対応できるよう体制を整備する。

(7) 自家発電設備等の整備

商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。

⑤ 下水道

- ・市は、主要な下水道施設については、必要に応じて強風、浸水等に対し安全な構造とする。
- ・可搬式排水ポンプその他災害対策用資機材の確保に平時から努めるとともに、定期的に保管状況を点検し、整備する。
- ・商用電力の停電時の対策として、必要に応じて自家発電設備等を整備する。
- ・発災後においても下水道施設の維持又は修繕が、迅速かつ円滑に行われるよう民間事業者等との協定締結などに努める。

第3節 文化財保護対策

文化財の保護のため、住民の愛護精神の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護、管理体制の確立、防災施設の整備を図る。

1. 市における措置

- ① 文化財に対する住民の愛護精神を高め、防災思想の普及を図る。
- ② 管理者に対する防災知識の普及を図るとともに、管理、保護について指導、助言を行う。
- ③ 災害が発生した場合に備え、管理者等は、県及び消防関係機関等との連絡・協力体制を確立する。
- ④ 適時、適切な修理を実施し、予想される被害を未然に防止する。
- ⑤ 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防活動用空地等の施設の設置を促進する。
- ⑥ 文化財並びに周辺の環境整備を常実施する。

2. 応急的な対策

被害発生時の現場保存や緊急的保存措置の指導を行い、火災・散逸などの二次災害防止に努める。

第4節 防災建造物整備対策

建築物の不燃化及び防水対策を図り、安全な都市環境の実現を図る。

- ① 学校等の公共建築物の不燃化及び防水対策を図る。
- ② 防災拠点など防災上重要な施設は、浸水等による機能障害を回避するため、新設等に際して、建築物の浸水対策設計・施工に配慮した対策等を推進する。
- ③ 河川への雨水流出を抑制するため、公共建築物を新設する際には、雨水流出抑制機能に配慮するものとする。

第9章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備

- 風水害等災害発生時における応急対策活動等を円滑に実施するためには、防災施設及び災害対策資機材の整備、物資等の備蓄、業務継続計画や各対策分野における計画やマニュアルの策定、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等による体制の整備、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させるための研修の実施等の人材育成を行う必要がある。

第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備

1. 市及び防災関係機関における措置

(1) 防災施設等の整備

風水害等災害発生時における救援・消火活動等を円滑に実施するための防災施設及び災害対策資機材の整備を図るとともに、これらの防災施設等の円滑な運用を図るよう努めるものとする。

(2) 防災用拠点施設の整備促進

市及び防災関係機関は、それぞれの所管する施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備する。特に、防災上重要な施設に対しては早期に復旧できるよう体制等を強化する。

(3) 公的機関の業務継続性の確保

① 市及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

② 市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、少なくとも次の事項について定めておくものとする。

- ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- ウ 電気・水・食料等の確保
- エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- オ 重要な行政データのバックアップ
- カ 非常時優先業務の整理

(4) 応急活動のためのマニュアルの作成等

市及び防災関係機関は、それぞれの機関の実情を踏まえ、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

また、市は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。

(5) 人材の育成等

- ① 市は、防災に携わる者に高度な知識・技能を修得させ、応急対策全般への対応力を高めるため、研修制度・内容の充実を図るとともに、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図る。
- ② 市は、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるとともに、市及びライフライン事業者等は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。
- ③ 市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むとともに、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

(6) 防災中枢機能の充実

- ① 市及び防災関係機関は、保有する施設、設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車等の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めるものとする。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。
- ② 市は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努めるものとする。

(7) 防災関係機関相互の連携

- ① 市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。
- ② 市及び防災関係機関は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。
- ③ 市及び防災関係機関は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。

(8) 浸水対策用資機材の整備強化

市は、浸水注意箇所等について具体的浸水対策工法を検討し、浸水対策活動に必要

なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の防災資機材の確保並びに水防等浸水対策用倉庫の整備改善及び点検を行う。

(9) 防災用拠点施設の屋上番号標示

市は、ヘリコプターからの災害応急活動の効率化のため市役所等の屋上に番号を標示するよう努める。

2. 消防施設、設備等の整備

消防ポンプ自動車、救助・救急用資機材等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防用水利、火災通報施設その他の消防施設、設備の整備、改善及び性能調査を実施することにより有事の際の即応体制の確立を期する。

特に、特殊火災（危険物施設、高層ビル、地下街等）に対処するため、化学車、はしご車、消火薬剤等の資機材の整備を図る。

3. 水防施設等の整備

重要水防区域、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要なくい木、土のう袋、スコップ、カケヤ等の水防資機材を備蓄する水防倉庫を整備改善並びに点検する。

4. 情報の収集・連絡体制の整備等

(1) 情報の収集・連絡体制

市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、被災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくとともに、必要に応じ車両、無人航空機等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する。

(2) 通信手段の確保

① 通信施設の防災構造化等

市等防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

② 通信施設の非常用発電機

万一通信施設に被害が発生した場合に備え、非常用電源設備を、耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所（風水害においては浸水する危険性が低い場所）に整備し、その保守点検等を実施する。

③ ヘリコプター等からの映像電送システムの導入検討

被災現場の状況を迅速かつ、的確に収集・伝達するため、ヘリコプター等からの映像電送システムの導入を検討する。

④ 衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用

市及び防災関係機関は、通信が途絶している地域で、部隊や派遣職員等が活動する場合

を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努める。

(3) 被災者等への情報伝達

電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

5. 救助・救急等に係る施設・設備等

人命救助に必要な救急車、救命ボート等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について有事の際にその機能等が有効適切に運用できるよう整備改善並びに点検する。

その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。

また、市は、負傷者が多人数にのぼる場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

6. 道路等の復旧等に係る施設・設備等

災害のため被災した道路等の損壊の復旧等に必要な土木機械等を整備、改善並びに点検するとともに、道路が冠水して、一般的な車両では通行不能な場合に備え、走破性の高い災害対策用の車輛等を導入する。

また、特に防災活動上必要な公共施設等及び避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施するものとするとともに、あらかじめ輸送ルートの確保計画を検討する。

7. 物資の備蓄、調達供給体制の確保

(1) 市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえて、必要とされる食料、飲料水（ペットボトル等）、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、新物資システム(B-PLo)を活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

なお、備蓄を行うに当たっては、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮する。

また、避難生活で特に重要となる仮設トイレについても、備蓄に努めるものとする。

(2) 市は、広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭

において可能な限り1週間分程度、最低でも3日間分の食料を備蓄しておくよう啓発する。

- (3) 市は、災害時に迅速に食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資を調達、輸送できるよう、平常時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

8. 応急仮設住宅の設置に係る事前対策

市は、応急仮設住宅を迅速に供与するため、あらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅建設候補地台帳を作成しておく。

なお、用地の選定に当たっては応急仮設住宅の用地に関し、災害に対する安全性や洪水、土砂災害の危険性に配慮する。

9. 災害廃棄物処理に係る事前対策

(1) 市災害廃棄物処理計画の策定

市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）及び愛知県災害廃棄物処理計画（平成28年10月）に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力等について、具体的に示すものとする。

(2) 広域連携、民間連携の促進

市、中部地方環境事務所及び県は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。

また、市は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時に整備する廃棄物処理施設の処理能力について災害廃棄物への対応として計画的に一定程度の余裕を持たせることや処理施設の能力の維持を図る。

また、災害廃棄物の撤去等を円滑に進めるため、市町村の廃棄物担当部局、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及びNPO・ボランティア関係団体等が平常時から連携を図り、災害時に緊密に連携して災害廃棄物の撤去等に対応するものとする。

10. 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (2) 市は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする

第2節 災害用資材、機材等の整備点検計画

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資・資材の備蓄、及び災害の発生に際しその機能を有効適切に発揮できるようにするため、平常時にこれらの整備点検を行う。

① 防災に必要な備蓄資材、機材 ➡注1

- ・防災倉庫の管理責任者は、毎年備蓄資材、機材の整備点検を行い、災害に使用した資材及び不足した機材は速やかに補充整備を行うよう努めるものとする。
- ・防災倉庫の管理責任者は、常に倉庫を巡視し破損箇所等の早期修理に努め資機材の管理に万全を期すものとする。

② ミニ防災倉庫の備蓄資材、機材 ➡注2

- ・ミニ防災倉庫の管理責任者は、毎年備蓄資材、機材の点検を行うものとする。
- ・ミニ防災倉庫の管理責任者は、倉庫を巡視し、破損箇所等の早期修理につとめ、資機材の管理に万全を期すものとする。

注1) 資料編 第3 備蓄品・無線設備 1 「日進市役所防災倉庫備蓄品・資機材」

注2) 資料編 第3 備蓄品・無線設備 2～3 「ミニ防災倉庫設置場所、備蓄資機材」

第10章 水害予防対策

- 洪水等による災害を防止するため、河川維持修繕、河川改良等の改修事業を実施し、維持管理の強化と併せ、水系一貫した河川改修を推進する。
- 水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域の指定等、水防法等に基づく減災対策を推進する。
- 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供に努める。
- 農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。

第1節 河川等の防災対策

市及び消防団等は、愛知県尾張建設事務所等の関係職員とともに、河川堤防その他水防に関係のある工作物等を巡視し、危険箇所の発見に努めるものとする。また、必要に応じ対策を実施するとともに、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持・補修、護岸、水制、根固工の修繕、堆積土砂の除去等を進める。

1. 市における措置

① 巡視の対象

被害が予想される河川、ため池等、水防上必要箇所全般を対象とする。

② 巡視の時期

巡視の時期は、梅雨期及び台風期の6月から11月頃を中心とし、随時巡視するものとする。ただし、水防管理者(市長)は、気象予報等を勘案して災害の起こるおそれがあると認めた時は、そのつど巡視を指示する。

③ 危険箇所の対策

ア 巡視に際しては、細心の注意を払い、危険箇所の発見に努めるものとする。

イ ため池等の管理者への連絡

水防管理者(市長)は、担当責任者より危険箇所の報告があった時は、市管理箇所については必要な措置をとるよう努めるほか、ため池等の管理者に連絡し、必要な措置を求め、被害の未然防止に努めるものとする。

第2節 雨水出水対策

1. 市における措置

(1) 公共下水道事業

生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るとともに、市街地における雨水排除を図るため、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害の未然防止に努める。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

(2) 都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

また、必要に応じて調節池等を設ける。排水ポンプ場施設の新設、改修にあたっては、氾濫、浸水時の機能確保のために必要な耐水対策を行う。

第3節 浸水想定区域における対策

1. 雨水出水浸水想定区域の指定

市は、水防法に基づき、雨水出水による災害の発生を警戒すべき公共下水道等の排水施設について、想定し得る最大規模の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

2. 浸水想定区域のある市における措置

(1) 市地域防災計画に定める事項

市防災会議は、浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、避難体制の充実強化を図る。

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地（ただし、ウの施設については所有者または管理者から申出があった場合に限る。）

ア 地下街等（※）でその利用者の洪水時、雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

※地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）

イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ウ 大規模な工場その他の施設であって国土交通省令で定める基準を参酌して市

町村の条例で定める用途及び規模に該当するものでその洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- ⑤ ④を定めるときは、施設の区分に応じ、洪水予報等の伝達方法

(2) ハザードマップ（防災マップ）の配布

浸水想定区域のある場合、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ（防災マップ））の配布その他の必要な措置を講じるものとする。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努めるものとする。

また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上でとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう、周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

(3) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(4) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

3. 地下街等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、次の措置をとらなければならない。

(1) 計画の策定

単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、公表。

なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地

下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設)の管理者等の意見を聴くよう努めるものとする。

(2) 訓練の実施

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施。

(3) 自衛水防組織の設置

地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への設置の報告。

4. 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない、又は(3)のとおり努めなければならない。

(1) 計画の作成

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

(3) 自衛水防組織の設置

要配慮者利用施設の利用者の洪水時、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

5. 大規模工場等の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、次の措置をとるよう努めなければならない。

(1) 計画の策定

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画の作成

(2) 訓練の実施

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止のための訓練の実施

(3) 自衛水防組織の設置

大規模工場等の洪水時、雨水出水時の浸水の防止を行う自衛水防組織の設置及び市への報告

第4節 地下空間の浸水対策

1. 地下空間の所有者・管理者・占有者及び市における措置

(1) 地下空間の実態調査の実施

地下空間の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発

市、地下空間の所有者等は、豪雨及び洪水時における地下空間への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、周知、啓発を図る。

(3) 各組織の連携方策の整備

地下鉄、個別ビルが一体となった地下空間にあっては、各組織の連携方策の整備に努める。

2. 市における措置

(1) 浸水防止施設設置の促進

市は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設を設置する民間事業者等に提供する。

(2) 浸水対策事業の集中的実施

市は、地下空間利用が高度に発展し、災害が発生するおそれのある地区においては、雨水対策下水道事業及び河川事業と連携して重点的な対策に努める。

第5節 道路、橋梁対策

災害時における道路・橋梁は、水防、応急救助活動、避難等の動脈として重要な役割をもつ施設であり、平素から風水害に備え、被害を未然に防止する対策を講じる。また、これらが被災する誘因等を取り除き、常に維持補修に努めるものとする。

第6節 治山対策

山地災害の防止、水源涵養、生活環境の保全、形成を図るため、予防、復旧治山事業等を推進するよう、国及び県に働きかけるものとする。

第7節 農地防災対策

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて市土の保全に資するため、農地防災事業を推進する。

1. 市における措置

(1) たん水防除事業

流域の開発等立地条件の変化によりたん水被害のおそれのある地域において、これを防止するため排水機、樋門、排水路等の整備を推進し、災害の未然防止に努める。

(2) 老朽ため池等整備事業

農業用のため池の決壊による災害を未然に防止するため、堤体補強及び洪水吐その

他附帯施設の改修を行う。

(3) 用排水施設整備事業

農業用施設の脆弱化等による災害を未然に防止するため、水路等の改修を行う。

(4) 防災ダム事業

洪水による農地及び農業用施設等の被害を防止するため、洪水調節機能の賦与・増進のための農業用ため池の改修を行う。

2. 関連調整事項

(1) ため池等の被災は農地・農業用施設のみならず公共施設・住宅等に多大な影響を及ぼすことから、堤体、洪水吐等の現状を十分把握するとともに脆弱性が確認された場合は、改修工事等必要な対策を実施する。

また、防災重点農業用ため池（決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池）について、耐震化等を推進するとともにハザードマップの作成支援などを行い、適切な情報提供を図るものとする。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第11章 土砂災害等予防対策

- 土砂災害警戒区域等の指定を行うとともに、山地災害危険地区を的確に把握し、情報提供を行う。
- 土砂災害リスク情報を踏まえ、土地利用の適正誘導を図るとともに、警戒避難体制を整備する。
- 森林の維持造成を通じて、山地に起因する災害から県民の生命、財産を保全し、また、水源の涵養等を図るため、復旧治山事業等の治山対策を推進する。
- 治山対策の推進を図る上で、避難行動要支援者の人命保護が重要である。
- 集中豪雨等に伴う土石流・土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業及び地すべり対策事業を推進する。

第1節 土地利用の適正誘導

1. 市における措置

土砂災害等の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、都市再生特別措置法を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

第2節 土砂災害の防止

集中豪雨等に伴う土砂流出、急傾斜地の崩壊、地すべり等による災害から人命・財産を守るため、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等を推進するよう、国及び県に積極的に働きかけるものとする。

また、土砂災害警戒区域等の指定、山地災害危険地区の把握、防災意識の普及等の総合的な土砂災害対策を、県とともに推進する。

①砂防事業

ア 土砂流出防止用の堰堤の築造、侵食による土砂流出防止用の護岸工等を施行し、災害の未然防止を図るよう、県に働きかける。

イ 開発に伴う砂防指定地域内の行為に対する規制、管理強化等についても、県に働きかける。

② 急傾斜地崩壊対策事業

集中豪雨等に伴うがけ崩れ災害に対処するため、がけの高さ5m以上、勾配30度以上、人家5戸以上又は避難場所等に被害のおそれがある箇所、その土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて、「急傾斜地崩壊危険区域」に指定して、急傾斜地の崩壊を防止する法面対策、土留施設又は排水施設の整備を県に働きかける。

③総合土砂災害対策

ア 近年の土石流、がけ崩れ災害等の頻発に鑑み、土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の確立、情報の収集・伝達、防災意識の普及等を含めた総合的な土砂災害対策を県とともに実施し、災害の防止・被害の軽減に努める。

イ 土砂災害対策の緊急性の高い箇所については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について県に協力するとともに、指定区域では、県から提供される土砂災害警戒区域に関する資料を活用し、土砂災害防止のための警戒避難体制の整備等に努めるものとする。

また、中部地方整備局及び県は、おおむね5年ごとに、土砂災害警戒区域の指定等に必要の基礎調査を行い、その結果を関係のある市町村長に通知するとともに、公表する。

なお、土砂災害警戒区域と土砂災害特別警戒区域は、次の区域である。

i 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊のおそれなどがある、主として次の区域。

- ・ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ・ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ・ 急傾斜地の下端から急傾斜地高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

ii 土砂災害特別警戒区域

急傾斜の崩壊に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある崩壊を生ずることなく耐えることのできる力を上回る区域。

土砂災害特別警戒区域に指定された区域内では、次の制限等がある。

- ・ 開発行為の制限
- ・ 建築物の構造規制による安全確保
- ・ 建築物に対する移転等の勧告

1. 市における措置

（1）土砂災害警戒区域に関する警戒避難体制の整備

①市防災会議は、土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に関する資料を地域防災計画に掲載し、関係住民への周知が図られるよう考慮する。

②市防災会議は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市地域防災計画において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定め、警戒避難体制の充実・強化を図る。

ア 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項（エに掲げる施設の所有者又は管理者に対する土砂災害警戒情報の伝達方法等）

イ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

ウ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

エ 警戒区域内に、要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの当該要配慮者利用施設の名称及び所在地

オ 救助に関する事項

カ 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

キ 市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報〔土砂災害〕）が発表された場合に直ちに避難指示を発令することを基本とした具体的な発令基準を設定する。

（2）ハザードマップの作成及び周知

警戒区域をその区域に含む場合、市地域防災計画に基づきハザードマップを作成する。作成に当たっては、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれのある区域から避難する際の方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

なお、ハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知するものとする。

第3節 要配慮者利用施設に係る土砂災害対策

1. 市及び県における措置

（1）県土保全事業の推進

要配慮者利用施設を土砂災害から守るため、治山事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等の県土保全事業を積極的に推進する。

（2）施設管理者等に対する情報の提供

土砂災害警戒区域等及び山地災害危険地区に所在する要配慮者利用施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力してその旨を周知する。

また、施設の名称、場所等を市及び県の地域防災計画に登載することにより施設における土砂災害対策の一層の促進を図る。

（3）施設管理者等に対する防災知識の普及

施設の管理者、防災責任者に対し、県と協力して説明会等を実施することにより土砂災害に関する知識の向上と防災意識の向上を図る。

（4）連絡体制の確立

施設の管理者に対して、土砂災害警戒情報等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。

（5）施設管理者等に対する支援

市町村地域防災計画に名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難確保計画に基づいた避難訓練の実施について、施設管理者

等に対して県と連携して支援するよう努める。

(6) 市長の指示等

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設が作成する避難確保に関する計画について、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が計画を作成していない場合において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して必要な指示をすることができ、また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなくその指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(7) 市長の助言・勧告

市長は、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告をすることができる。

2 要配慮者利用施設の所有者又は管理者における措置

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置し、市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、次の(1)、(2)をしなければならない。

(1) 計画の作成

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する具体的計画の作成及び市長への報告

(2) 訓練の実施

急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における、当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練の実施及び市長への報告

第4節 宅地造成等の規制誘導

1 市における措置

(1) 宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等工事規制区域

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴い災害が生ずるおそれ大きい市街地若しくは市街地となろうとする土地の区域又は集落の区域を「宅地造成等工事規制区域」に指定し、その他の土地の区域で特定盛土等又は土石の堆積が行われた場合には、これに伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域を「特定盛土等規制区域」に指定する。

県、政令指定都市、中核市、権限移譲市は、宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域内の工事等について、災害防止のため必要な規制を行う。

(2) 造成宅地防災区域

県と協力して、大規模盛土造成地の変動予測調査を行い、降雨に起因する滑動崩落により相当数の居住者等に危害を生ずるものの発生のおそれが高い造成宅地の区域を造成宅地防災区域として指定し、災害防止のための必要な規制を行う。

(3) 宅地危険箇所の防災パトロール

災害防止パトロールを始め、通常の防災パトロールを通じて違法な宅地造成や、危険な宅地について指導監督を強めて、宅地の安全確保に努める。

(4) 既存盛土等調査

県、政令指定都市、中核市は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく管内の既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察等を行うものとする。また、既存盛土等に危険が確認された場合については、法令に基づき監督処分や改善命令等の必要な措置を行う。

第5節 被災宅地危険度判定の体制整備

1. 市における措置

(1) 被災宅地危険度判定士の養成・登録

県が、愛知県建築物地震対策推進協議会に設置した震後対策部会被災宅地危険度判定分科会において、土木・建築技術者等を対象に開催される判定士養成講習会に参加し、判定士の養成・登録に努めるものとする。

(2) 相互支援体制の整備

市は、県との地域の相互支援体制を充実し、広域的な災害に対し円滑な活動を行うため、愛知県建築物地震対策推進協議会の活動の一つとしてその体制整備を図る。

第12章 事故・火災等予防対策

第1節 鉄道災害対策

鉄道での列車衝突等による多数の死者等の発生といった鉄道災害（以下「大規模鉄道災害」という。）への対策について定める。

主体	内容
鉄道事業者	・全国交通安全運動等の機会に、ポスターの掲示、チラシ類の配布を行い、事故防止に努める。 ・保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努める。 ・乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制の整備に努める。 ・鉄道施設の防災構造化や安全施設等の整備に係る防災対策を実施する。
県、県警察及び市	大規模鉄道災害に対処できるよう、救助用資機材の整備に努める。
中部運輸局、県、県警察及び市	・大規模鉄道災害時の通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。 ・大規模鉄道災害を想定し、鉄道事業者と連携して防災体制の強化を図る。

第2節 道路災害対策

橋梁等の道路構造物の被災等による多数の死傷者等の発生といった道路災害（以下「大規模道路災害」という。）への対策について定める。

- ① 道路管理者は、道路パトロールカー等により、道路構造物の定期点検を行い、事故防止に努める。
- ② 道路管理者等は、大規模道路災害を想定し、関係機関と連携したより実践的な訓練を実施するように努め、防災体制の強化を図る。
- ③ 県、県警察及び市は、大規模道路災害に対処できるよう、救急救助用資機材の整備に努める。
- ④ 道路管理者等は、大規模道路災害時の情報通信手段について、平常時よりその確保に努めるとともに、運用・管理及び整備等に努める。
- ⑤ 県、県警察及び市は、危険箇所等の発見及び点検に努め、大規模道路災害に発展するおそれのある山（崖）くずれなどの事故等を認知した場合における関係機関との連絡体制及び道路利用者等への情報の伝達体制の整備を図る。

第3節 火災予防対策

住宅の過密化や建築物の多様化、危険物需要の拡大等が進む中で、大規模火災の発生及び人的・物的被害の生じる可能性があることから、尾三消防本部は、消防力の強化に併せ、火災予防のための指導の徹底に努める。

1. 火災予防対策の指導

① 一般家庭に対する指導

消防団、地区の自主防災組織等を通じて、一般家庭に対して消火器具、住宅用火災警報器等の普及促進を図るとともに、これら器具等の設置の必要性及び取扱方法の指導により、住宅防火対策を強化する。

② 防火対象物の防火体制の推進

多数が利用する防火対象物は、火災が発生した場合に被害拡大のおそれがあるため、消防法に規定する防火対象物は、防火管理者を必ず選任させ、消防計画の作成を指導するとともに、これに基づく消火、避難訓練、消防設備等の点検整備等の実施により、防火対象物に対する防火体制の推進を図る。

2. 危険物の防火対策

石油類、毒物、劇物等の化学薬品類（以下「石油類等」という。）、火薬、高圧ガス等の危険物の爆発、火災又はこれに伴う有毒ガスの発生は、地域住民の生命、身体及び財産に多大の危害を及ぼすおそれがある。

尾三消防本部は、これら危険物の製造、貯蔵、取扱い及び運搬に関して、危険物の安全確保、自主保安体制の確立等の指導を行うとともに、災害防止のための査察を強化し、危険物施設管理者、保安監督者等に対する保安指導の強化を図り、法令等の講習会を実施する。

① 石油類等の危険物施設の予防調査

尾三消防本部は、危険物による災害を未然に防止するため、危険物製造所、貯蔵所及び取扱所に立ち入り、これらの位置、構造及び設備並びに管理状況が、法令に定める保安基準に従って適切に維持管理されているか、定期又は随時に予防査察を実施する。

② 危険物取扱者の保安教育

尾三消防本部は、危険物施設関係者、危険物取扱者等を対象に講習会、研究会等及び現地における防火指導、取扱指導等を実施し、防災活動が完全に遂行されるよう保安に必要な教育を行う。

③ 消防協力団体の育成

尾三消防本部は、危険物取扱いの技術向上と防災意識を高めるため、危険物安全協会と連携を保ち、関係法令の研究並びに研修と防火実践を進めるほか、資料の配布、消火実験及び消火競技会等の開催により、危険物取扱者の資質向上を図る。

3. 林野火災防止対策

林野火災の発生を未然に防止するため、予防思想の普及、啓発、林野巡視の強化及び防火予防施設の整備を図り、健全な森林の保全を図る。

① 予防思想の普及、啓発

林野火災の危険性の高い地域には、注意を喚起する標識等を設置する。また、林野火災が多発する時期には、横断幕、立看板、広報、ポスター等の有効な手段を通じて防火思想の普及、啓発を図る。

② 林野パトロール等

林野火災の多発時期には、パトロール及び啓発活動の強化等を関係者に依頼する。

③ 火入れの指導

市長は、伐採木等の火入れにあたっては森林法第21条を遵守させるとともに、気象状況等により、火災の予防上危険な状態である時は、火の使用制限を行う。

④ 防火管理の指導

市は、林野所有者に対して、防火帯、防火道、防火用水等の防火施設の設置及び整備について指導する。

4. 火災警報の発令及び広報

- ① 市長は、気象の状況が火災予防上、危険であると認めるとき及び必要と認めるときは、消防機関の管理者と協議して火災警報を発令するほか、消防団長に対し、火災警報の伝達並びに防火広報について必要な措置をとるよう指示する。
- ② 消防団長は、前項の指示を受けたとき、各分団長等に対し、火災警報その他火災予防上の注意事項について地域住民等への周知を指示する。

第4節 地下街等の保安対策

1. 地下街等の所有者・管理者・占有者、ガス事業者、中部近畿産業保安監督部、県、県警察及び市における措置

万一、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の災害が発生した場合における人的、物的被害を最小限に食い止めるため、諸対策樹立の基礎資料とするため、各機関の立場から実態調査を実施し、相互に情報交換を実施する。

2. 地下街等の所有者・管理者・占有者における措置

（1）防火避難施設の点検整備

- ①耐火構造、防火構造及び防火区画の点検整備
- ②内装等建築材料の不燃化及び内装制限
- ③避難施設等（階段、通路、出入口、排煙設備、非常用の照明装置及び非常用の進入口）の点検整備

(2) 防火管理体制の強化及び消防用設備等の点検整備

- ①消防計画の整備充実
- ②自衛消防組織の整備充実
- ③防火管理者、火元責任者等の防災に関する知識の向上
- ④共同防火管理体制の確立（統括防火管理者の選任等）
- ⑤消防用設備等、火気使用設備及び器具の点検整備
- ⑥工事中における従事者への監督強化と防災のための計画の協議
- ⑦非常用出入口の確保
- ⑧照明設備等の落下、倒壊の防止措置の徹底
- ⑨その他防災上必要な事項

(3) 非常用通信設備の整備充実

施設内の非常通信設備及び消防機関への通報設備の整備充実

(4) 利用者に対する責務

利用者に対し、平常時から非常出口、非常階段、避難設備の設置場所等の広報に努めるとともに、非常時に利用者が効果的に避難できる情報及びその伝達方法の確立に努め、従業員に対して消防計画の周知徹底を図り、所要の訓練を行って、特に利用者の避難誘導體制に万全を期する。

3. 尾三消防組合における措置

(1) 査察の強化

消防法に基づく査察を強化し、災害予防に万全を期する。

(2) ガス事業者との連携強化

ガス事業者との連絡通報体制、出勤体制及び現場における連携体制等を申合せ平常時から実施する。

(3) 消防施設の整備充実

地下街等の災害に対処するため消防用設備等の整備、充実に努めるものとする。

4. 県警察における措置

(1) 情報収集・連絡体制等の整備

尾三消防組合等関係機関と連携し、情報の収集、連絡体制等防災体制の整備を図る。

(2) 保安施設の整備指導

尾三消防組合と連携して、保安施設の整備について指導を行う。

(3) 救出救助用資機材の整備

大規模地下街災害に対処できるように救出救助用資機材の整備に努める。

5. ガス事業者における措置

安全型機器・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に特定地下街等に対しては次の事項を行う。

- (1) 燃焼器の設置された場所には、ガス漏れ警報設備（集中監視型）を設ける。
- (2) 燃焼器は金属可とう管、両端に迅速継手の付いたゴム管又は強化ガスホースでガ

ス栓と接続する。

- (3) 管理室から遠隔操作できる緊急ガス遮断装置を設置する。
- (4) 導管は、1年に1回以上漏えい検査を実施するほか、毎年度1回以上安全使用の周知を行う。

6. 関係調整事項

- (1) 地下街等における災害を想定し、管理者、尾三消防組合、警察等の協力を得て地下街ごとに防災訓練を実施する。
- (2) 防災関係機関及び関係企業等は、それぞれ又は共同して、災害防止技術及び消防用設備・資機材の研究開発に努めるものとする。
- (3) 防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、立入検査を徹底的に実施するとともに、可能な限り相互に協力してこれを行い、検査結果の交換に努めるものとする。

第13章 広域応援・受援体制の整備

市は、大規模災害が発生した場合に、速やかに災害応急活動等が実施できるよう、あらかじめ相互応援協定を締結するなど、広域的な応援体制の整備を図るとともに、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れるための受援体制の整備に努めるものとする。

なお、相互応援協定の締結にあたっては、同時被災を避ける観点から、近隣の団体に加えて、遠方にある団体との協定締結も考慮するものとする。

第1節 広域応援・受援体制の整備

1. 市における措置

(1) 応援要請手続きの整備

市は、国、県又は他の地方公共団体への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 応援協定の締結等

①相互応援協定の締結

市は、災害対策基本法第49条の2に基づき、県、市町村等との相互応援に関する協定の締結に努めるものとする。

②技術職員の確保

市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

③民間団体等との協定の締結等

市は、災害対策基本法第49条の3に基づき、民間団体等と応援協定を締結するなど必要な措置を講ずることにより、各主体が災害発生時に迅速かつ効果的な災害応急対策を行えるよう努めるものとする。民間団体等に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間団体等との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間団体等の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間団体等のノウハウや能力等を活用するものとする。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意すること。

(3) 受援体制の整備

市は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、以下のような受援体制の整備に努めるものとする。

ア 受援担当者の選定、執務スペース等の確保

庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペース等の確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。

イ 宿泊場所等の確保

応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

ウ 訓練等の実施

市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第2節 応援部隊等に係る広域応援体制の整備

1. 市及び尾三消防本部における措置

(1) 緊急消防援助隊

大規模災害の発生時に人命救助活動等の消防応援を行う緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて消防活動能力の向上及び受援体制の確立に努める。

(2) 広域航空消防応援

大規模特殊災害が発生した場合において、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援が、円滑、迅速に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

(3) 県内の広域消防相互応援

愛知県内に大規模災害等が発生した場合において、「愛知県内広域消防相互応援協定」に基づく消防応援活動が、迅速、的確に実施できるよう実践的な訓練等を通じて活動体制の整備に努める。

第3節 支援物資の円滑な受援供給体制の整備

1. 市における措置

(1) 災害時の円滑な物流に向けた体制の検討

市は、円滑に国等からの支援物資の受入・供給を行うため、広域物資輸送拠点や地域内輸送拠点等（以下、「物資拠点」という。）の見直しを始め、物資拠点における作業体制等について検討を行うとともに、関係機関との情報の共有に努めるものとする。

また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努めるものとする。

さらに、輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図るものとする。

(2) 訓練・検証等

市は、災害時に支援物資を円滑に搬送するため、連携して物資拠点等における訓練を行うとともに、訓練検証結果や国、県、市、その他防災関係機関等の体制変更、施設、資機材等の整備の進捗に応じて、随時、計画等の必要な見直しに努めるものとする。

第4節 防災活動拠点の確保等

市は、円滑に国又は県等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるものとする。

なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設及びトラックターミナル、体育館等の輸送拠点について把握・点検するものとする。

また、国（国土交通省）、県及び市は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

第14章 防災に関する調査研究の推進

災害は広範囲な分野にわたる複雑・多様な現象で、地域的特性があるため、防災に関する研究は、総合的かつ一体的な調査体制を確立し、その効率的な推進を図り、地域の特性及び災害の種類に応じた防災施策に資するものとする。

(1) 危険区域の把握
災害発生のおそれのある地域ごとに、次の事項の既存データを活用しつつ、現況調査を行い、その実態を把握する。また、これらは防災カルテ等にも活用するものとする。 ① 水害危険地域 地形、降雨量、河川流量、堤防の高さと強弱、河床の状況、池沼の貯水量等 ② 地すべり危険区域 地形、地質、降水量、地表水及び地下水の状況、土地の滑動状況等 ③ がけ崩れ危険地域 土質、地形の勾配状況、飽和雨量、立木の状況 ④ 火災危険区域 地勢、気象、木造建物の建築面積及び平均建ぺい率、危険物施設の配置構造及び取扱い品目、消防施設、設備の状況、消防水利、道路状況等
(2) 調査研究成果の活用
調査研究の成果は、将来の具体的な防災施策に資するよう計画するとともに、教訓となるべき事項を収集して広く関係者に配布し、一般防災意識の高揚を図る。
(3) 防災アセスメントの実施及び防災カルテ等の整備
地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、危険地域の把握や危険地区の被害想定等の各種の調査研究による成果を活用し、地域の実状に即した危険性を把握するための防災アセスメントを積極的に実施する。また、その結果をもとにして、防災カルテ・防災マップ・防災マニュアルを作成する。さらに、災害危険区域及び避難所等を示した防災マップの作成及び公表に努める。
(4) 地籍調査
市は、防災事業の推進や円滑な災害復旧に資するため、土地の基礎的な情報である面積や境界等を世界測地系による数値情報により正確に把握し、記録する地籍調査の推進を図る。

第3編 災害応急対策計画

目次

第1章	活動態勢（組織の動員配備）	3-1
第2章	気象情報等の伝達	3-6
第3章	被害状況等の収集・伝達	3-8
第4章	水防	3-13
第5章	消防	3-16
第6章	広報	3-17
第7章	避難	3-19
第8章	要配慮者支援対策	3-32
第9章	帰宅困難者対策	3-34
第10章	救出	3-35
第11章	医療救護・防疫・保健衛生	3-37
第12章	水・食品・生活必需品の供給	3-43
第13章	輸送対策	3-46
第14章	交通施設対策	3-48
第15章	ライフライン施設等の応急対策	3-50
第16章	ボランティアの受入計画	3-54
第17章	応援協力・派遣要請	3-56
第18章	清掃	3-63
第19章	遺体の取扱い	3-64
第20章	被災宅地の応急危険度判定	3-67
第21章	住宅対策	3-68
第22章	防災営農	3-72
第23章	学校における対策	3-73
第24章	鉄道災害対策	3-75
第25章	道路災害対策	3-76
第26章	航空災害対策	3-77
第27章	危険物等災害対策	3-80
第28章	大規模火災及び林野火災対策	3-81
第29章	航空機の活用	3-83
第30章	災害救助法の適用	3-84

災害が発生した場合はその拡大を防止し、又は災害が発生するおそれがある場合はその発生を防御し、災害応急対策の万全を期すものとする。

第1章 活動態勢（組織の動員配備）

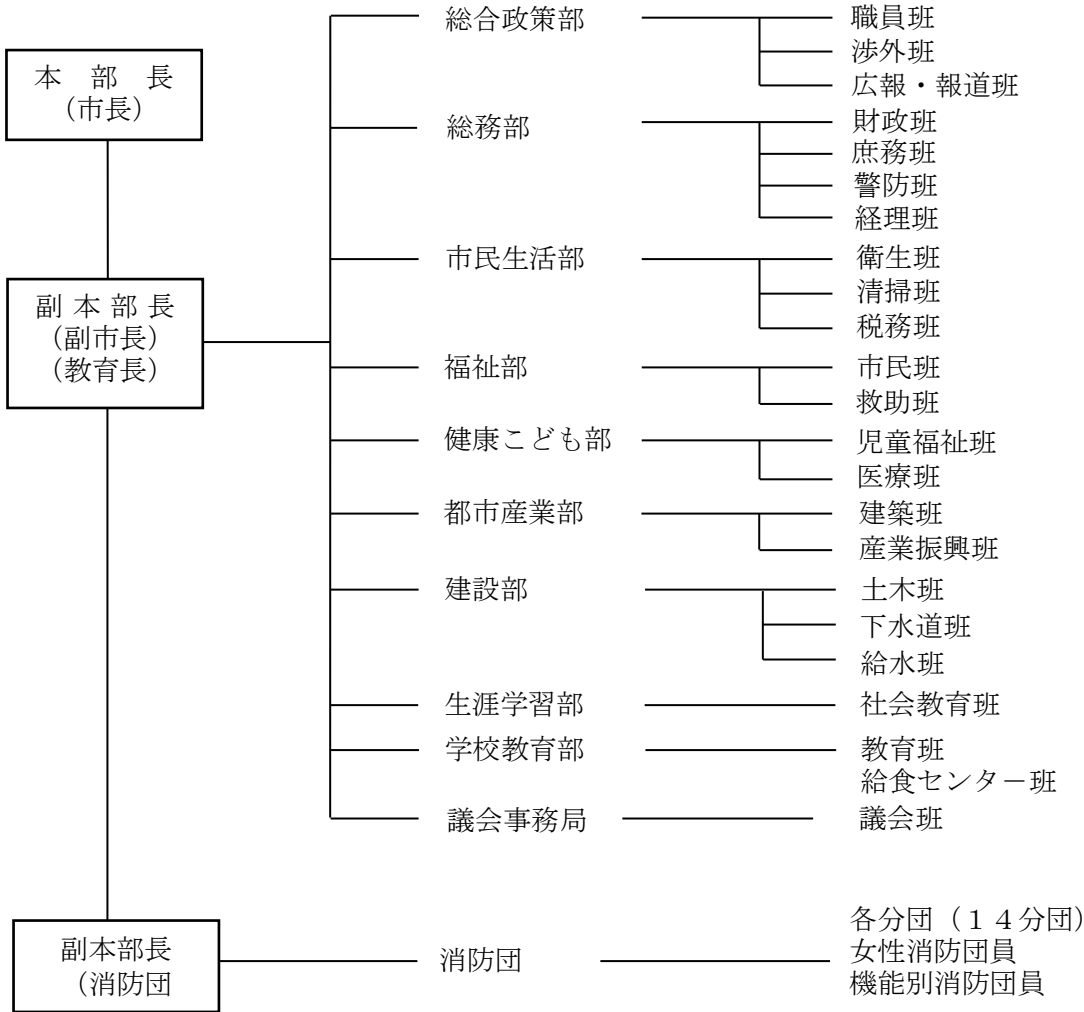
- 市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心
的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動態勢を確立する。
- 各防災関係機関は、災害の発生を防御し、応急的救助を行う等災害の拡大を防止す
るための活動態勢を整備する。
- 要員（資機材も含む。）の配置等については、複合災害の発生も念頭において行う。

第1節 災害対策本部の組織等

1. 災害対策本部の組織

市長は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、応急対策の推進を図る中心
的な組織として災害対策本部を速やかに設置し、その活動体制を確立する。

災害対策本部は、市長を本部長として市の全機構を活用し、情報収集、災害救助そ
の他災害に対して応急対策活動を実施するためのもので、副本部長には、副市長、教
育長及び消防団長をあて、災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を設置す
る。



日進市災害対策本部組織図

2. 災害対策本部の設置及び廃止

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で市長が必要と認めたときは、市災害対策本部を設置する。また、災害のおそれが解消し、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

市長は、市災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちにその旨を県（防災安全局）へ報告するとともに、警察署、消防署等の関係機関に通報するものとする。

災害対策本部に本部会議を設置し、非常配備編成及び任務分担により、災害応急活動を実施する。

3. 災害対策本部の配備

（1）災害対策本部
災害対策本部の組織及び運営は、日進市災害対策本部条例に定めるところによることとし、その活動は日進市災害対策本部任務分担表（ 注 ）により行う。
（2）本部会議
① 本部会議の組織 本部会議は本部長、副本部長、各部長、及び本部長が必要と認める者で災害対策活動の基本的事項について協議を行う。 ② 本部会議で協議する事項 ・災害対策本部の配備体制の切り替え及び廃止に関すること。 ・関係機関への情報伝達及び応援要請に関すること。 ・避難情報の発令及び災害救助法の適用に関すること。 ・災害対策に要する経費の処理方法に関すること。 ③ 本部員会議の開催等 本部長は、必要に応じて本部員会議を招集する。

4. 災害対策本部の標識等

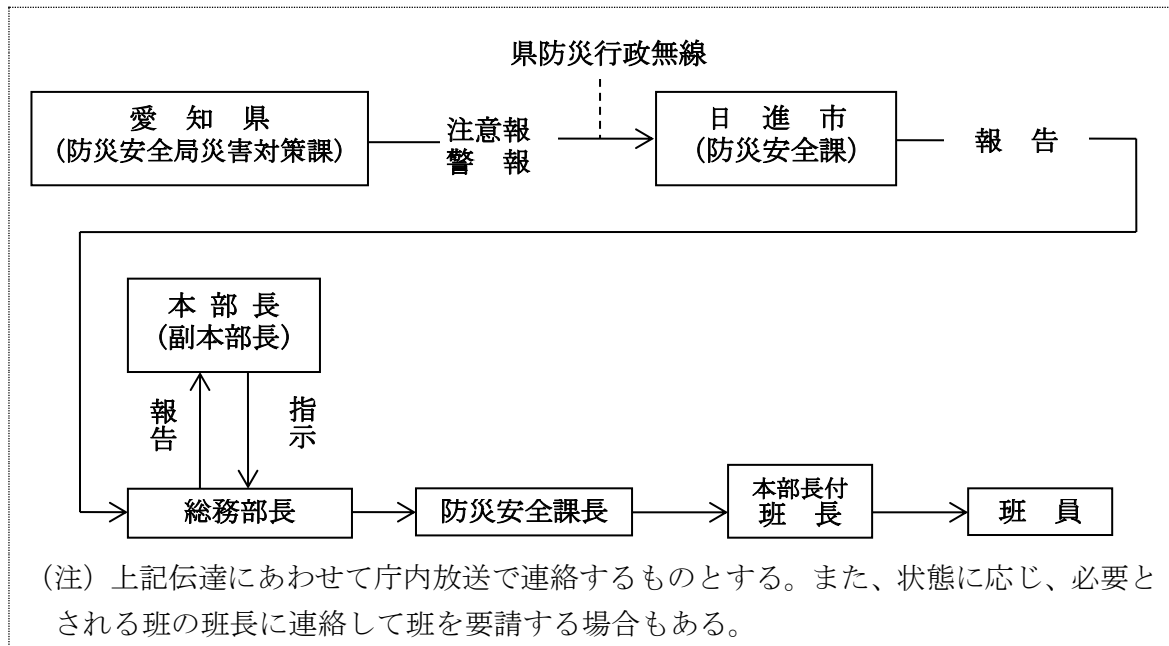
- ① 災害対策本部が設置されたときは、その設置を示す標識を庁舎正面玄関に掲げる。
- ② 災害活動に従事する職員は、防災服を着用することとし、状況により活動に適した服装をすることができる。

第2節 非常配備の体制等

1. 非常配備の編成

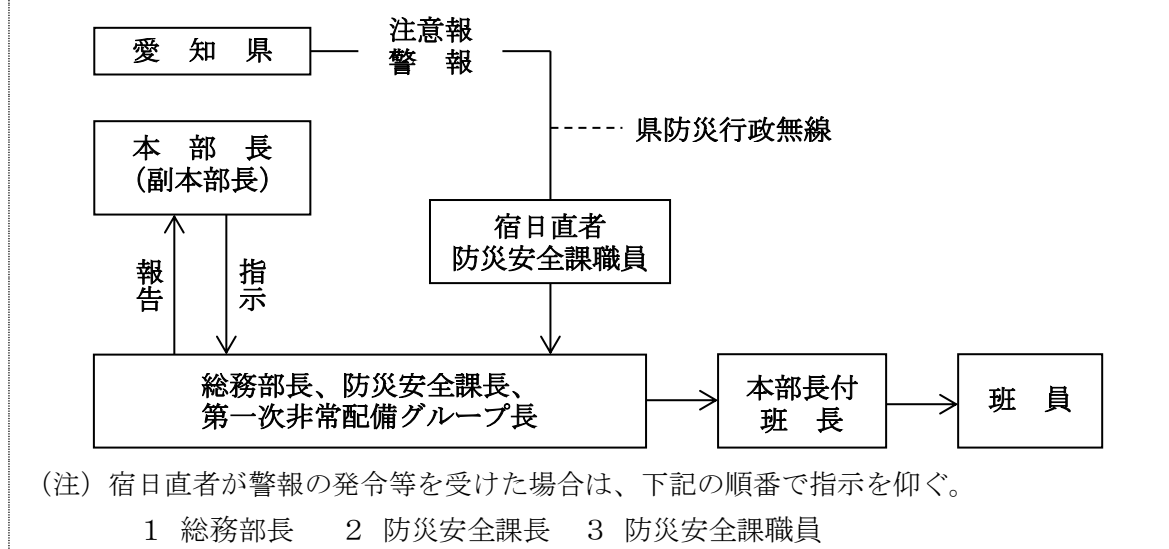
災害応急対策を円滑に実施するため、あらかじめ応急対策を実施する組織体制（班編成）を確立しておき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、この組織体制に基づき速やかに行動するものとする。

（1）勤務時間内の場合



（2）勤務時間外、休日の場合

非常連絡員は宿日直者もしくは防災安全課職員をあてる。非常連絡員は、状態に応じ臨機の措置をとるとともに、総務部長及び防災安全課長、第一次非常配備グループ長等に速やかに連絡するものとする。



2. 非常配備体制の区分と基準

災害対策本部における活動を実施するため、非常配備準備体制及び非常配備体制（第一次から第三次）を定め、各配備体制に応じた職員の配備基準を定める。

種別	配備内容	配備基準
非常配備 準備体制	非常配備に係る警報等は発表されていないが、注意報等が発表され、気象情報等から以後の状況推移に注意を要するときに配備するもので、状況により非常配備体制に移行できる体制とする。（自宅待機等）	・近隣市町等の気象情報を監視して、日進市について気象警報の発表が予測されるとき。もしくは名古屋市、長久手市、東郷町に気象警報が発表されたとき。 ・日進市雨量水位観測システムの1時間雨量が20mmを超え、今後も雨が降り続くことが予想されるとき。
第一次 非常配備	情報連絡活動及び災害に対する警戒のため配備するもので、状況によりさらに高度の配備体制に移行できる体制とし、各部長（議会事務局長を除く）、防災安全課、財産運営課、道路河川課職員により構成するグループ体制が待機する体制とする。	・次の各警報の一つ以上が、日進市に発表され、かつ小規模な災害のおそれがあるとき 大雨警報／洪水警報／暴風警報 ・天白川（野方橋水位局）の水位が注意水位を超えたとき ・その他災害対策本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき
第二次 非常配備	第一次非常配備に加え、小規模な災害応急対策を実施しつつ、その後の推移を警戒するため、必要に応じ配備するもので、災害の規模等に応じ、活動に必要な人員を確保できる非常配備班とする。 警戒レベル発令に応じた強化体制に移行する。	・小規模の災害が発生したとき ・上記のほか、大規模の災害が発生するおそれがあるとき ・天白川（野方橋水位局）の水位が危険水位を超えたとき ・その他災害対策本部長または総務部長もしくは第一次非常配備グループ長が必要と認めたとき

第三次 非常配備	大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合で、災害応急対策を実施又は実施のために待機する体制で、全職員により活動する体制とする。	・大規模な災害が発生したとき ・大雨特別警報あるいは暴風特別警報が発表され、かつ大規模な災害発生のおそれのあるとき ・大規模な災害が発生したとき ・その他災害対策本部長もしくは総務部長が必要と認めたとき・大規模な災害が発生したとき
-------------	--	--

3. 非常参集

当番班の職員は、非常連絡員からの連絡により集合するものとする。なお、第二次、第三次非常配備の場合、勤務時間外、休日等において災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、以後の状況推移に注意し、進んで所属の班の長と連絡をとり、あるいは自らの判断で市役所に参集する。

4. 非常配備体制下の活動

種別	活動内容
第一次 非常配備	・県や報道機関その他関係機関との連絡及び情報収集を行う。 ・市内状況や気象情報等の必要事項を総務部長に報告する。
第二次 非常配備	・情報の収集及び伝達体制を強化する。 ・災害の予防や発生に対して業務につくとともに、物資、資機材、機械等を点検し、被害状況や危険箇所等の調査を踏まえ、必要に応じ災害地への配送準備を行う。
第三次 非常配備	配備体制は、市災害対策本部組織図により、全員で対処するとともに、活動は市災害対策本部任務分担表（ 注 ）による。

注）資料編 第1 条例・要綱 4「日進市地震災害警戒本部運営要綱」別表第1

第2章 気象情報等の伝達

1. 気象予警報等の種類 ➡注

「気象予警報等」とは、気象業務法に基づく気象・水象に関する予警報、水防法に基づく水防警報、及び消防法に基づく火災予防のための気象通報をいう。これらのうち、気象・水象に関する予警報の種類は、次のとおりである。

① 警報の種類

大雨警報、洪水警報、暴風警報、大雪警報、暴風雪警報、大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報等

なお、「特別警報」は、数十年に一度程度の重大な災害の起こるおそれがある場合に発表される。

② 注意報の種類

大雨注意報、洪水注意報、強風注意報、大雪注意報、風雪注意報、雷注意報、乾燥注意報等

③ 注意報、警報の切替、更新及び解除

新たな注意報、警報が発表されるときは、それまで継続中の注意報、警報は自動的に解除又は更新され、新たな注意報、警報に切り替えられる。

なお、土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まった時に愛知県建設局砂防課と名古屋地方気象台が共同で発表する防災情報であり、市長が避難情報を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるものである。

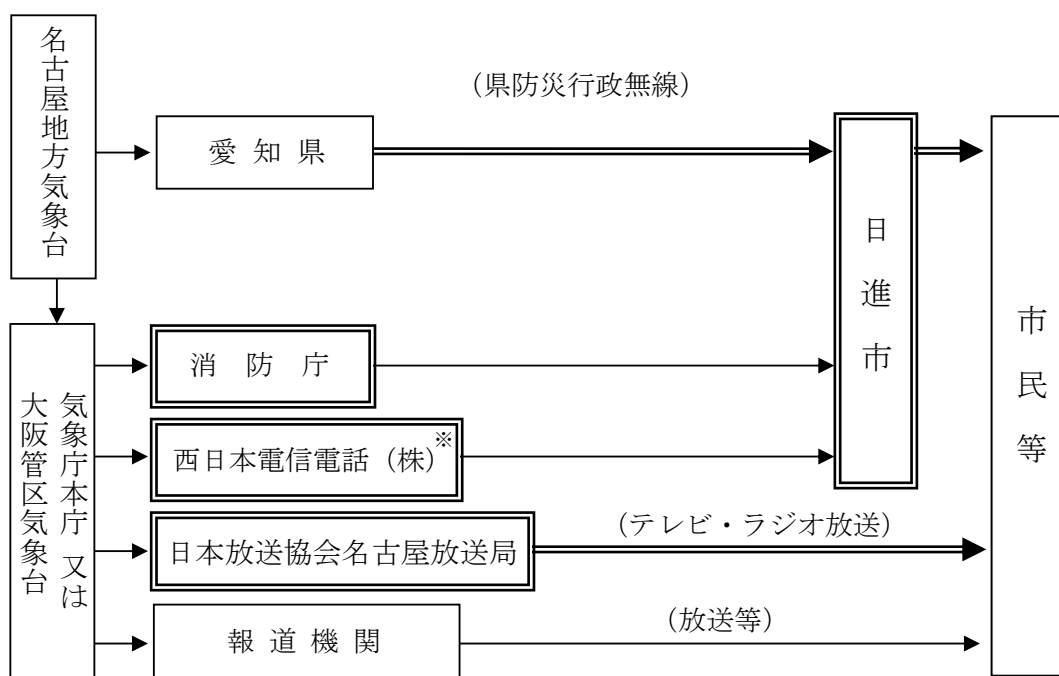
注) 資料編 第8 資料 5 「予警報等の種類と発表基準」

2. 市における予警報の伝達要領

県等から伝達される各種予警報並びに対策通報は、防災安全課において受信し、状況に応じて市災害対策本部並びに市消防団長に速やかに伝達するとともに、住民等に周知徹底を図るものとする。

「特別警報」が発表された場合、県は市に通知するとともに、市は住民へ直ちに周知する。周知の手段としては、防災行政無線の活用や広報車の巡回、テレビ・ラジオ放送局への協力要請、携帯電話のメールサービス、市ホームページやソーシャルメディア、消防団や自主防災組織を通じた伝達、自治会等への協力依頼（電話連絡網による連絡等）など、できるだけ多くの手段を用いて行う。

気象・水象に関する予報警報の伝達系統



※気象庁から西日本電信電話(株)には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。

(注)

1. 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
2. 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

第3章 被害状況等の収集・伝達

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常時の通信連絡の確保を図る方法等について定め、非常事態に対する防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限にとどめるものとする。

市及び県は、災害情報を一元的に把握するとともに、関係機関を含めて災害に関する情報を共有することができる体制のもと、相互に連携して適切な災害応急対策が実施できるよう努める。

1. 市における措置

(1) 被害情報の収集

市長は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集する。

特に災害発生直後においては、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

なお、収集に当たっては119番通報に係る状況等の情報を積極的に収集するとともに、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

(2) 災害の状況及び応急対策活動情報の県への報告

市長は、災害の状況（被害規模に関する概括的情報を含む）及び応急対策活動情報（応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等）について、把握できた範囲から直ちに県へ報告する。

報告にあたり、市長は、県防災情報システムを有効に活用するものとする。

また、市災害対策本部非常配備の生活安全部長及び市災害対策本部の各部長は、被害状況をまとめ災害対策本部長に報告するとともに、防災安全課に報告書を提出する。

防災安全課においては、各部長からの報告内容を集計し、各関係機関へ連絡及び報告を行う。

(3) 安否不明者・行方不明者の情報収集

捜索・救助体制の検討等に活用するため、市は、住民登録の有無にかかわらず、市の区域内で安否不明・行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、安否不明者・行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ国を通じて大使館等）に連絡するものとする。

(4) 火災・災害等即報要領に基づく報告

① 市は、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号。以下「即報要領」という。）に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、その第一報を県に報告す

るものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。

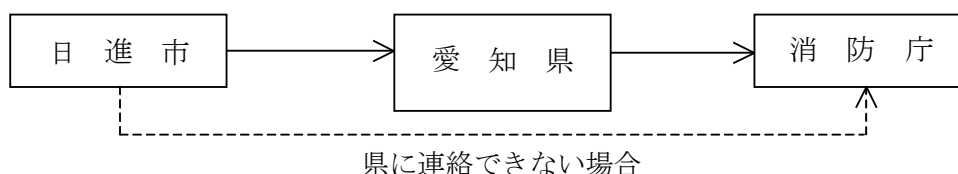
なお、第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うこととする。

また、一定規模以上の災害（即報要領「第3 直接即報基準」に該当する火災、災害等）を覚知したときは、第一報を直接消防庁に対しても原則として30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告を行う。この場合において、消防庁長官から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

なお、消防機関への119番通報が殺到した場合には、即報要領様式にかかわらず、最も迅速な方法により県及び国に報告する。

②確定報告にあつては、災害応急対策完了後15日以内に文書により県に報告する。

報告系統図



（5）被災者台帳の作成

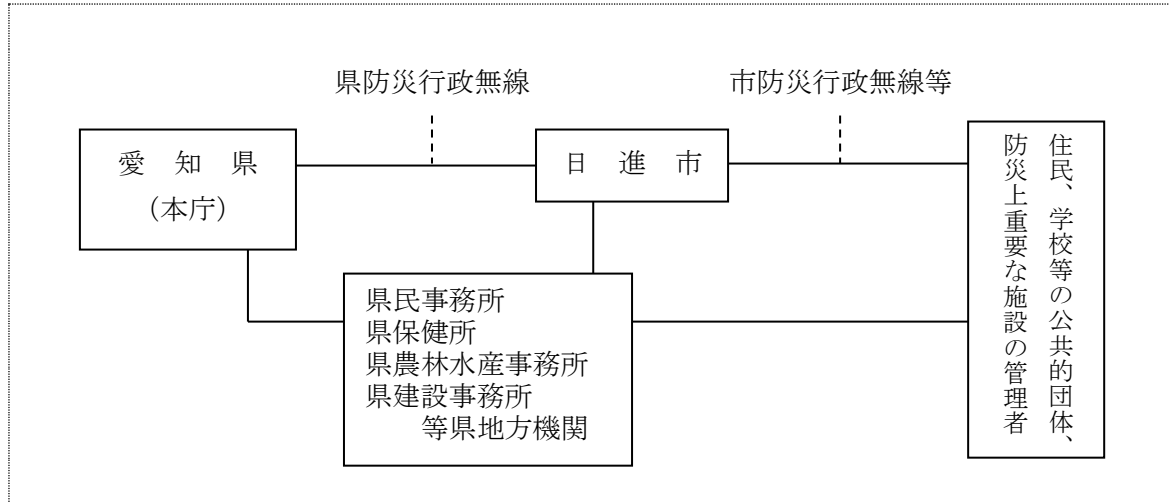
被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

2. 情報の一般的収集、伝達系統

- ① 各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害対策応急活動を実施するのに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。ただし、気象条件等を踏まえ、巡視等に当たる職員等の安全を最優先として情報収集に当たるものとする。
- ② 情報の収集伝達については、防災行政無線及び一般電話（FAXを含む。）のほか、市ホームページや災害時優先電話、あるいは携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を利用する。同時多発的に災害が発生した場合には、電話が輻輳するため防災行政無線、災害時優先電話などにより防災関係機関相互の回線を確保する。
- ③ 通信連絡用機器の設置にあたっては、非常用電源を備えるとともに、災害時に途絶しないよう、設置個所に留意する。
- ④ 災害時に住民へ確実に情報を提供するため、複数の情報伝達手段を利用することとし、地域性やそれぞれの手段の特性を考慮しながら整備を進める。
- ⑤ 報道機関と緊密な連携を図り、効率的な情報の伝達に努める。

3. 県防災情報システムの使用

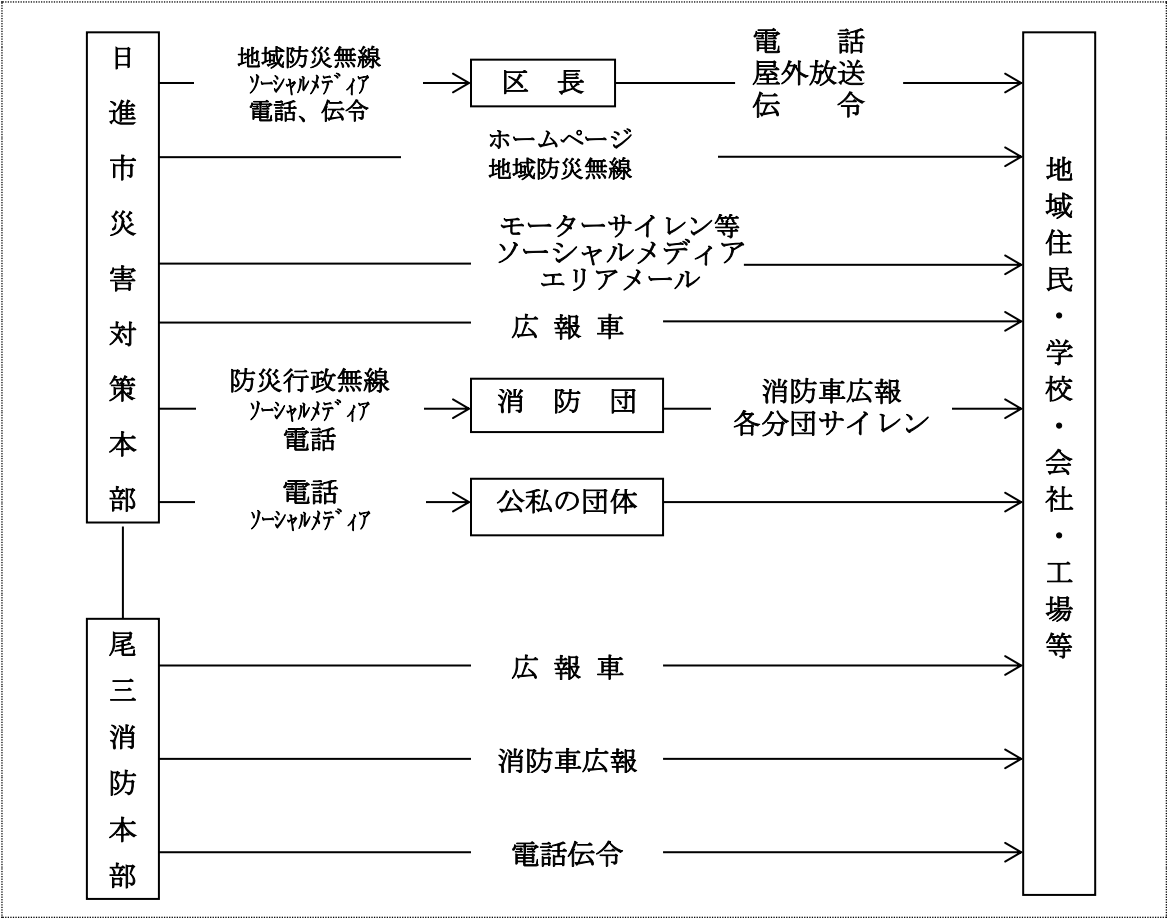
各防災関係機関は、被害状況等の報告及び把握、応援等の要請などを迅速かつ的確に行うため、県防災情報システム（県防災行政無線）の効果的な使用を行う。



4. 関係機関及び住民等への伝達の方法

主体	内容
市	関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくとともに、次の方法により速やかに住民等に周知徹底するものとする。 ① 小学校等に設置したモーターサイレンの吹鳴パターン等による。 ② 市ホームページやソーシャルメディアによる。 ③ 伝達組織（区長等）を通じる。 ④ 市広報車による。 ⑤ 地域防災無線ネットワーク等の防災行政無線による。 ⑥ 報道機関に依頼する。 緊急を要する場合で、かつ、特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送事業者（受託放送事業者を除く。）に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を知事を通じて依頼することができる。 なお、放送事業者との連絡にあつては、放送局ホットラインにより、円滑な放送の依頼を確保する。 ⑦ エリアメールによる。

※住民等への伝達方法



5. 重要な災害情報の収集伝達

- ① 関係機関は、自己の所管する事項について、当該災害の状況及びこれに対して執られた措置の概要を、逐次、電話等により県又は、国（内閣総理大臣）に対して速やかに伝達を行う。
- ② 市、指定公共機関の代表者は、非常災害であると認められるときは、災害の規模の把握のために必要な情報の収集に特に留意する。
- ③ 市は、被災した住民の生死や所在等、いわゆる安否情報について、その身を案ずる近親者、当該住民を雇用する企業、在籍する学校等からの照会に対応するため、安否情報の収集に努める。ただし、安否情報の提供については、被災住民及び第三者の権利権益を不当に侵害することのないよう配慮する。

6. 報告の方法

- ① 被害状況等の報告は、迅速確実な手段を使うものとするが、県への報告は原則として県防災情報システムを有効に活用して行う。
- ② 有線電話等が途絶した場合は、地域防災無線、消防・警察無線等、他機関の無線通信施設等を利用する。
- ③ 全ての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段をつくして報告するよう努める。

7. 市における災害応急対策活動実施のための情報収集・伝達

市は、被災状況等の情報収集のため、県の先遣・情報収集チームを受入れるものとする。先遣・情報収集チームは、情報を市災害対策本部に伝達するとともに、逐次、愛知県災害対策本部尾張方面本部へ報告する。

第4章 水防

市は、水防法及び愛知県水防計画の定めるところにより、市内の各河川、ため池の洪水による水災を警戒・防御し、その被害を軽減するため、水防に関して必要な事項及び具体的な実施要領を定め、水防活動の万全を期すものとする。

(1) 主要水防区域

本市における主要水防区域は、次のとおりである。

- ア 河川
- イ ため池

(2) 水防活動

水防のための巡視、警戒は、次の場合に実施する。

- ・豪雨や長雨により河川、ため池等の増水のおそれがあり、田畑の冠水又は建築物における床下浸水等の被害の発生が予想されるとき。
- ・その他出水状況を勘案し、第二次もしくは第三次非常配備体制により、水防態勢を強化したとき。

① 巡視、警戒等

- ・豪雨や長雨等の際は出水状況に注意し、増水が予想される場合、市当番班員及び水防作業隊（消防団）は、巡視及び警戒の服務においては4人1組で、出水状況に応じて巡視要員と警戒要員に区分し、担当区域の巡視・警戒にあたる。
- ・巡視・警戒を開始したときは、担当責任者はその都度異常の有無を災害対策本部へ無線により連絡するものとする。
- ・住民等は、常に気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合は水防に協力するものとする。

② 水防作業隊（消防団）の非常配備

水防管理者（市長）の要請により、消防団組織を水防作業隊組織に切り換え、これを有効的な活用を図るものとする。

ア 待機

水防作業隊は、災害対策本部及び水防作業隊長（消防団長）の指令により連絡員を詰所に待機させ、その後の情勢を把握することに努め、その他の隊員は状況の変化に対応できるよう、自宅待機の態勢におくものとする。

イ 一部招集

水防作業隊幹部（消防団分団長等）及び巡視警戒要員は、所定の詰所に集合して資機材の整備点検を行い、一部の隊員を巡視のために担当区域に出動させ、状況を災害対策本部へ無線により連絡するものとする。

ウ 全員非常招集

水防作業隊長（消防団長）は、状況により水防作業隊の全員をそれぞれ所定の場所に招集して、巡視警戒員を増強し、監視を強化するなど水防態勢の万全を期すものとする。

また、災害対策本部と常に密接な連絡を保ち、招集を完了した際の人員報告、その他氾濫状況等の必要事項を報告する。 エ 水防作業隊（消防団）については、所定の編成（➡注1）を行うものとする。
（3）水防倉庫
本市における水防倉庫は、市防災倉庫（➡注2）及び地域にあるミニ防災倉庫（➡注3）である。
（4）通報連絡
・水防作業隊長等より災害対策本部へ、及び災害対策本部より関係機関へ連絡する主な報告は、以下のとおりとする。 ア 水防作業隊の出動、招集完了、人員報告 イ 河川、ため池の水位、雨量状況 ウ 巡視警戒、配置完了 エ 水防作業開始 オ 冠水のおそれが大きい場所及び被害が予想される池等の状況 カ 堤防等の異常発見状況 キ 浸水等の災害状況 ク 水防警戒態勢の解除
（5）破堤、溢水の通報
① 堤防等が破堤し、又は溢水した場合、水防作業隊の分隊長等（分団長等）は、直ちにその状況を次の要領により災害対策本部に報告するものとする。 ア 場所、必要があればこれに至る経路 イ 破堤、溢水の状況 ウ 水防に要する資材並びに人員 エ 応援の要否 ② 災害対策本部は、県（尾張建設事務所）に通報するとともに、隣接する下流側の水防管理者及び消防団長にその旨通報するものとする。 ③ 決壊か所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。
（6）緊急通行
水防作業隊及び消防機関に属する者等並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場合に赴く時は、一般交通や公共用に供しない空地や水面を通行することができ、水防管理団体はそれにより損失を受けた者に対し、損失を補償しなければならない。
（7）公用負担
水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の

注1) 資料編 第7 その他 3「日進市消防団（水防団）作業隊編成表」

注2) 資料編 第3 備蓄品・無線設備 1「日進市役所防災倉庫備蓄品・資機材」

注3) 資料編 第3 備蓄品・無線設備 2～3「ミニ防災倉庫設置場所、備蓄資機材」

現場において、次の権限を行使できる。 ①必要な土地の一時使用 ②土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用 ③車両その他の運搬用機器の使用 ④排水用機器の使用 ⑤工作物その他の障害物の処分 また、水防管理者から委任を受けた者は、上記①から④（②における収用を除く。）の権限を行使することができる。 水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、その損失を補償するものとする。
（８）避難
① 避難のための立退き ア 水防管理者（市長）は、堤防等の破堤のおそれがある場合には、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示するものとする。 ただし、既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することでかえって危険が生ずる場合は、自宅の上階部分など一定の安全が確保された屋内で待避することも考慮するものとする。 イ 立退き又はその準備を指示した場合は、愛知警察署長にその旨を通知するものとする。 ウ 避難のための立退きに際しては、地域防災無線、サイレン、広報車、マイク放送及び口頭による伝達等を行うものとする。 ② 避難所 避難所については、原則として市の指定避難所とする。
（９）他の水防機関との協力応援
① 水防関係機関との相互協力 県（尾張建設事務所）と常に密接な連絡をとり、水防上の水位情報、警報等について通報を受けるとともに、越水し、又は破堤のおそれのある時はその状況を通報し、この措置に協力を求めるものとする。 ② 隣接地の水防管理者との協力 隣接地の水防管理者より応援の要請があった場合は、自らの水防に支障のないかぎり応援するものとする。 ③ 警察官の出動要請 住民等の避難のための退去、警戒区域の設定その他水防のため必要があると認めるときは、水防法第22条の規定に基づき、警察署長に対して警察官の出動を要請するものとする。 ④ 自衛隊の出動要請 災害の情勢により必要があると認められる場合、知事に対し自衛隊の部隊派遣要請を依頼する。 ➡<u>注</u>

注）自衛隊の災害派遣要請の依頼は、第17章第3節を参照。

第5章 消防

消防団は、火災が発生した場合、火災から人命、財産を保護するため、消防機関と協力し消火活動を行う。

風水害・原子力等の災害が発生し、又はそのおそれがある場合は、災害発生の防御、被害の軽減及び被害の拡大を防止するため、警戒、巡視、救助、避難誘導等の活動を行うものとする。

特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることから、人命救助及び必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

(1) 市と消防団等の活動内容

本市にある建築物、車両、林野等に火災が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市長がその必要を認めたときは、消防機関に通報するとともに、消防団長に対して消防団員の出動を命令するものとする。

消防団長は、火災の拡大・縮小の傾向、消防水利の状況、危険物の有無、飛火警戒その他消火に関する状況を判断し、消防団員の出動、消火救出活動等の必要な指示を行うものとする。

- ・消防団長は、火災の発生と拡大・縮小の傾向その他の情報を市長に報告する。
- ・消防団長は、消防団員に対して消防活動終了後、速やかに解散を命令する。

(2) 火災発生時の出動

- ・火災発生の通報を受け、又は自ら火災の発生を覚知した消防団員は、分団長等に通報するとともに、直ちに出動準備を行うものとする。
- ・前項の通報を受けた分団長等は、その旨を消防団長に通報するとともに、直ちに消防団員を招集し、現地に出動するものとする。

第6章 広報

- 発災時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、災害の状態、災害応急対策の実施状況等を住民等に迅速かつ的確に周知するよう、各防災関係機関は緊急事態用広報計画を作成するものとし、広報活動を展開するものとする。
- 混乱が終息した後は、民心の安定と速やかな応急対策の実施を図るため、防災関係機関は広聴活動を行い、災害地域住民の動向と要望事項の把握に努める。

主体	内容
市、 消防及び警察等 防災関係機関	① 広報活動 ア 広報の手段 ・報道機関（テレビ・ラジオ局、ケーブルテレビ、通信社、新聞社）への情報提供 ・防災行政無線 ・市ホームページやソーシャルメディアへの掲載 ・携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）による情報提供 ・広報紙等の配布 ・広報車の巡回 ・掲示板への貼り紙 ・その他の広報手段 イ 広報の内容 ・気象、水象等の情報 ・災害の発生情報 ・住民等のとるべき措置 ・避難に関する情報（避難場所、避難情報） ・公共土木施設等の状況 ・救護所の開設状況 ・ライフライン施設の状況 ・食糧、水、その他生活必需品等の供給状況 ・公共公益施設の状況 ・ボランティアに関する状況 ・義援金、救援物資の受入に関する情報 ・被災者相談窓口の開設状況 ・災害地を中心とする交通規制及び交通渋滞状況その他交通に関する事項 ・その他必要事項

	ウ 広報活動の実施方法 ・避難情報等については、災害情報共有システム(Lアラート)を活用して迅速かつ的確に情報発信を行う。 ・各防災関係機関は、臨時広報紙等の配布、掲示板や緊急速報メール機能、ホームページ、ソーシャルメディアの利用等あらゆる媒体を有効に活用して広報活動を行う。特に、停電や通信障害発生時は、被災者が情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの貼り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供を行う。
	② 災害広聴 混乱が終息したときは、各防災関係機関は、できるかぎり相談窓口等を開設し、被害を受けた住民等からの相談、要望等を聴取の上、必要な応急対策の推進にあたる。
	③ 報道機関に対する情報発表 災害対策の重要な事項は、必ず報道機関に対し発表するとともに、収集された情報についてもその内容を各報道機関に提供する。各報道機関が行う取材活動については、適切に対応・協力する。

第7章 避難

第1節 避難対策

被害を最小限にとどめるため、気象業務法に基づく、警報、注意報及び情報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報並びに土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒情報等を迅速かつ確実に住民等へ伝達する。

災害応急対策責任者（災害対策基本法第50条）は、気象警報等の発受伝達が迅速かつ正確になされるよう、自らの機関の体制及び関係機関との連携体制を整備する。特に、休日・夜間における体制及び通常伝達系統の障害時における体制に留意するものとする。

市長等は、災害対策基本法等に基づき必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとることにより、生命及び身体の安全の確保に努めるものとする。

1. 市における措置

（1）避難情報

速やかに立退き避難を促す情報は、〔警戒レベル4〕避難指示とし、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、発令するものとする。洪水等に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等が自らの判断で「屋内安全確保」の措置をとることも可能である。

また、既に災害が発生又は切迫している状況（警戒レベル5）において、未だ避難が完了していない場合には、現在地よりも相対的に安全である場所へ直ちに移動等を開始する必要があることにも留意すること。

①〔警戒レベル5〕緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況において、未だ危険な場所にいる居住者等に対し、立退き避難を中心とした避難行動から、緊急安全確保を中心とした避難行動への変容を特に促したい場合に発令する。ただし、災害が発生・切迫している状況で、その状況を必ず把握することができるとは限らないことなどから、本情報は必ず発令されるものではない。

②〔警戒レベル4〕避難指示

気象警報や土砂災害警戒情報等の発令、河川の水位や雨量等あらかじめ定めた避難情報の発令基準に基づき、速やかに的確な〔警戒レベル4〕避難指示を発令するものとする。

その他、河川管理者や水防作業隊等と連携して警戒活動を行った結果、災害が発生するおそれがある場合で、特にその必要があると認められるときは、避難のための立退きを指示する。

避難指示の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令するものとする。

また、夜間、早朝に避難指示を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において避難指示を発令する。

③〔警戒レベル3〕高齢者等避難

避難行動要支援者等に早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の人にも避難準備や自主的な避難を呼びかける。

また、必要に応じ、〔警戒レベル3〕高齢者等避難の発令等とあわせて避難場所を開設する。

なお、夜間、早朝に高齢者等避難を発令するような状況が想定される場合には、その前の夕刻時点において〔警戒レベル3〕高齢者等避難を発令する。

④対象地域の設定

避難情報を発令するにあたっては、対象地域の適切な設定等に留意する。

⑤避難情報の伝達

避難情報を発令するにあたっては、危険の切迫性に応じて5段階の警戒レベルを付記するとともに避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

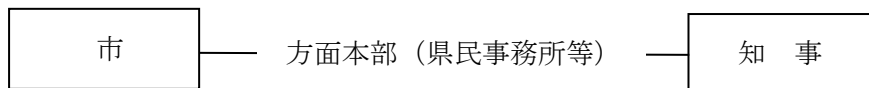
④ 事前の情報提供

避難情報の発令に至る前から、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、それぞれの地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民への注意を促す。特に、台風にや線状降水帯等による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

(2) 知事等への助言の要求

市長は、避難のための立退きを指示し、又は「緊急安全確保」の措置を指示しようとする場合において必要があると認めるときは、中部地方整備局、名古屋地方気象台又は知事に対し助言を求めることができる。さらに、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断するものとする。

(3) 報告（災害対策基本法第60条第4項）



(4) 他市町村又は県に対する応援要求

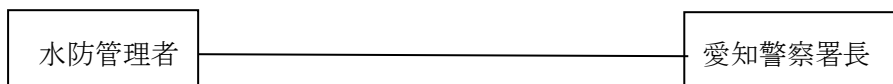
市は、自ら避難者の誘導及び移送の実施が困難な場合、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要求する。

2. 水防管理者における措置

(1) 立退きの指示

洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、立退くことを指示する。

(2) 通知（水防法第29条）



3. 実施責任者と避難指示の時期及び発令基準

(1) 実施責任者
災害発生のおそれがある場合あるいは災害発生が避けられない場合は、住民等に対しその危険を周知し、避難のための立退きを勧告し、あるいは指示するものとする。 避難指示 ・（全ての災害）市長〔災害対策基本法第60条〕 警察官〔災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条〕 自衛官（災害派遣）〔自衛隊法第94条〕 ・（洪水）知事又は知事の命を受けた職員〔水防法第29条〕 ・（地すべり）知事又は知事の命を受けた職員〔地すべり等防止法第25条〕
(2) 避難指示の時期
・避難指示は、危険が切迫する前に十分な余裕をもって行うものとし、住民が自主的に家屋被害に対する対策を行い、衣類や食料品の準備等の最低限の措置を講じて、避難所へ向かうことができるように努める。 ・避難指示に至る前から、地域における時間雨量、今後の降雨予測等、気象状況に関する具体的な情報を提供し、住民等への注意を促す。
(3) 避難指示の発令基準
・避難指示を発令する基準について、降水量や河川水位などの数値あるいは防災気象情報など、具体的・客観的な基準をマニュアルで定めるものとする。 ・なお、一旦設定した基準についても、その信頼性を確保するため、災害の発生の都度、その適否を検証し、災害履歴と照らしあわせ、継続的に見直しを行っていく。

4. 避難情報に関する基準

(1) 避難情報の内容
① 〔警戒レベル3〕高齢者等避難 （発表実施責任者：市長） 河川水位の上昇や気象状況などから判断して、今後このような気象状況が続くと避難を要する状況になる可能性がある場合に、日進市が 避難指示 を発令する準備に入るとともに、住民等が余裕をもって適切な避難行動がとれるよう準備するための情報である。また、避難行動要支援者に早めの避難を促す情報でもある。 〔消防車、広報車等による広報例〕 こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル3、大雨（台風）による避難準備

備・高齢者等避難開始をお知らせいたします。ただいま天白川の水位が上昇しており、水防警戒体制を実施しております。以降1時間の降雨量が30mmを超えると予想されています。高齢の方など避難に時間を要する方は、早めに避難して下さい。

② **〔警戒レベル4〕避難指示**（発令実施責任者：市長）

河川から水があふれたり、堤防が決壊するような洪水や浸水の危険があるため、住民等に避難の開始を指示するものである。一般的に避難を促すもので、山崩れやがけ崩れのおそれがある場合にも発令される。

〔消防車、広報車等による広報例〕

こちらは日進市災害対策本部です。警戒レベル4、大雨（台風）による避難指示を発令します。天白川の水位が上昇しており、洪水（浸水）が発生する危険がありますので、最寄りの避難所に落ち着いて避難して下さい。

（2）河川洪水に関する定量的基準

① **〔警戒レベル3〕高齢者等避難**

河川の水位が水防警戒のために出動する高さ（氾濫注意水位）に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合

（注）「氾濫注意水位」の高さは河川幅にもよるが、おおむね「氾濫危険水位」（堤防天端－0.8m）の2m下がりが標準とされる。日進市では、野方橋付近に観測機器が設置されており、判断の一つの目安とする。

② **〔警戒レベル4〕避難指示**

河川水位が氾濫危険水位に達し、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合

（3）内水氾濫に関する定量的基準

① **〔警戒レベル3〕高齢者等避難**

- ・ 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合
- ・ 1時間降雨量が50mmを超え、かつ以降2時間の予想降雨量が100mmを超える場合

② **〔警戒レベル4〕避難指示**

降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が200mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合

（4）土砂災害（がけ崩れ等）に関する定量的基準

① **〔警戒レベル3〕高齢者等避難**

- ・ 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が100mmを超え、かつ以降1時間の予想降雨量が30mmを超える場合
- ・ 大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報で「警

戒（2時間先までに警報基準に到達すると予想）」とされた場合

② 【警戒レベル4】避難指示

- ・ 降り始めからの連続降雨量（累積降雨量）が 200 mmを超え、かつ以降 1 時間の予想降雨量が 30 mmを超える場合
- または、雨により、がけ崩れなどの土砂災害の危険が高くなったとき。
（土砂災害危険箇所の巡視により、近隣で斜面の亀裂、はらみ等の前兆現象が発見されたとき。）
- ・ 土砂災害警戒情報が発表された場合、又は土砂災害警戒判定メッシュ情報で「非常に危険（2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に到達すると予想）」とされた場合

5. 雨の強さと降り方

予報用語	1 時間雨量(ミリ)	屋外の様子、災害発生状況等
やや強い雨	10～20	雨の音で話し声がよく聞き取れない。この程度の雨でも、長く続くときは注意が必要。
強い雨	20～30	どしゃ降り。地面一面に水たまりができる。側溝や下水、小さな川があふれ、小規模のがけ崩れが始まる。
激しい雨	30～50	バケツをひっくり返したように降る。道路が川のようになる。山崩れ、がけ崩れが起きやすくなり、危険地域では避難の準備が必要。
非常に激しい雨	50～80	滝のように降る。水しぶきで一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。マンホールから水が噴出する。土石流が起りやすく、多くの災害が発生する。
猛烈な雨	80 以上	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖感を感じる。大規模な災害の発生するおそれが強く、厳重な警戒が必要。

6. 土砂災害の主な前兆現象

がけ崩れ・地すべり	・ がけから小石がパラパラ落ちてくる。 ・ がけに割れ目が見える。 ・ がけや斜面から水がわき出してくる。 ・ 斜面にひび割れができる。 ・ 家や建物、木や電柱が傾く。 ・ 家や建物にひびが入る。 ・ 沢や井戸の水が濁る。
土石流	・ 川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる。 ・ 山鳴りがする。 ・ 雨が降り続けているのに、川の水位が下がる。

7. 風の強さと吹き方

予報用語	平均風速(m/秒)	屋外の様子、災害発生状況等
やや強い風	10～15	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。取り付けの不完全な看板やトタン板が飛び始める。
強い風	15～20	風に向かって歩けない。小枝が折れる。ビニールハウスが壊れ始める。

非常に強い風(暴風)	20～25	しっかりと身体を支えないと転倒する。鋼製シャッターが壊れ始める。風で飛ばされた物で、窓ガラスが割れる。
	25～30	立ってられない。屋外での行動は危険。樹木が根こそぎ倒れ始める。ブロック塀が壊れ、取り付けの不完全な屋外外装材がはがれ、飛び始める。
猛烈な風	30以上	屋根が飛ばされたり、木造住宅の全壊が始まる。

8. 異常現象を発見した場合の措置

激しい雨や風による異常現象を発見した場合は、直ちに市又は警察に通報する。通報を受けた市又は警察は、関係機関に連絡するとともに、避難等必要な応急措置を講じる。

9. 避難情報の周知、報告及び避難の準備

(1) 避難情報の周知徹底

- ・避難の指示等は、災害の状況及び地域の実情に応じ、防災行政無線を始めとした伝達手段を複合的に利用し、対象地域の住民に迅速・的確に伝達する。
- ・伝達手段は、防災行政無線のほか、ケーブルテレビ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、市ホームページやソーシャルメディア、広報車の巡回あるいは自主防災組織・自治会・町内会を通じた電話連絡や戸別伝達に加えて、テレビ・ラジオ放送局に情報を提供し、協力を求める。このほか、災害情報共有システム（Lアラート）に情報を提供することにより、テレビ・ラジオや携帯電話、インターネット等の多様で身近なメディアを通じて市民等が情報を入手できるよう努める。
- ・避難の指示等は、できるかぎりその理由、対象地域、避難先、避難経路及び避難上の留意事項の伝達に努める。また、日頃から避難先及び避難経路等について、住民への周知徹底に努めるものとする。

(2) 関係機関への報告等

- ・市長は、避難の指示等による避難措置を実施したときは、速やかに知事（尾張方面本部経由）に報告するとともに、関係機関に通知又は連絡するものとする。
- ・市長は、上記による避難の必要がなくなったときは、直ちに避難者に連絡するとともにその旨を公示するものとする。

(3) 避難の準備

避難の準備については、次の諸点の周知徹底を図るものとする。

- ・火気の取扱いには普段から注意し、避難に際しては火気、危険物等の始末を完全に行う。
- ・大雨や台風により生ずる災害に備えて家屋の補強等を行い、浸水が予想される場合は家財を高所に移動させる。
- ・会社や工場等にあつては、綿密な防災計画を立て、これに基づく準備を行う。浸水による油脂類の流出防止、カーバイト、金属粉、B生石灰等発火源の安全管理に努め、電気、ガス等の安全措置を講ずる。
- ・病院等で多数の傷病者や高齢者を診療等している施設にあつては、綿密な避難計画を立て、これに基づく避難訓練等を実施し、消防、警察と連絡を密にする。

10. モーターサイレンによる周知

市内に設置されたモーターサイレンにより、避難情報を住民等に周知するものとする。

状況	サイレンパターン
風水害、土砂災害時の [警戒レベル4]避難指示 (避難信号)	「3秒吹鳴・2秒休止」を9回繰り返す ○3秒ー 休止2秒 ○3秒ー 休止2秒...

11. 避難指示が出された場合の留意事項

- ・火の始末や戸締まりを確実にする。電気は配電盤のブレーカーを切り、ガスは元栓を閉める。
- ・消防、警察などの防災関係者の指示に従って、家族で避難する。
- ・避難の際は、がけ下、壊れそうな塀ぎわ、川べりなどは避け、やむを得ずその場所を通らなければならないときには十分注意して通行する。
- ・高齢者、障害者、傷病者、乳幼児等のいる家庭では、早めに避難する。
- ・服装は行動しやすいものとし、風に飛ばされてくる物から身を守るために、頭には帽子、頭巾、ヘルメット等をかぶり、露出部分の少ない服装で避難する。
- ・携行品は必要品のみとし、背負うようにする。
- ・切れた電線や垂れ下がった電線には、絶対に触れないようにする。
- ・普段から用意しておける物品等は、「非常」を標示した袋に入れておく。

12. 避難誘導及び移送

(1) 住民等の避難誘導等

- ①避難は、原則として住民等が自主的に行うものとするが、市職員や警察官等の避難措置の実施者は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。
- ②誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、避難行動要支援者の避難を優先して行う。
- ③避難行動要支援者の安否確認、避難誘導の実施にあたっては、社会福祉施設を含め、民生委員・児童委員や地域住民と連携して行うものとする。
- ④市は、指定緊急避難場所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。

(2) 避難行動要支援者の支援

- ①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

②避難行動要支援者の避難支援

ア 避難のための情報伝達

避難行動要支援者に対しては、防災無線や広報車、携帯端末の緊急速報メールなど複数の手段を組み合わせるとともに、障害者等にあつてはその障害区分等に配慮した多様な手段を用いて情報伝達を行う。

イ 避難行動要支援者の避難支援

平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに同意した避難行動要支援者については、名簿情報及び個別避難計画情報に基づいて避難支援を行う。その際、避難支援等関係者の安全の確保、名簿情報及び個別避難計画情報の提供を受けた者に係る守秘義務等の措置を講ずる。

また、平常時から名簿情報及び個別避難計画情報を提供することに不同意であった者についても、可能な範囲で避難支援を行うよう、避難支援等関係者その他の者に協力を求めるものとする。

③避難行動要支援者の安否確認

避難行動要支援者の安否確認を行う際には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画情報を有効に活用する。

④避難後における避難行動要支援者への対応

地域の実情や特性を踏まえつつ、名簿情報及び個別避難計画情報について避難場所等の責任者に引継ぐとともに、必要に応じて避難支援等関係者とともに避難場所から避難所への移送を行うこと。

第2節 広域避難

1 広域避難に係る協議

(1) 市における措置

市は、災害が発生するおそれがある場合において、避難指示の発令による避難先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村に滞在させる必要があると認められるときは、当該居住者等の受入れについては、避難先市町村と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、避難先都道府県との協議を県に要求する。なお、他の都道府県の市町村への受入れについては、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、他の都道府県の市町村に直接協議することができる。

第3節 避難所の開設・運営

市は、災害のため避難した居住者や滞在者等や被災した住民等を、一時的に滞在させるための施設として、避難所を必要に応じて開設するものとする。また、避難所を開設する場合は、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

また、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避

難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。

また、市及び県は事前に避難所として指定した施設等の破損に備えて、避難用テントの備蓄等を計画的に進めるとともに、災害時には、「愛知県避難所運営マニュアル」や市の「日進市避難所運営マニュアル」、「避難所活動マニュアル」等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。

要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、福祉避難所を開設したり、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

1. 避難所の条件

市は、あらかじめ災害対策基本法施行令に基づいて避難所を指定し、当該避難所の所有者又は管理者の承諾を得る。その際、次の事項を十分に勘案することとする。

- ① 被災者に対する救援・救護活動を実施することが可能な地域で、耐震、耐火の建築物があるか、もしくは仮設住宅やテント等を設置することが可能な規模を有する。
- ② 周囲にがけ崩れのおそれのあるがけ、石垣等がない。
- ③ 地割れ、崩落等が予想されない地盤地質地域にある。
- ④ 周囲に多量の可燃物資の貯蔵施設がない。
- ⑤ 避難場所との距離が比較的短く、その経路が安全と認められる。
- ⑥ その他、被災者が生活する上で、市が適すると認める場所である。

2. 避難所の運営

市は、避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には市の職員等を配置するとともに、避難所の運営にあたっては、次の点①～⑫に留意する。

なお、大規模災害時には避難生活が長期化し、避難者の心身の健康を損なうことも想定されるため、避難所における生活環境の整備に努めるものとする。

- ① 避難所運営マニュアルに基づく避難所運営
市や県が作成した避難所運営マニュアル等に基づき、避難所の円滑な運営を図る。
- ② 避難者の把握
必要な物資などの数量を確実に把握するため、避難者に世帯単位での登録を求め、避難所ごとに避難している人員の把握に努める。なお、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。
また、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるものとする。
- ③ 避難所が危険になった場合の対応
避難所が万一危険になった場合、再避難等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

④ 避難者のニーズ把握と生活環境、プライバシーへの配慮

避難者のニーズを早急に把握し、避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者のプライバシーの確保に配慮すること。そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じること。

⑤ 避難所運営における女性の参画等

避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

⑥ 避難者への情報提供

市の災害対策本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。特に、自宅での生活への復帰を避難者へ促す目安となるよう、ライフラインの復旧状況等、日常生活に関わる情報を避難所にも提供するように努める。また、目の見えない人や耳の聞こえない人、外国人等へ情報提供方法について、「日進市避難所運営マニュアル」の「避難所利用者の事情に配慮した広報の例」を参考に配慮する。

⑦ 要配慮者への支援

避難所内に要配慮者がいる場合は、民生委員・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずるとともに、必要に応じて福祉避難所を早期に開設するよう努める。

⑧ 物資の配給等避難者への生活支援

給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等、避難者への生活支援にあつては、公平に行うことを原則として、適切迅速な措置をとること。また、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、栄養バランスの取れた適温の食事の提供等質の確保にも配慮すること。

なお、食物アレルギーや宗教上の理由等により食べられないものがある者について、「愛知県避難所運営マニュアル」を参考に配慮する。

⑨ 避難所以外の場所に滞在する被災者への対応

避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から、在宅や車中、テントなどでの生活を余儀なくされる要配慮者や、災害が収まった後に家屋の被害や電気、水道、ガス等のライフラインの機能低下により生活が困難となった被災者等が一人ひとりの事情や状況に応じて適切な場所で避難生活を送ることができるよう、内閣府が作成した「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を踏まえ、避難生活の環境整備に必要な措置を講じる。

⑩ 在宅避難者等の支援拠点

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

⑪ 車中泊避難を行うためのスペース

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

⑫ 避難者、自主防災組織、ボランティア等の協力による運営

避難所における情報の伝達、生活物資の配給、清掃等について、避難者、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPOやボランティア等の協力が得られるよう努める。

⑬ ペットの取扱

必要に応じて、ペットの飼養場所の確保に努めるものとし、避難者が避難所へペットを連れてきた場合は、「避難所ペット登録台帳」に登録するとともに、飼養場所や飼養ルールを飼い主及び避難者へ周知・徹底を図る。➡注また、飼い主等からのペットの一時預かり要望への対応等について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

⑭ 避難の長期化に伴う対応

避難の長期化等必要に応じて、以下の項目等の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(ア) プライバシーの確保状況

(イ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度

(ウ) 洗濯等の頻度

(エ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度

(オ) 暑さ・寒さ対策の必要性

(カ) 食料の確保、配食等の状況

(キ) し尿及びごみの処理状況

(ク) 避難者の健康状態

(ケ) 指定避難所の衛生状態

⑮ 公衆衛生の向上のための事業者団体への要請

市は、災害発生後、一定期間が経過し、避難所の被災者に対する理容及び美容の提供、被災者に対する入浴の提供、及び避難所等で被災者が使用する自治体所有の毛布、シーツ等のクリーニングの提供を必要とする場合は、「生活衛生同業組合との

注) 資料編 第10 様式4「避難所ペット登録台帳」

災害時における被災者支援に関する協定」（県と県内5つの生活衛生同業組合との協定）に基づき、県を通じ生活衛生同業組合へ要請する。避難所の衛生的な環境の確保が困難となった場合は、「災害時における避難所等の清掃業務の支援に関する協定」に基づき、県を通じ一般社団法人愛知ビルメンテナンス協会へ業務の提供を要請するなど避難所の公衆衛生の向上に努めるものとする。

⑩ 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

3. 避難所の供与

災害により被害を受け、又は受けるおそれがあり、避難しなければならない者を一時的に既設の建物等に滞在させるものとする。

(1) 対象者	
① 災害によって被害を受けた者	・ 住家が被害を受け、居住の場所を失った者 全壊（焼）・流失・半壊（焼）・床上浸水等の被害を受け日常起居する場所を失った者
	・ 現実に被害を受けた者 自己の住家の被害に直接関係はないが、現実に災害のため、速やかに避難しなければならない者（下宿人、滞在者、来訪者等）
② 災害によって被害を受けるおそれがある者	
・ 避難指示が出された場合	
・ 避難指示は出されていないが、緊急に避難することが必要な場合	
(2) 状況の報告	
避難所を開設した場合には、市長は直ちに住民等に周知するとともに、避難所開設状況を知事（尾張方面本部経由）に報告するものとする。報告事項は次のとおりである。	
ア 避難所開設の日時、場所	
イ 箇所数及び避難している人員	
ウ 開設期間の見込み	
(3) 期間、費用等	
災害救助法が適用された場合の開設期間、費用等は、災害救助法施行細則（昭和40年愛知県規則第60号）による。 ➡注	

注) 資料編 第6 災害救助法 2 「災害救助法施行細則」第5条関係「収容施設の供与」

4. 被災者台帳の作成

被災した住民に公平な支援を効率的に行い、支援漏れや、同種の支援・各種手続きの重複を避けるため、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援における配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、その情報について関係部署間で共有・活用するよう努める。

第8章 要配慮者支援対策

- あらかじめ指定避難所の指定及び整備、避難所の運営体制の整備を図り、災害時ににおける市民の生活環境の確保に努める。
- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、NPO・ボランティア関係団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努めることとする。また、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を一層図るものとする。その際には、内閣府が作成した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」や、県が作成している「市町村のための災害時要配慮者支援体制構築マニュアル」などを活用するものとする。

1. 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の避難支援者の協力を得つつ、避難行動要支援者へ情報伝達を行うとともに、安否確認・避難誘導を実施するものとする。

2. 避難行動要支援者の避難支援

①避難行動要支援者の安否確認・避難誘導

第7章 第1節 避難対策 12 (1) 住民等の避難誘導 参照

②避難行動要支援者の避難支援

第7章 第1節 避難対策 12 (2) 避難行動要支援者の支援 参照

③障害者に対する情報提供

障害者には災害情報や支援情報等が伝達されにくいことから、複数の手段を組み合わせるなど伝達方法を工夫して、情報の提供を行う。

3. 避難所・在宅等における福祉ニーズの把握と福祉人材の確保

市は被災した要配慮者の生活状況と福祉ニーズを把握し、必要な専門的人材を確保し、ニーズに応じたサービスを提供するものとする。

4. 福祉避難所の設置等

自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施するものとする。

5. 福祉サービスの継続支援

福祉サービス提供者等と連携を図り、福祉サービスが継続されるよう支援するもの

とする。

6. 県に対する広域的な応援要請

保健・医療・福祉等専門的人材の確保等において、広域的な応援が必要な場合は、県へ要請するものとする。

7. 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握

次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。

- (1) 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携
- (2) 愛知県災害多言語支援センター（大規模災害時に設置）が発信する多言語情報の活用
- (3) 通訳ボランティア等の避難所等への派遣

第9章 帰宅困難者対策

帰宅困難者対策は、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」という基本原則の徹底を図るものとする。

市は、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供等支援体制の構築、及び必要に応じて一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。

事業所や学校などは、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、学生、顧客等への対応を検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、対策をとるものとする。

1. 市における措置

- ① 公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生する場合には、「むやみに移動（帰宅）を開始しない」旨の広報等により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、帰宅困難者の集中による混乱の抑制を図る。
また、必要に応じて、一時滞在施設（滞在場所）の確保等の支援を行う。
- ② 各種の手段により、徒歩帰宅に必要な装備等、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅経路の確認、事業所の責務等、必要な広報に努める。
- ③ 帰宅途中で救援が必要になった人、避難所での受入れが必要になった人への救助対策、避難所等対策を図る。
- ④ 安全な帰宅のための災害情報を提供するほか、企業、放送事業者、防災関係機関等との連携により、徒歩帰宅者に対して支援ルートやコンビニエンスストアなどの徒歩帰宅支援ステーションの情報提供に努める。

2. 支援体制の構築

帰宅困難者に対する対応は、安否確認の支援、被害情報の伝達、一時滞在施設（滞在場所）提供、帰宅のための支援等、多岐にわたるものである。

また、帰宅困難者対策は、行政のエリアを越えかつ多岐にわたる分野に課題が及ぶことから、これに関連する行政、事業所、学校、防災関係機関が相互に連携・協力する仕組みづくりを進め、発災時における交通情報の提供、水や食料の提供、従業員や児童生徒等の保護などについて、支援体制の構築を図っていくものとする。

第10章 救出

市長（災害救助法が適用された場合は知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長）は、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救出し、負傷者については医療機関に搬送する。行方不明者は捜索し保護する。また、救出にあたっては、要配慮者を優先する。

（１）救出対策
市、消防、警察、消防団は、緊密な連携のもとに救出を行い、負傷者については医療機関（救護所を含む）に搬送する。
（２）対象者
災害により生命、身体が危険にさらされ、早急に救出しなければならない状態にある次の者 ・火災の際に危険な現場から脱出できない者 ・水害時に流出家屋とともに流されたり、孤立した地点に取り残された場合又は土砂災害により生き埋めになった者 等
（３）救出の方法
被災者の救出は、市消防団、尾三消防本部を主体とした救出隊により実施するものとし、特に災害が甚大なときは、県に救出班の派遣要請をする。
（４）応援協力関係
・市は、自ら救出の実施が困難な場合、他市町村又は県に対し、救出の実施又はこれに要する要員及び資機材について、応援を要請する。 ・広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市・尾三消防組合は、「愛知県内広域消防相互応援協定」及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、相互の救出応援を行う。
（５）合同調整所の設置
災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。 また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）や緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。
（６）期間、経費等
災害救助法が適用された場合の救出期間、経費等は、災害救助法施行細則による。 → 注

注）資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「災害にかかった者の救出」

第11章 医療救護・防疫・保健衛生

第1節 医療救護

災害時には、家屋の倒壊、火災の発生等から、外傷、骨折、火傷及び窒息等、多くの傷害が予測され、その程度も死亡から重傷、軽傷まで様々である。特に災害初期においては、医療救護活動が生命の存否に直結することが多いことから、広く医療機関の協力を得て迅速な対応を図るため、医師会、薬剤師会、歯科医師会、災害医療コーディネーター等の広範囲な協力体制の確立に努める。

市は、救護所を設置し、必要に応じて地区医師会、歯科医師会、薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努めるものとする。

市は、保健医療調整会議に参画して、管内の医療ニーズや医療救護活動を報告するとともに、関係機関との情報の共有を図り、また、必要に応じて医療チーム等の派遣や、医薬品供給等の支援を要請する。

市は、災害時医療救護活動マニュアルを策定し、適切な医療救護活動が円滑に進められるよう努める。

1. 医療救護班の編成、派遣

- ① 市は、東名古屋医師会に派遣を要請する。
- ② 医療救護班の活動に必要な医薬品は原則、市が確保し、その他の衛生機材は市保健センター、東名古屋医師会及び日進市薬剤師会等において確保するよう要請する。
- ③ 医療救護活動に必要な医薬品等は、最寄りの医薬品等販売業者から調達することを原則とし、災害の状況等により不足する場合は、市等は2次医療圏等の区域ごとに設置される保健医療調整会議に調達の要請をする。
- ④ 医療救護班において応急手当後、医療機関での診療を必要とするものについては、的確な情報に基づき最適な医療機関へ搬送する。

2. 救急搬送の実施

- ① 患者の搬送は、原則として尾三消防本部に要請する。
ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した車両により、搬送を実施するものとする。
- ② 交通機関の不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ヘリコプター（ドクターヘリ含む）を利用することとし、県へ要請する。 ➡注1
なお、自衛隊によるヘリコプターの受入れに対しては、本編「自衛隊の災害派遣」の定めるところによる。 ➡注2

注1) 本編第29章「航空機の活用」

注2) 本編第17章第3節「自衛隊の災害派遣」

3. 医療及び助産の対象、範囲、方法等

医療

(1) 対象者
医療を必要とする状態にあり、災害のために医療の手段を失った者
(2) 対象範囲
医療の対象範囲は、病院又は診療所への搬送、診察、処置、手術その他の治療及び 施術、薬剤又は治療材料の支給、看護とする。
(3) 方法
医療救護班による医療 ・災害に基づく医療は、原則として市内の医師に協力を要請する。 ・他の機関による医療救護班 災害の規模及び患者の発生状況により、東名古屋医師会、県、他市町、日本赤 十字社等に応援出動を依頼する。 ・救護所の設置 医療救護班等は、必要に応じて保健センターや避難所に救護所を開設し、巡回 救護を行う。
(4) 救急搬送の実施
・患者の搬送は、原則として尾三消防本部に要請する。 ただし、消防の救急車両が手配できない場合は、市及び医療救護班で確保した 車両により搬送を実施するものとする。 ・道路の損壊、交通機関不通等の場合及び遠隔地への搬送は、ドクターヘリコプ ター等を利用することとし、県へ要請する。 ➡注1
(5) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の医療期間、費用等は、災害救助法施行細則による。 ➡注2

注1) 自衛隊によるヘリコプター搬送は、本編第17章第3節「自衛隊の災害派遣」

注2) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「医療」

助産

(1) 対象者
災害が発生もしくは発生のおそれがある場合に、助産の手段を失った者を原則とする。
(2) 対象範囲
・分べんの介助 ・分べん前後の処置 ・その他の衛生材料の支給
(3) 方法
① 医療機関による助産 ・病院、診療所等の医療機関において助産を行う。 ② 医療救護班による助産 ・医療救護班による助産は、原則として産科医があたるものとし、急を要する場合は最寄りの助産師が行う。
(4) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の助産期間、費用等は、災害救助法施行細則による。 ➡注

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「助産」

第2節 防疫・保健衛生

災害発生時における防疫措置は、生活環境の悪化や、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等を防ぐため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に従い、迅速に実施し、感染症の流行を未然に防止する。

1. 防疫・保健衛生

市は防疫・保健衛生について、次の対策を進めるものとする。

(1) 防疫・保健組織
災害対策本部に防疫・保健組織を編成し、瀬戸保健所等の関係機関と連絡を取り、被害状況の早期把握に努める。
(2) 防疫・保健活動
・ 県の指示及び指導に基づき、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除、生活の用に供されている水の供給等を実施する。 ・ 避難所の生活環境を確保し、衛生状態の保持に努める。
(3) 臨時予防接種
知事から臨時予防接種実施の指示を受けた場合は、指示に従い適確に実施するとともに、県に対して対象者の把握、対象者への連絡等の必要な協力をする。

2. 栄養指導等

- (1) 市及び県は、避難所等における炊き出しの実施に際し、栄養指導を行うとともに、避難所等における被災者の食生活支援・相談を行う。また、避難所等における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。
- (2) 市は、避難所等における被災者に対する健康対策のうち、巡回栄養相談等を必要とする場合は、「災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定」に基づき、県を通じ公益社団法人愛知県栄養士会へ支援の活動を要請するなど、避難所等における適切な食事の確保及び提供について、専門性を有した支援の協力が得られるよう努める。

3. 健康管理

- (1) 市及び県は、必要に応じ避難所等に保健師、歯科衛生士等を配置し、被災者等の健康相談や口腔ケアを行うとともに、巡回健康相談を行う。
- (2) 要配慮者の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、医療を確保するとともに、福祉施設等での受入れや介護職員の派遣等、保健・医療・福祉・介護関係者と協力し、健康維持に必要な支援を行う。

4. 健康支援と心のケア

- (1) 市は、地域の被災状況を把握し、避難所等へ保健活動方針と方法を決定し、それに基づき避難所・地域での巡回健康相談及び家庭訪問を実施するなど、住民の健康状態の把握と対応を行う。
- (2) 避難生活が長期にわたるとストレスが蓄積し、心身ともに様々な問題が生じやすいため、健康増進への支援、ストレスなど心の問題等を含めた健康相談体制の充実、自治活動の支援等を行う。
また、ストレス症状の長期化・悪化、あるいはPTSD・うつ病・アルコール依存症の人を適切に専門機関への橋渡しを行うなど、住民のニーズに沿った精神保健福祉相談体制を充実させる。
- (3) 子供たちの健康支援活動として、学校において健康診断を実施するとともに、スクールカウンセラーによる学校内でのカウンセリングや家庭訪問等で心のケアを行う。
- (4) 職員等支援活動従事者の健康管理として、支援活動従事者が過重勤務等から心身のバランスを崩すことを未然に防ぐため、定期的なミーティング等により心身の健康状態を把握し、適切な勤務体制を整える。

5. 避難所の生活衛生管理

市は、避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレやマンホールトイレを早期に設置するとともに、内閣府が作成した「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を踏まえ、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努めるものとする。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずるように努める。

6. 応援協力関係

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する要員及び資機材について応援を要求する。
- (3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してDPATの派遣要請を行う。

7. 応援協力要請

- (1) 市は、県の実施する臨時予防接種について対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力をする。
- (2) 市は、自ら防疫・保健活動の実施が困難な場合、他市町村又は県へ防疫・保健活動の実施又はこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。
- (3) 市は、保健活動により、心のケア対応が必要と認める場合は、県に対してD P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣要請を行う。
- (4) 県は、市からの求めに応じ、または、必要と認めるときは、D P A Tを派遣する。

第12章 水・食品・生活必需品の供給

第1節 給水

災害により、飲料水や生活用水等が断たれ、又は汚染して飲料に適する水や生活用水等を得ることができない者に対し、必要な量の水を供給し、被災者を保護するものとする。

1 市及び愛知中部水道企業団における措置

- (1) 被災者等へ飲料水、生活用水等を供給する。
- (2) 断水が生じた場合、目標水量を目安にし、必要な措置を講じる。
- (3) 応急給水は、公平に行うものであるが、医療施設や避難所等を優先的に行うよう配慮する。
- (4) 取水する水源については、耐震性貯水槽（飲料水兼用）、又は、愛知中部水道企業団と協議し、被害を受けなかった水道施設（配水池等）から確保することとし、これによることが不可能の場合は比較的汚染の少ない井戸水、河水等をろ水機によりろ過したのち、塩素剤により滅菌して給水する。

2 応急給水

- (1) 給水の対象は、災害により水道・井戸等の給水施設が損壊して、水道水等が得られない被災者を対象とする。
- (2) 給水の方法は、応急給水場所における「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「搬送給水」とするが、内容等により臨機に対応する。

3 応援体制

- (1) 市及び愛知中部水道企業団は、自ら飲料水の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ飲料水の供給の実施又はこれに要する要員及び給水資機材につき応援を要求する。
- (2) 水道事業者相互の応援体制については「水道災害相互応援に関する覚書」に定める内容を基本として給水活動を実施する。
- (3) 災害救助法が適用された場合の救出期間、経費等は、災害救助法施行細則による。）

第2節 食品の供給

災害時において、食料の円滑な供給は、市民生活を安定させるため重要な役割を果たすことから、被害状況の把握とともに、必要な食料品の確保に努めるものとする。

広域応援による食料の供給が開始されるまでの期間に対処するため、家庭において1週間分程度の食料を備蓄しておくとともに、市等においても食料を備蓄して確保に努める。

市は、炊出し、その他による食品の供給を概ね次のとおり実施するものとする。

(1) 主食等の備蓄		
アルファ化米をはじめとして、実情に即した食料備蓄を進める。		
(2) 炊き出しその他による食品の給与		
① 市は、おおむね次のとおり食品を供給する。		
・熱源の使用不可能時： 調理不要な食品及び飲料水（ペットボトル等）を供給する。	第1段階	乾パン、ビスケットなど
	第2段階	パン、おにぎり、弁当など
・熱源の使用可能時： 簡単な調理を前提とした包装米飯等の食品を供給する。		
・高齢者や乳幼児等に対しては、雑炊、おじや、粉ミルク等の食品を供給する。 また、食物アレルギー等にも配慮し、食品を供給する。		
② 在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できない広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。		
(3) 食品供与の対象者		
① 避難所に避難している者		
② 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって、炊事のできない者。ただし、床下浸水であっても、炊事道具等が全部流失、あるいは土砂に埋まり、炊事ができない場合は対象とする。		
③ 旅行者、来訪者、電車の旅客等であって、食料品の持ち合わせがなく、調達できない者。ただし、鉄道等の事業者において、必要な救済措置を講ずる場合は対象としない。		
④ 被害を受けて一時的に縁故先等へ避難する者で、食料品をそう失し、持ち合わせのない者。		
(4) 米穀		
① 主食の応急用供給は、「愛知県応急用米穀取扱要領」に基づき、農業協同組合等と緊密な連絡をはかり、主食の安定供給の確保を図る。		
② 米穀届出事業者等から米穀の原料調達が困難な場合は、県と緊密な連絡を図り、「愛知県応急用米穀取扱要領」及び「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（第4章Ⅰ第11の2に基づく災害救助用米穀の供給に係る手続き）」により調達を図る。		
② 市長は、緊急に米穀を必要とする場合は電話等により知事に依頼することができるほか、通信途絶などの場合には、農林水産省（農政局長）に要請を行うことができる。ただし、事後、速やかに知事に報告するものとする。		

- ④ 市は、活用可能な精米施設を確保する。なお、長期停電により県内に稼働施設がない場合は、他県施設の活用を申し入れる。

(5) 他市町村又は県へ応援要求

備蓄物資や自ら調達した食品では、被災者への食品の供給の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要求するものとする。

なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

第3節 生活必需品の供給

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の生活必需品を喪失又はき損したり、物資販売網等の混乱により、これらを入手できない者に対して、必要最小限度のものを給与又は貸与するものとする。

被災状況下での必要物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達・供給に留意するものとする。

(1) 物資の備蓄

市は災害に備え、生活必需物資の備蓄を図るよう努める。

(2) 物資の供給と調達

- ・市は災害時に生活必需物資の供給を行う。
- ・市は災害時に迅速に生活必需物資を調達できるよう、関連民間企業と協定を締結するなど、関係業界との連携を深めるよう努力する。
- ・市は被災者に対して生活必需品の供給を行うこととする。生活必需品は、備蓄物資、自ら調達した物資、次の応援要求等により、県、他の地方公共団体、国等によって調達され引渡された物資から、状況に応じて被災者に供給する。
- ・供給することが困難な場合は、他市町村又は県に対して必要な応援を要請する。
なお、事態に照らし緊急を要する場合は、応援要請を行う前に、国や県による物資輸送が開始される場合があることに留意する。

(3) 期間、費用等

災害救助法が適用された場合の対象者、方法、期間、経費等は、災害救助法施行細則による。 ➡[注](#)

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」

第13章 輸送対策

被災者の避難及び応急対策要員並びに資機材等の輸送は、迅速かつ円滑に行う必要があるため、輸送力の確保に万全を期すものとする。

1. 緊急輸送道路等の確保

(1) 道路被害情報の収集及び関係機関との情報共有
①巡視等の実施により、被害情報及び交通状況を速やかに把握する。
②道路情報システムの活用により、関係機関との間で情報の共有を行う。
(2) 道路、橋梁等の緊急復旧、緊急輸送道路等の機能確保
①道路、橋梁等の応急復旧計画を樹立して緊急復旧に努める。
②管理道路における緊急輸送道路指定路線及び重要物流道路（代替路及び補完路を含む。）について、障害物の除去、応急復旧等を行い、道路機能を確保する。
③放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法に基づき、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転手がない場合等においては、自ら車両の移動等を行うものとする。
④応急工事の実施が困難な場合、県へ要員の確保について応援を要求する。
(3) 情報の提供
緊急輸送道路等の確保状況、通行規制、迂回路等の情報について関係機関、道路利用者等に対して情報提供を行う。

2. 緊急輸送手段の確保

(1) 災害輸送の種別
災害輸送は、道路交通が可能なかぎり、貨物自動車や乗合自動車等の自動車による輸送によるものとし、道路途絶で鉄道、人力等によることが適当なときは、これらの方法によるものとする。
(2) 輸送の確保等
① 災害輸送のための自動車等輸送力の確保は、おおむね次の方法による。 ア 市所有の車両等 イ 公共的団体所有の車両等 ウ 協定締結した事業者の所有する車両等
② 災害応急対策に係る場合において自動車等の確保を要するときは、次の輸送の条件を考慮して調達を要請するものとする。 ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量 ウ 車両等の種類及び台数 エ 集結場所及び日時 オ その他必要な条件
(3) 輸送の応援要請
市は、自動車等が確保できず、あるいは道路の被災等により一般輸送が不可能で円滑な輸送が行えないときなどは、輸送を必要とする理由とその期間等を明示して知事（尾張方面本部経由）に応援を要請するものとする。
(4) 費用の基準
輸送業者における輸送又は車両の借上げは、原則として愛知県の地域における慣行料金（国土交通省に届出または認可を受けている運賃料金等）によるものとする。
(5) 輸送及び移送の範囲
① 被災者を避難させる移送 市長、警察官等避難指示者の指示に基づき、長距離のための移送 ② 医療及び助産のための移送 ③ 被災者救出のための輸送等 救出のため必要人員、資材等の輸送及び救出した被災者の移送 ④ 飲料水供給のための輸送 飲料水の直接輸送及び飲料水確保のため必要な人員、ろ水機その他機械器具、資材の輸送 ⑤ 救助用物資の輸送 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊出し用食糧、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医薬品等の輸送 ⑥ 搜索のための輸送 搜索のために必要な人員及び資材等の輸送 ⑦ 遺体処置のための輸送 遺体処置のための医療員又は衛生材料等の輸送及び遺体移動させるため必要な人員、遺体の移送
(6) 期間、費用等
災害救助法が適用された場合の輸送の期間、費用等は、災害救助法施行細則による。 ➡
注

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費の支出」

第14章 交通施設対策

災害時には、応急対策要員及び資機材の輸送を迅速に行う必要があり、このための交通に支障がないよう、道路、鉄道等交通施設に対する応急措置及び必要な交通規制を行うものとする。

1. 道路交通

(1) 道路、橋梁等の応急措置
・被害を受けた道路や冠水等による道路及び交通状況を速やかに把握するため、道路パトロールカーによる巡視を実施し、道路情報の収集に努める。 ・被害状況を把握し、応急復旧計画を立て、必要な応急復旧措置をとる。
(2) 交通規制等
① 交通規制 道路管理者は、現地状況を調査するとともに、警察署と相互に連絡協議し、交通制限、う回等の交通規制を実施する。 ② 大規模災害時の措置 道路管理者及び警察は、災害の規模が大きく、特に広域にわたる交通規制が必要な場合は、関係機関相互に連絡協議し、交通規制を実施する。 交通規制を実施する場合、道路管理者は速やかに現場に道路標識を設置し、一連の交通規制を行い、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るものとする。 ③ 住民等への周知 交通規制は、速やかに広報・報道班及び報道機関等を通じて、住民等に周知徹底するものとする。
(3) 道路占用工作物の安全措置
道路占用工作物（上下水道、電気、ガス、電話、その他）等に被災があった旨の情報を受けた場合は、それぞれの事業者又は所有者にその安全措置を命じ、道路の保全及び通行人等の安全を図るものとする。

2. 運転者の措置

災害対策基本法に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止される交通規制が行われた場合、同法第76条の2の規定により、緊急交通路内の一般車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。

- ① 速やかに車両を次の場所に移動させること。
 - ア 緊急交通路に指定された区間以外の場所
 - イ 緊急交通路の区域に指定されたときは、道路以外の場所
- ② 速やかな移動が困難なときは、車両をできるだけ道路の左端に駐車するなど、緊急通行車両の通行を妨げないようにすること。
- ③ 警察官又は道路管理者等の命令や指示を受けたときは、その命令や指示に従って車両を移動等すること。

3. 鉄道交通

- (1) 鉄道事業者は、災害により列車運転に直接支障を生ずる事態が発生した場合、列車の避難及び運行停止措置をとる。
- (2) 線路、橋梁等関係施設に被害が生じた場合、緊急度により仮線路、仮橋の架設等の応急工事により、交通を確保するように努める。

第15章 ライフライン施設等の応急対策

電力、ガス、水道、一般通信施設等は、住民生活や産業活動上に欠くことのできないものであり、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けた場合において各事業者は、これらの供給をできるかぎり円滑に継続するための応急措置を講じるものとする。

また、復旧にあたっては、可能な限り地区別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

第1節 電力施設対策

- ① 中部電力株式会社は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電・変電施設、設備及び送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施するものとする。
なお、公共施設に対する復旧の遅れは、社会的に大きな影響を及ぼすことから、優先復旧を図る。
- ② 強風、浸水等により危険と認められる場合は、当該範囲に対し、送電遮断等の適切な危険予防措置を講ずる。
- ③ 応急工事が実施困難な場合及び復旧資機材が不足する場合は、他の電気関係業者の応援を求めて実施するものとする。また、大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現在時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。
- ④ 路上障害物により被害箇所への到着や復旧作業が困難な場合には、道路啓開について関係機関と連携、協力し、迅速な復旧に努める。
- ⑤ 大規模停電発生時には、直ちに、国及び県と調整を行い、電源車等を県が決定した配備先に配備するよう努める。

第2節 ガス施設対策

(1) 都市ガス対策

- ① 東邦瓦斯株式会社は、災害が発生した場合、被災施設・設備に対する状況を速やかに調査把握する。主要供給路線、橋梁架管、整圧器等に被害があった場合は、供給不良ないし不能となった地域への供給再開を行うための応急措置を講ずる。
- ② ガス供給施設等が火災等により危険な状態になった場合、又はガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、次により応急措置を講ずる。
 - ア ガス導管の折損等によって漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等、危険防止に必要な措置を講ずる。
 - イ 警察署及び尾三消防本部へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、地域住民等に避難するよう警告する。

- ③ ガス導管に関連する各種工事の実施にあたっては、関係者と緊密な連絡のもとに十分な安全措置を講ずる。
- ④ 応急工事が実施困難な場合、他のガス関係業者の応援を求めて実施するものとする。

(2) LPガス（プロパンガス）対策

① 災害時における復旧対策

一般社団法人愛知県LPガス協会は、災害が発生した場合、速やかに対策本部を設置し、LPガス施設の被害状況を調査し、緊急対応措置を講じる。二次災害防止のための緊急対応措置がなされた後は、供給再開に向けて安全点検を実施し、早期供給再開を図る。

② 災害時におけるLPガスの保安

一般社団法人愛知県LPガス協会は、LPガス施設が火災等により危険な状態になった場合、又は容器、配管等の折損によりガス漏洩の危険がある場合もしくは爆発等の災害が発生した場合は、次の応急措置をとる。

- ア LPガス施設が危険な状態になったときは、直ちに容器を撤去し、安全措置をとる。
- イ LPガス配管の折損等によって漏洩の危険があるときは、バルブを閉止するなど、危険防止に必要な措置をとる。
- ウ 災害発生について関係機関に通報するとともに、必要がある場合は周辺の住民等に避難するよう警告する。

第3節 上水道等対策

愛知中部水道企業団は、被害施設を短期間に復旧するため配水場間の送水管路や配水場または重要給水施設に至る配水管路を最優先として配水本管、配水支管、給水装置の順に復旧を進め、給水の再開に努める。なお、給水拠点（医療施設等）までの各管路も最優先管路として復旧する。

① 応急復旧活動の実施

配管設備破損の場合

- ア 応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。
- イ 大規模な配水管が破損し、復旧が困難な地区に対しては、応急配管を行い、仮設供給を実施する。

② 応援の要請

水道事業者は、施設の復旧が困難な場合は、近隣水道事業者あるいは県へ応援を要請する。

③ 応援・受援体制の確立

施設復旧の支援が円滑に行えるように、県外水道事業者等への応援要請を含めた広域応援体制を整える。

第4節 下水道等対策

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、次の措置を講ずる。

① 下水道管渠

管渠やマンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行うことにより、排水機能の回復に努める。

② 終末処理場等の施設

各施設の被害状況に応じて、関係機関に情報伝達の上、緊急措置を講ずる。また、停電や断水等による二次的な被害に対しても、速やかな対応ができるように努める。

第5節 一般通信施設等の対策

N T T西日本株式会社及びN T Tドコモビジネス株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。加えて、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組を推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮するものとする。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

① 通信の確保

- ア 災害が発生した場合は、迅速に災害の規模、状況等を把握し、災害応急対策及び復旧対策を実施するとともに、必要な情報を市災害対策本部に連絡する。
- イ 災害が発生し、又は災害の発生が予想され、通信が輻輳するときは、災害対策上、必要な通信を優先的に確保する。
- ウ 災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、応急措置として最小限の通信を確保するとともに、一般利用者等に対する利用制限について、広報活動を実施する。

② 災害伝言サービス

災害が発生し、一般利用者の通信が確保できない場合、通信事業者は、被災地域への通信の確保対策として、被災者の安否確認等が行える災害用伝言サービスを運用する。

第6節 ライフライン施設の応急復旧

① 現地作業調整会議の開催

ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、関係する省庁、県、市、ライフライン事業者等は、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催する。

② ライフラインの復旧現場等へのアクセスルート上の道路啓開

合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、道路管理者は、ライフラインの復旧現場等までのアクセスルート上の道路啓開を実施する。

第16章 ボランティアの受入計画

大規模災害時の応急対策には多くの人員が必要となり、市だけでは十分対応しきれないことが予想される。そこで、速やかな自立や復興を進めるために、事前に登録されたボランティアグループの受入はもとより、災害時に全国各地から集まるボランティアについての窓口を設置して適切な受入を行うことにより、ボランティア活動が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) ボランティア支援本部の開設
・市は、社会福祉協議会に対し、中央福祉センターに災害ボランティアセンターの設置、コーディネーターの派遣を要請する。 ・ボランティアの受入に関しては、コーディネーターの自主性を尊重し、災害対策本部は必要な情報や資機材の提供等の支援を行う。
(2) コーディネーターの役割
・災害ボランティアセンターに派遣されたコーディネーターは、ボランティアの受入（受付、需給調整など）やボランティアへの支援要請の内容把握等を行う。 ・コーディネーターは、行政機関、協力団体、NPO・ボランティア関係団体等と相互に連携し、ライフラインの復旧や仮設住宅への入居等の状況を踏まえ、復興の自立を進めるために、ボランティアによる支援から自主的な相互扶助等への円滑な移行ができるように努める。
(3) NPO・ボランティア関係団体等の活動内容
NPO・ボランティア関係団体等に依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。 ・炊き出し、その他の災害救助活動 ・介護、看護補助 ・清掃及び防疫 ・災害応急対策物資、資材の輸送及び配分 ・応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業 ・アマチュア無線等による情報の収集、伝達 ・軽易な事務の補助 ・その他上記作業に類した作業 なお、活動内容の選定にあたっては、NPO・ボランティア関係団体等の意見を尊重して決定する。
(4) NPO・ボランティア関係団体等との連携
市は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のと

れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

(5) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等

日本赤十字社奉仕団、高等学校、大学、専門学校、地域女性団体連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループなどの各種団体

第17章 応援協力・派遣要請

第1節 広域応援の要請

市及び関係機関は、大規模な災害等が発生した場合、速やかに災害応急活動が実施できるよう、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づいて相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施する。

主体	内容
市長	① 知事等に対する応援要請等 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策及び災害救助を実施する際にあたり、必要があるときは知事（尾張方面本部経由）に対して次の事項を明示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 ・ 応援を必要とする理由 ・ 応援を必要とする人員、装備、資機材等 ・ 応援を必要とする場所 ・ 応援を必要とする期間 ・ その他応援に関し必要な事項 ② 他の市町村長に対する応援要請 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施する必要があるときは、あらかじめ災害時の応援に関する協定を締結し、協定に基づき応援を要請する。 なお、協定に基づく応援で不足する場合は、協定外の市町村に対して応援を要請する。 ③ 「被災市町村広域応援の実施に関する協定」に基づく応援 市長は、当協定に基づき行われる応援について、県、県市長会、県町村会及び他の市町村と調整・連携した上で実施するものとする。 ④ 応援要員の受入体制 防災関係機関が応急対策を実施するにあたり、各機関が市外から必要な応援要員を受け入れた場合、市長は要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて可能なかぎり準備するものとする。

第2節 職員派遣の要請等

災害応急対策又は災害復旧のため、必要なときは、国並びに他の地方公共団体職員の派遣要請又は派遣のあっせんを要請するものとする。

主体	内容
市長	(1) 職員の派遣 ① 国の職員の派遣要請 ➡注1 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合に、指定地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請することができる。 ② 他市町村の職員の派遣要請 ➡注2 ・市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の市町村長に対して、職員の派遣を要請することができる。 ③ 職員派遣のあっせん要請 ➡注3 ・災害応急対策又は災害復旧を実施するにあたり、当該機関の職員のみでは不足する場合は、知事に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ・知事に対し地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、あっせんを求めることができる。 ④被災市町村への市職員の派遣 ・被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。その際、感染症対策のため、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。 (2) 応援の要請 ①本市の地域にかかる災害について適切な応援措置を実施するため、災害対策基本法第67条の規定により他市町村に対して協定に基づき応援を求めることができる。 ②応急措置を実施するために必要があると認めたときは、知事に対し応援を求め、又は応急措置の実施を要請することができる。 ➡注4 (3) 緊急消防援助隊等の応援要請 ①市長は、大規模な災害等が発生した場合は、愛知県内広域消防相互応援協定に基づく援助要請及び緊急消防援助隊の要請を行うものとする。 ②応援活動部隊の野営施設又は宿泊施設及び車両等の保管場所等の活動拠点を確保する。 ③消防本部庁舎において緊急消防援助隊指揮支援本部の設置・運営に協力す

注1) 災害対策基本法第29条
注2) 地方自治法第252条の17
注3) 災害対策基本法第30条
注4) 災害対策基本法第68条

	る。 <u>(4) 市町村等相互間の応援</u> 市長は、他の市町村から派遣を求められた場合には、特別の理由がないかぎり、所要の職員を派遣するものとする。
市及び防災関係機関	<u>(1) 資料の提供及び交換</u> 防災関係機関は、災害対策上必要な資料又は調査の成果を相互に交換する。 <u>(2) 応急措置の要請</u> 防災関係機関相互における応援要請又は応急措置の要請について、あらかじめ手続きを定めておく。 <u>(3) 費用の負担</u> 費用の負担については、災害対策基本法（同法第7章）ほか、協定締結内容による。

第3節 自衛隊の災害派遣

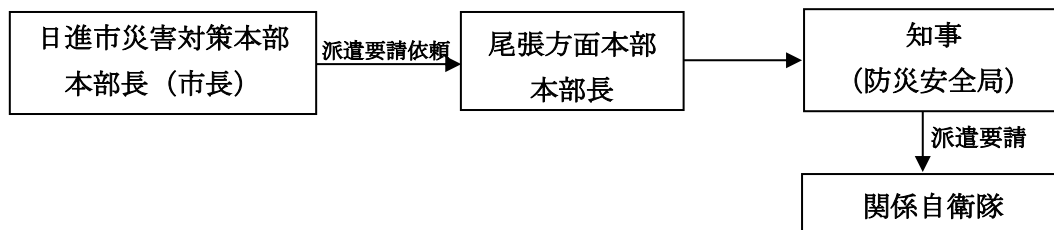
大規模災害時に応急対策を実施するため必要な場合は、災害対策基本法第68条の2に基づく自衛隊の派遣を要請し、市災害対策本部及び関係機関とともに、迅速な応急活動を実施するものとする。

1. 災害派遣要請依頼の基準

市長は、市の組織等を動員しても、人命又は財産を保護するための応急対策が困難と判断し、自衛隊による出動が必要と認めるときには、知事に対して自衛隊の災害派遣を要請依頼する。

2. 災害派遣要請依頼の要領

自衛隊の災害派遣を希望する場合、市長は災害派遣要請依頼書を災害派遣要請者（知事（尾張方面本部経由））へ提出する。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、電話その他の迅速な方法により連絡し、事後速やかに文書を提出するものとする。



自衛隊の災害派遣要請を依頼した場合において、市長は、その旨及び市の地域に係る災害の状況等を関係自衛隊に対して必要に応じ通知する。

市長は、災害対策基本法第68条の2第1項及び第2項の規定により、災害の状況等を自衛隊に通知をしたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

市長は、時間的余裕がないなどやむを得ない場合は、直接知事（防災安全局）に派遣要請を依頼する。この場合も、できるだけ速やかに尾張方面本部（尾張県民事務所）へも連絡するものとする。

3. 災害派遣要請依頼書の記載事項 ➡注

（1）災害の状況及び派遣を要請依頼する理由

- ・災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）
- ・派遣要請を依頼する理由

（2）派遣を希望する期間

（3）派遣を希望する区域及び活動内容

- ・派遣を希望する区域
- ・活動内容（遭難者の捜索援助、がれき等で埋まった道路の開通、防疫等）

注）資料編 第10 様式5「自衛隊災害派遣要請依頼書」

(4) その他参考となるべき事項

4. 自衛隊の受入れに関して留意すべき事項

自衛隊の派遣が決定した場合、次の点に留意して派遣部隊が十分に活動できるよう努めるものとする。

- (1) 職員の中から派遣部隊との連絡責任者を指名する。
- (2) 応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画をたて、部隊到着後速やかに作業が開始できるよう準備する。
- (3) 部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないように最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。
- (4) 自衛隊の宿泊施設又は野営施設及び車両等の保管場所を確保する。
- (5) ヘリコプターによる災害派遣を受入れの場合は、次の点について準備する。

① 事前準備 ➡注

- ア 土地の所有者又は管理者との調整を行い、自衛隊のヘリポート基準を満たした地積を確保する。
- イ ヘリポートの位置確認のため、ヘリポート及びその周辺地域を含む地図を提供する。
- ウ 夜間等の災害派遣に備えて、ヘリコプターの誘導のための照明器具を配備するとともに、緯度・経度でヘリポートの位置を明らかにする。
- エ 自衛隊があらかじめ行う各ヘリポートへの離着陸訓練に協力する。

② 受入時の準備

- ア 着陸地点には、H記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。
- イ ヘリポート内の風圧に巻きあげられるものは、あらかじめ撤去する。
- ウ 砂塵の舞い上がる時は、散水、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。
- エ 物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。
- オ 離着陸時のヘリポートには、関係者以外立ち入らせない。
- カ ヘリポート付近の住民等に、ヘリコプターの離着陸等について広報する。

注) 資料編 第7 その他 1「日進市緊急ヘリポート」

5. 自衛隊の活動範囲

派遣された部隊は、主として人命及び財産の保護のため、市災害対策本部と連絡協力して次の活動等を行うものとする。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 遭難者等の搜索救助
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 炊飯及び給水
- (10) 物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安措置及び除去
- (12) その他

6. 撤収要請

市長は、災害の救援活動が終了し、自衛隊の派遣の目的を達成したと認めるときは、速やかに知事(尾張方面本部経由)に対して自衛隊の撤収要請を依頼するものとする。

第4節 防災活動拠点の確保及び受援体制の整備

1 市における措置

- (1) 大規模な災害が発生し県内外からの広域的な応援を受ける場合に、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要な拠点及び受援体制について、関係機関との調整の上、確保を図るものとする。
- (2) 当該拠点は、市又は県が応援活動を行う場合の活動拠点としての活用も図るものとする。
- (3) 物資の輸送拠点について、市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。また、物資拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

2 防災活動拠点の確保

防災活動拠点には、その規模に応じて、地区防災活動拠点、地域防災活動拠点（※）、広域防災活動拠点、中核防災活動拠点等があり、市は、受援及び応援のための集結・集積活動拠点として、地区防災活動拠点の確保を図るものとする。

※道の駅については、面積要件等を満たさない場合においても、道路管理者及び施設管理者との合意の上、地域防災活動拠点に位置づけることができる。

3 防災活動拠点の区分と要件等

地区防災活動拠点の要件等	設置主体	市
	災害想定 の規模	市区域内における局地的な土砂災害、林野火災等
	応援の規模	隣接市町村等
	役割	活動拠点
	拠点数	1箇所程度
	要件	・面積1ha程度以上で、可能ならば中型ヘリコプターの離着陸が可能な場所 ・可能ならば倉庫等の施設が整備されているところ

第18章 清掃

災害地から排出されたし尿及びごみを迅速に収集、処理して、環境衛生の保全を図るものとする。

1. ごみ収集処理の方法

- (1) ごみ収集については、委託業者保有のごみ収集車等を動員して、緊急清掃を要する地域から実施する。
- (2) 収集したごみ等は焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものは埋立処分をするものとする。この処分については、尾三衛生組合の処理能力の範囲内において処理するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、国の施策に準じて、特定製品に使用されているフロン類の回収及び破壊が適正かつ確実に行われるよう必要な措置を講じる。

2. し尿収集処理の方法

- (1) し尿収集については、委託業者保有のバキューム車を動員して、緊急くみ取りを要する地域から実施する。
- (2) し尿処理については、日進美化センターの処理能力の範囲内において処理するほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行う。

3. 周辺市町村及び県への応援要請

市町村等は、大規模災害が発生した場合に備えて、平成26年1月1日付けで「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、周辺市町村及び県に応援要請を行う。

第19章 遺体の取扱い

災害により死亡した可能性が高いと思われる者は、速やかに搜索・収容し、所要の処置を経て、埋葬又は火葬（以下「埋火葬」という。）するものとする。

遺体の取扱いに当たっては、礼意を失わないように注意するとともに、遺族等の心身の状況、その置かれている環境等について適切な配慮を行う。

第1節 搜索

（1）搜索の対象者
搜索は、災害により行方不明の状態にある者に対して行う。
（2）搜索の方法
消防団員を招集し、警察署及び消防署と連携をとり実施する。
（3）搜索の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の搜索期間、費用等については、災害救助法施行細則による。 ➡注

注）資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「搜索」

第2節 遺体の処置

(1) 遺体処置の内容	
・遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 ・遺体の一時保存 ・検案	
(2) 遺体処置の方法	
主 体	内 容
警 察	収容した遺体について検視（調査※）を実施する。 現場での検視（調査）を得ることができない場合は、発見の日時、場所、発見者、発見時の遺体の状況、所持品等を明確にし、市及び医師と連携を密にし、遺体安置所において検視（調査）を行う。 ※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」に基づき、警察等が死因及び身元を明らかにするために行う調査（外表の調査、死体の発見された場所の調査、関係者に対する質問等）
市	医師による遺体（医師の診療中に死亡した者を除く）の検案（死亡の確認及び死因その他の医学的検査）を受ける。 検視（調査）及び医学的検査を終了した遺体については、おおむね次により処置を行う。 ①遺体識別のため、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。 ・身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、調査にあたる。 ・遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間で埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院等の敷地に仮設）に集めて埋火葬等の処置をするまで一時保存する。 ②遺体安置所は、十分な広さがあり、遺体安置に適した施設をあらかじめ選定しておくよう努めるものとし、関連民間事業者等の協力を得ながら適切な処置ができるように努める。
(3) 応援要請	
自ら遺体の処置の実施が困難な場合、他市町村又は県へ遺体の処置の実施、又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。	
(4) 遺体処置の期間、費用等	
災害救助法が適用された場合の遺体処置の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。 ➡注	

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「遺体の処置」

第3節 遺体の埋火葬

市は、棺、骨つぼ等の埋火葬に必要な物資の支給を行う。埋火葬にあたっては、次の点に留意する。

(1) 死亡届の受理、火葬（埋葬）許可証の交付
死亡診断書又は死体検案書が添付された死亡届書を受理するとともに、火葬（埋葬）許可証を交付する。
(2) 埋火葬相談窓口の設置
速やかな埋火葬を要望する遺族のため、必要に応じ、埋火葬相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送体制等に関する適切な情報を提供することにより、円滑な埋火葬の実施を支援する。
(3) 応援要請
自ら遺体の埋火葬の実施が困難な場合、他市町村や県へ遺体の埋火葬の実施又は実施に要する要員及び資機材について応援を要請する。
(4) 埋葬の期間、費用等
災害救助法が適用された場合の埋葬の期間、費用等については、災害救助法施行細則による。 ➡ 注

注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「埋葬」

第20章 被災宅地の応急危険度判定

降雨等の災害により、多くの宅地が被害を受けることが予測され、さらに被災した宅地により二次災害の発生のおそれがあるが、災害直後に、被災した宅地の安全性はどうかなどの判断は専門的知識をもたない被災者には困難である。そこで、あらかじめ登録された判定士を現地に派遣して被災宅地危険度判定を行い、その危険性を周知することにより、二次災害を未然に防止し、住民の生命の保護を図る。

- (1) 市は、市の区域で危険度判定を実施するにあたり、市災害対策本部の中に市被災宅地危険度判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。
- (2) 実施本部は、判定実施計画を作成し、必要に応じて県の支援本部へ支援要請を行う。
- (3) 実施本部は、判定士及び判定のための資機材等の確保をし、被災宅地危険度判定活動を実施する。

第21章 住宅対策

第1節 被災住宅等の調査

市は、災害のため住家に被害が生じた場合、罹災証明の交付、応急仮設住宅の設置、住宅の応急修理（ブルーシートの展張等を含む）、障害物の除去及び被災者生活再建支援金の給付等に必要となる、次の調査を実施する。

- （１）住家の被害状況
- （２）被災地における住民の動向
- （３）応急仮設住宅の設置現地活動上の支障事項等
- （４）その他住宅の応急対策実施上の必要な事項

第2節 応急仮設住宅の供与

災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅を設置するものとする。

応急仮設住宅の設置については、建設又は賃貸住宅等の借り上げによるものとし、災害の特性等に応じて供与方法を選択する。

平常時から、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時には適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

1. 応援協力の要請

市は、住宅の被災状況等から応急仮設住宅の設置が必要な場合は、県に対して、設置を要請する。

県は、応急仮設住宅の設置に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2. 被災者の入居及び管理運営

（１）対象者

災害により被災し、原則として次のいずれにも該当する者とする。

- ア 住家が全壊、全焼又は流失した者であること。
- イ 居住する住家がない者であること。
- ウ 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者であること。

（２）方法

・市長が直接又は建築業者に請負わせて設置する。なお、災害救助法が適用された場合は、知事及び知事の事務の一部を行うこととされた市長が設置するものとする。 ・建築場所の設定にあたっては、被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水が得やすく、保健衛生上、好適な場所を選定する。 ・相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の利便や教育の問題等を考慮する。 ・市有地の活用を原則とし、私有地を借用する場合は、事前に協議の上、選定する。 ・応急仮設住宅を迅速に供与するため、市はあらかじめ住宅建設に適する建設用地を選定・確保し、応急仮設住宅の設置候補地台帳を作成しておく。
(3) 入居者の選定
・応急仮設住宅の入居者は、要配慮者等で、被災者の生活状況を勘案し、住宅の必要度の高い者より順次選定する。 ・入居者の選定については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。
(4) 管理運営
・応急仮設住宅の管理運営については、県が行う救助の補助として委託された市がこれを行う。 ・応急仮設住宅は、被災者に対しての一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入に配慮するものとする。
(5) 供与の期間
入居者に供する期間は、応急仮設住宅の完成の日から2年以内とする。なお、供用期間終了後は、県が譲渡又は解体撤去の処分を速やかに行う。
(6) 災害救助法の適用等
・災害救助法が適用された場合の救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。 ➡注1 ・災害救助法が適用されない場合の応急仮設住宅の設置及び管理運営は、市が行う。

注1) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「応急仮設住宅」

注1) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「災害にかかった住宅の応急修理」

第3節 住宅の応急修理

1. 県における措置

県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。

(1) 応急修理の実施

ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理（ブルーシートの展張等）

(ア) 応急修理を受ける者の範囲
住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
(イ) 修理の範囲
雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分
(ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。
(エ) 修理の期間
災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
(オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物支給をもって実施する。

イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

(ア) 応急修理を受ける者の範囲
a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
(イ) 修理の範囲
居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。
(ウ) 修理の費用
応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。

(エ) 修理の期間
災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。
(オ) 修理の方法
住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。

(2) 応援協力の要請

県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する。

2 市における措置

- (1) 市は、住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定とあっせん等の業務、請求書のとりまとめ並びに県への各種情報提供等を行う。
- (2) 市は、被災住宅の応急修理に当たっては、県の『災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書』に定められた協定締結団体をはじめとする業者に協力を要請するものとする。

3 災害救助法の適用

- (1) 災害救助法が適用された場合、県が同法に基づく救助の実施機関となる。ただし、当該災害が局地災害の場合は、県が実施機関となる当該事務については市長への委任を想定しているため、市が実施することとなる。なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。
- (2) 災害救助法が適用されない場合の住宅の応急修理は、市が行う。

第4節 障害物の除去

災害により土石、竹木等の障害物が住家又はその周辺に流入し、自らの資力でそれを除去することができない者に対し、必要最小限度の日常生活が可能となるよう障害物を除去するものとする。

1. 市による措置

(1) 対象者
住宅に土石、竹木等が運び込まれる被害を受けた者で、自らの資力では障害物の除去を行うことができない者とする。
(2) 対象住家
土石、竹木等が居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分又は玄関等に運び込まれているため、居住者が現実に当面の日常生活を営むことができない状態にある住家とする。
(3) 方法
市長が直接又は建築業者、土木業者に請け負わせて実施し、必要最小限度の日常生活が営める状態にする。
(4) 除去した障害物の集積場所
公共用地で交通並びに市民生活に支障のない場所とし、被害の大きい場合には、事前に十分協議のうえ民有地を一時堆積場所として借用するものとする。
(5) 労力、資材・器材の調達及び協議
調達する労力、資材・器材については、あらかじめ種類、型式、数量を調査し、所有者とその供給について協議を行うものとする。
(6) 応援要請
市は、自ら障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ障害物の除去の実施又はこれに要する要員及び資機材につき応援を要請する。

2. 災害救助法の適用

災害救助法が適用された場合、知事が実施することとなるが、市長へ委任された場合、市長が実施する。

なお、救助の対象、方法、経費及び期間については、災害救助法施行細則による。



注) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「障害物の除去」

第22章 防災営農

市及び土地改良区、農業協同組合等農業関係団体は、災害による農林関係被害を防除するため、農地、農業用施設、農作物、家畜等に対する必要な措置を講じるものとする。

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

市及び土地改良区は、災害防除のため次の応急措置をとる。

① 農地

河川等の氾濫により農地がたん水した場合は、ポンプによる排水を行い、被害が拡大しないように努める。ポンプ排水にあたっては、排水する河川の状況に留意する。

② ため池

ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがあるときは、堤体を保護するための応急工事を実施するほか、必要があると認める場合は、下流への影響を考慮の上、取水樋管を開放して水位を低下させるものとする。

③ 用排水路

取水樋門、立切等の操作あるいは応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

(2) 農作物に対する応急措置

市及び農業協同組合は、被害の実態に即し、災害対策に関する技術指導を行うとともに、種子粃の確保や病虫害の防除等の必要な対策を講じる。

(3) 家畜に対する応急措置

- ① 家畜飼料については、農業協同組合及び市内飼料店により確保する。なお、農業協同組合については、必要な飼料の備蓄を要請する。
- ② 災害により自ら清掃等の困難な場合は、県西部家畜保健衛生所尾張支所及び市により畜舎の消毒等を行う。
- ③ 県は、各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合、市や家畜防疫員の協力を得て、畜舎の消毒等を行う。

第23章 学校における対策

災害発生し、又はそのおそれがある場合は、児童生徒等の安全を確保するため、迅速かつ適切な措置をとるものとする。

(1) 災害に関する予報、警報等の把握
学校及び保育園等は、災害が発生するおそれのある場合、関係機関との連絡を密にするとともに、ラジオ、テレビ等の放送に留意し、災害に関する情報の把握に努める。なお、学校等に対し、情報を伝達する必要がある場合は、あらかじめ定められた方法により行うものとする（➡注）。
(2) 避難等
学校等において災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、事態に即応して各学校等であらかじめ定めた計画により避難する。 また、市から避難所等の開設の要請を受けた学校等にあつては、市と地域防災無線等を活用して密接な連絡をとるとともに、これに積極的に協力する。
(3) 施設、設備等の確保及び応急教育の実施
市教育委員会及び私立学校設置者は、教育施設の被災もしくは校舎、体育館等が集団避難施設となり、授業が長期間にわたり中断することを避けるため、次の措置を講ずるものとする。 ①校舎の被害が軽微な場合は、速やかに応急修理をして授業を行う。 ②校舎の被害が大きいものの、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で授業を行う。 なお、一斉に授業ができない場合は、二部授業又は地域の公共施設利用による分散授業を行う。 ③校舎等が被災により全面的に使用困難な場合は、同一市町村内の公民館等の公共施設、近隣の学校の校舎等を借用し、授業等を実施する。 ④特定地域内の教育施設の確保が困難な場合は、他地域の公民館等の公共施設、校舎等を借用し、授業等を実施する。 ⑤校舎等が集団避難施設となる場合、授業実施のための校舎等の確保は、上の②～④の場合に準ずるものとする。また、校舎等での避難生活が長期にわたる場合は、応急教育活動と避難活動との調整について市と協議を行い、授業の早期再開を図る。 なお、利用できる施設の確保が困難な場合は、応急に設置された仮校舎で授業等を実施する。
(4) 臨時休校等の措置

注) 本編第3章「被害状況等の収集・伝達」参照

授業を継続実施することにより、児童生徒等の安全の確保が困難であると思われる場合には、市教育委員会又は各学校（園）長が臨時休校等の措置をとるものとする。
（５）教科書、学用品等の給与
市は、災害により教科書、学用品等をそう失又はき損し、就学上支障をきたした市立小学校の児童・生徒に対して学用品等を給与する。ただし、教科書については、給与するために必要な冊数等を、所定の様式により（➡ 注1 ）、速やかに（7日以内）県教育委員会に報告するものとする。
（６）応援協力関係
① 教育施設及び教職員の確保 ア 市教育委員会は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他市町村教育委員会又は県教育委員会へ教育施設及び教職員の確保につき応援を要請する。 イ 私立学校管理者は、自ら学校教育の実施が困難な場合、他の私立学校管理者、市教育委員会又は県（県教育委員会を含む。以下同じ。）へ教育の実施又はこれに要する教育施設及び教職員の確保について応援を要請する。 ウ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。
② 教科書、学用品等の給与 ア 市は、自ら教科書、学用品等の給与の実施が困難な場合、他市町村又は県へ学用品等の給与の実施調達につき応援を要請する。 イ 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。 ウ 災害救助法が適用された場合の学用品等の給与についての対象者、期間、経費については災害救助法施行細則による。 ➡ 注2

注1) 資料編 第10 様式3「事故発生等の報告について」（平成22年3月26日21教総第947号）
「事故発生状況報告書」

注2) 資料編 第6 災害救助法 2「災害救助法施行細則」第5条関係「学用品の供与」

第24章 鉄道災害対策

鉄道事業者及び関係機関は、列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった鉄道災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
鉄道事業者	①大規模な鉄道災害が発生した場合は、被害規模の把握等、迅速な情報収集に努め、速やかに市（消防機関）、県、警察、中部運輸局又は国土交通省に通報する。 ②災害の拡大防止に努め、関係列車の非常停止及び乗客の避難等必要な措置を講じる。 ③負傷者の救助・救急活動、初期消火活動を行うとともに、消防機関等の活動に協力する。 ④鉄道利用者に対しては、バス代行輸送等の代替交通手段を確保する。
市	①事業者から災害の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に通報する。 ②必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ③必要に応じ関係機関・団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。 ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ⑤必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。 ⑥応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。 ⑦市で対処できない場合は、県及び相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」(☞注)及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 ⑧被災者の救助及び消防活動等にあたり、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等の必要資機材の確保について応援を要請する。

注) 資料編 第9 協定書・覚書「愛知県内広域消防相互応援協定」

第25章 道路災害対策

道路管理者及び関係機関は、橋梁等の道路建造物の被災等による多数の死傷者発生といった道路災害に対して、救助等の迅速な措置をとるものとする。

主体	内容
市	①大規模な道路災害が発生した場合は、道路パトロールカーによる巡視等を実施し、被害規模の把握等迅速な情報収集に努め、速やかに県、国等関係機関に連絡するとともに、通行の禁止、制限又は迂回路の設定、代替路線の指定等の交通規制を実施する。 ②必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ③必要に応じ関係機関・団体の協力を得て、救助・救急活動及び消防活動を実施する。 ④負傷者が発生した場合は、医療機関等による医療救護班を現地に派遣し、応急処置を施した上、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。 ⑤必要に応じ被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。 ⑥応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。 ⑦市で対処できない場合は、県及び相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」(➡注)及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 ⑧被災者の救助及び消防活動等にあたり、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等の必要資機材の確保について応援を要請する。 ⑨危険物の流出が認められた場合は、直ちに防除活動を行うとともに、避難措置をとる。

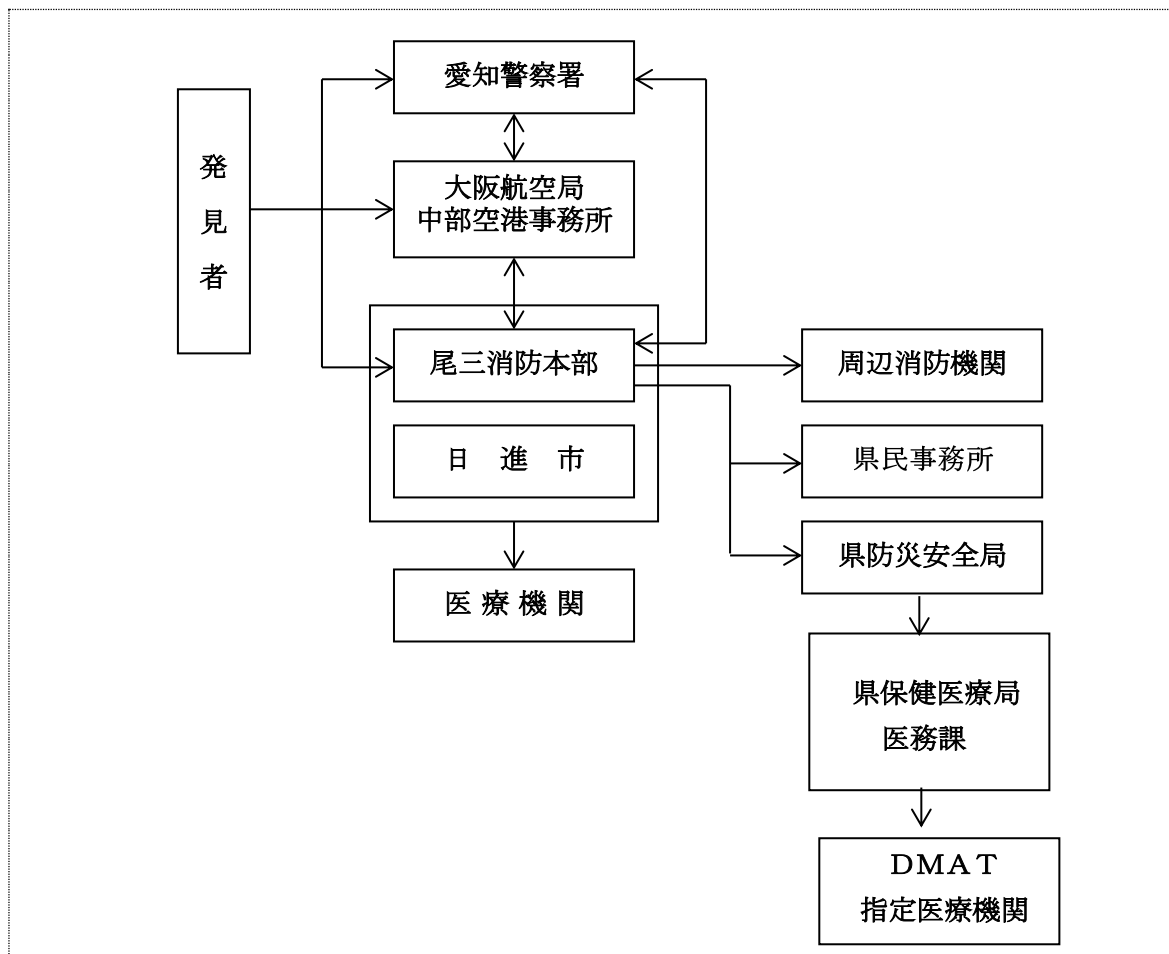
注) 資料編 第9 協定書・覚書 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第26章 航空災害対策

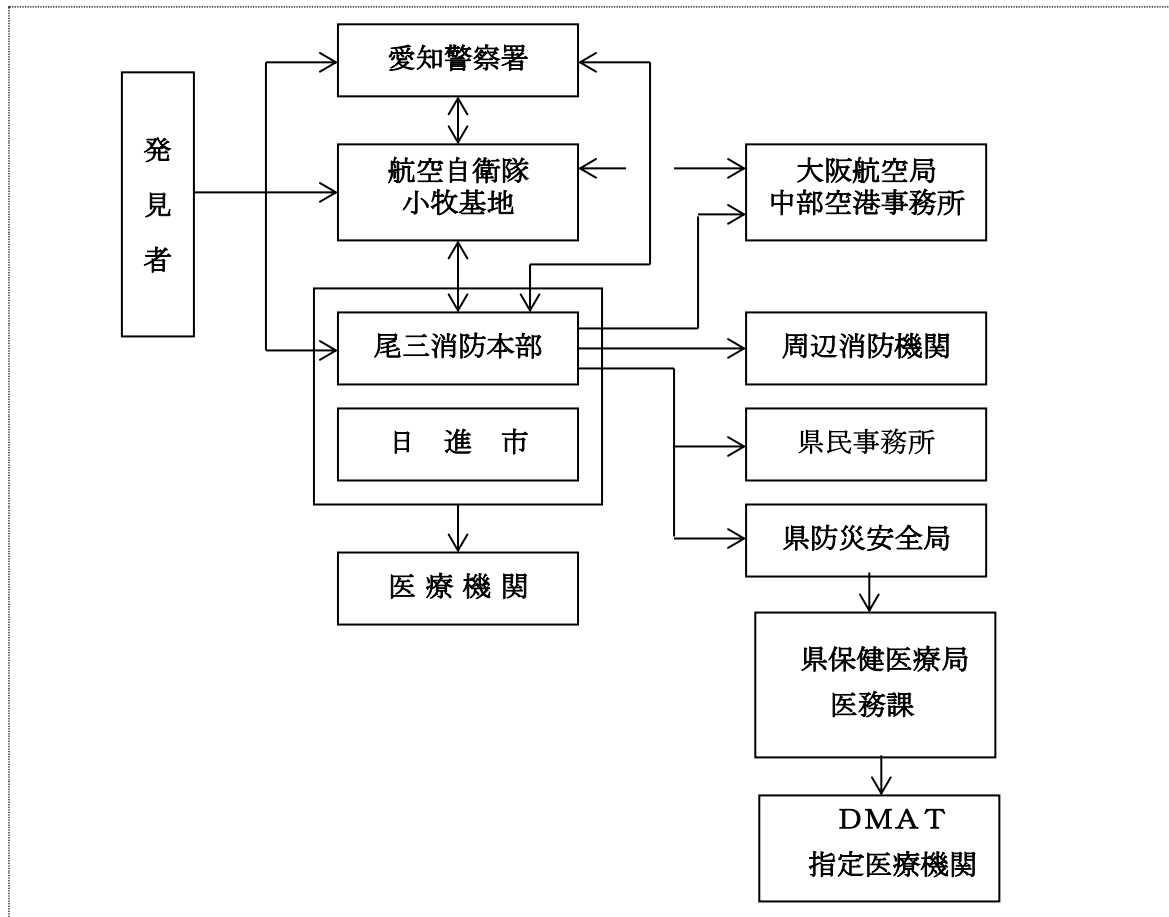
航空機の墜落炎上等による災害から地域住民等を守るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図るものとする。

1. 情報の伝達系統

(1) 民間航空機の場合



(2) 自衛隊機の場合



2. 市及び防災関係機関の措置

- (1) 航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等から通報を受けたときは、県及び関係機関に通報する。
- (2) 空港事務所等と協力して危険防止のため措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、地域住民等の立入制限・退去等を命ずる。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。
- (3) 必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。
- (4) 負傷者が発生した場合、地元医療機関等で医療救護班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関に搬送する。また、必要に応じ、救護所、被災者の収容所及び遺体安置所等の設置又は手配を行う。
- (5) 必要に応じ、被災者等へ食料及び飲料水等を提供する。
- (6) 応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。
- (7) 災害の規模が大きく、市で対処できない場合は、県及び相互応援協定に基づき他の市町村に応援を要請する。

なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域

消防相互応援協定」(☞注)及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。

- (8) 被災者の救助及び消防活動等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (9) 市、県、空港事務所等から応援の要請を受けたときは、積極的に協力して救助活動を実施する。

注) 資料編 第9 協定書・覚書 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第27章 危険物等災害対策

危険物及び毒物劇物等の化学薬品類（以下「危険物等」という。）施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民等に多大な危害が及ぶおそれがあるため、これらの危害を防除するための応急保安措置を講じるものとする。

主体	内容
危険物等施設の管理者等	①施設が危険な状態になったときは、直ちに危険物等を安全な場所に移動し、あるいは注水冷却するなどの安全措置を講じる。 ②市及び消防署、警察署等関係機関に災害発生を通報するとともに、必要に応じて周辺住民等に避難するよう警告する。 ③自衛消防組織その他の要員により初期消火活動を実施するとともに、必要に応じて延焼防止活動を実施する。 ④消防機関の到着に際しては、進入地点に誘導員を配置し消防機関を誘導するとともに、爆発性、引火性、有毒性物品の所在、品名、数量、施設の配置及び災害の状況を報告し、消防機関の指揮に従い、消火活動を実施する。
市及び尾三消防本部	①災害発生について、直ちに県へ通報する。 ②危険物等の管理者等に対し、危害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ③消防隊を出動させ、災害発生施設等の責任者からの報告を受け、必要に応じて関係者の協力を得て救助及び消火活動を実施する。 ④火災の規模が大きく、消防機関の消防力では対処できない場合は、他の市町村に対し応援を要請する。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、市は「愛知県内広域消防相互応援協定」（➡注1）及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 さらに、消防力等を必要とする場合は、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに（➡注2）、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等の必要資機材の確保についても応援を要請する。

注1) 資料編 第9 協定書・覚書 「愛知県内広域消防相互応援協定」

注2) 資料編 第10 様式5 「自衛隊災害派遣要請依頼書」

第28章 大規模火災及び林野火災対策

第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事による多数の死傷者等の発生といった大規模な火事災害（以下「大規模火災」という。）に対する対策について定めるものとする。

主体	内容
市及び尾三消防本部	①発見者等から大規模火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に連絡する。 ②直ちに火災現場に出動し、消防ポンプ自動車等の消火用資機材を活用し、消防活動を実施する。 ③必要に応じて地域住民等の避難指示を実施する。 ④必要に応じ警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ⑤負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。 ⑥必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救急活動を実施する。 ⑦負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。 ⑧必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。 ⑨応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。 ⑩尾三消防本部で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求める。 なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、尾三消防本部は、「愛知県内広域消防相互応援協定」(☞注)及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 ⑪被災者の救助及び消火活動等にあたって、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等の必要資機材の確保について、応援を要請する。

注) 資料編 第9 協定書・覚書 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第2節 林野火災対策

市及び消防機関は、広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対して、迅速な消火活動にあたるとともに、関係機関と協力し被害の拡大防止に努めるものとする。

主体	内容
市及び尾三消防本部	①発見者等から大規模な林野火災の連絡を受けたとき、又は自ら発見したときは、県に通報する。 ②直ちに火災現場に出動し、消火栓、防火水槽、自然水利等を活用し、消防活動を実施する。 ③必要に応じて地域住民等の避難指示を実施する。 ④必要に応じ、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限、退去等を命令する。また、市長は、警戒区域を設定しようとする場合に、必要があるときは、知事等に助言を求めることができる。 ⑤必要に応じ関係防災機関、関係公共団体の協力を得て、救助・救出活動を行う。 ⑥負傷者が発生した場合、医療機関等で医療班を組織し、現地に派遣し、応急処置を施した後、適切な医療機関へ搬送する。また、必要に応じ救護所、被災者の収容所等の設置又は手配を行う。 ⑦必要に応じ被災者等への食料及び飲料水等を提供する。 ⑧応急対策に必要な臨時電話、電源その他の資機材を確保する。 ⑨尾三消防本部で対処できない場合は、県及び他の市町村に応援を求めることができる。なお、広域的な消防部隊の応援要請を行う必要が生じた場合、「愛知県内広域消防相互応援協定」(☞注)及び「愛知県消防広域応援基本計画」の定めるところにより、消防相互応援を行う。 ⑩林野火災対策用資機材の確保が困難な場合は、県及び中部森林管理局名古屋事務所へ応援を要求する。 ⑪空中消火活動の必要があると認められる場合は、「愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定」に基づくヘリコプターの出動を要請する。 ⑫被災者の救助及び消火活動等にあたって、必要があると認めるときは、県に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火剤等の必要資機材の確保について、応援を要請する。

注) 資料編 第9 協定書・覚書 「愛知県内広域消防相互応援協定」

第29章 航空機の活用

発災直後の上空からの情報収集活動、救急救助活動、災害応急活動等を迅速かつ円滑に行うため、県ではヘリコプターを用いた活動体制を整備しており、市は応急活動で必要な場合に出動を要請するものとする。

1. 活動内容

愛知県防災ヘリコプターはその特性を活用でき、その必要性が認められる次の活動を基準とし行うものとする。

- ① 被害状況調査等の情報収集活動
- ② 食糧、衣料その他生活必需品及び復旧資機材等の救援物資並びに人員等の輸送
- ③ 災害情報、警報等の広報・啓発活動
- ④ 火災防御活動
- ⑤ 救急救助活動
- ⑥ 臓器等搬送活動
- ⑦ その他防災ヘリコプターによる災害応急対策が有効と認められる活動

2. 応援要請基準

市長は、次の要件のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターの活動が必要と判断した場合に、名古屋市消防長に対して応援要請を行うものとする

- ① 災害が隣接する市町村等に拡大し、又はそのおそれがあるとき
- ② 市の消防防災力によっては、防御が著しく困難な場合
- ③ その他救急救助活動等において、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

3. 出動要請

市長等は、消防防災ヘリコプターの応援要請をするときは、あらかじめ名古屋市消防航空隊に電話等により、次の事項について速報を行ってから、航空機隊支援出動要請書（注）を名古屋市消防長に提出するものとする。

- （1）災害の種別
- （2）航空機隊に求める活動の内容
- （3）災害の発生場所
- （4）災害発生場所の気象及び地形の状況
- （5）離着陸場所の所在地
- （6）現場指揮本部の無線の呼出名称
- （7）その他必要な事項

このほか、消防防災ヘリコプターの出動に関して必要な事項は、「名古屋市航空機隊支援出動要請要領」等の定めるところによる。

注）資料編 第10 様式6「航空機隊支援出動要請書」

第30章 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、市の区域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるときに、知事が適用するが、その適用基準については、災害救助法施行令第1条の定めるところによる。

(1) 適用基準
・市内で80世帯以上の住家が滅失したとき。 ・愛知県内において2,500世帯以上の住家が滅失した場合で、本市内で40世帯以上の住家が滅失したとき。 ・愛知県内において12,000世帯以上の住家が滅失したとき。 ・次の特別な事情がある場合であって、市で多数の世帯の住家が滅失したとき。 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」 ・多数の者が生命又は身体の危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で、次の基準に該当したとき。 「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。」 「災害にかかった者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。」
(2) 被害世帯の算定
住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、すなわち全壊、全焼、流出等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等で損傷した世帯については滅失世帯の2分の1、床上浸水や土砂の堆積等により一時的に居住不能にあつては滅失世帯の3分の1とみなして、被害世帯を換算し取り扱う。
(3) 救助の種類及び期間等
災害救助法が適用された場合、市長は知事の委任を受けて、災害救助法に基づく救助を行う。また、知事から委任を受けた救助以外に県が行う救助の補助を行う。救助の種類、方法、期間等の詳細は、災害救助法施行細則による。以下は救助の種類と原則的な期間である。

第3編 災害応急対策計画
第30章 災害救助法の適用

救助の種類	救助の期間（原則）
避難所の供与	災害発生から7日以内
応急仮設住宅の供与	災害発生から20日以内に着工、完成から2年以内
炊き出し、食品の給与	災害発生から7日以内
飲料水の供給	災害発生から7日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	災害発生から10日以内
医 療	災害発生から14日以内
助 産	分べんの日から7日以内
災害にかかった者の救出	災害発生から3日以内
住宅の応急修理	災害発生から1ヶ月以内
障害物の除去	災害発生から10日以内
生業に必要な資金の貸与	災害発生から1ヶ月以内
学用品の給与	教科書：災害発生から1ヶ月以内 文房具及び通学用品：災害発生から15日以内
埋 葬	災害発生から10日以内
死体の搜索	災害発生から10日以内
死体の処理	災害発生から10日以内

第4編 災害復旧・復興計画

目次

第1章 復興体制	4-1
第2章 公共施設等災害復旧対策	4-3
第3章 災害廃棄物処理対策	4-6
第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金	4-7

復旧・復興の検討やまちづくりのプロセスにおいては、住民の意見を十分反映させるものとする。また、復旧・復興事業では、暴力団等の参入・介入を防止するため、暴力団排除条項を積極的に活用するなど、暴力団排除活動を徹底する。

第1章 復興体制

- 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興を図るため、復興体制を整備する。
- 大規模災害により被災した地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、計画的に復興を進める。
- 市及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国や他の地方公共団体等に対し、職員の派遣等の協力を求める。
- 被災地の復旧・復興に当たっては、復旧・復興のあらゆる場・組織に、障害者や高齢者、女性等の参画を促進する。公共施設等の災害復旧は、単なる原形の復旧にとどまらず、必要な改良復旧を加え、さらに関連事業を積極的に取り入れて実施する。

第1節 復興本部の設置等

1 市における措置

(1) 市復興本部の設置

本市において大規模災害が発生し、災害対策基本法に規定する「非常災害対策本部」又は「緊急災害対策本部」が設置され、かつ、本市の目指す復興後の姿を明確に示し、復興に向けた施策を、全庁で一体的かつ迅速に推進する必要があると災害対策本部長（市長）が判断した場合、復興本部を設置する。

(2) 市復興本部の組織及び運営

本部の組織及び運営は、災害の発生後に、災害対策本部において検討する。

(3) 本部会議の開催

本部長は、災害復興に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とする。

第2節 復興計画等の策定

1 市における措置

(1) 市復興計画の策定

特定大規模災害によって土地利用の状況が相当程度変化した地域や多数の住民が避難等を余儀なくされた地域など、復興法に定める要件に該当する地域となった場合は、国の復興基本方針及び県復興方針に則して、市復興計画を策定し、これを着実に実施することにより、被災地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

第3節 職員の派遣要請

1 市における措置

(1) 国の職員の派遣要請（復興法第53条）

市長は、特定大規模災害からの復興のために必要な場合、指定地方行政機関の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(2) 他の普通地方公共団体の職員の派遣要請（地方自治法第252条の17）

市長は、市の事務処理のため特別の必要があると認める場合、他の普通地方公共団体の長に対して、職員の派遣を要請することができる。

(3) 職員派遣のあっせん要求（復興法第54条）

市長は、知事に対し復興法第53条の規定による指定地方行政機関の職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

また、市長は、知事に対し地方自治法第252条の17の規定による他の普通地方公共団体職員の派遣について、あっせんを求めることができる。

第2章 公共施設等災害復旧対策

公共施設等の災害復旧は、単なる原形の復旧にとどまらず、必要な改良復旧を加え、さらに関連事業を積極的に取り入れて実施する。

災害の原因となった自然的・社会的・経済的諸要因について詳細に検討した上で、総合的な視点から復旧計画を策定するとともに、復旧事業は緊急度の高いものから実施するものとする。

大規模災害からの復興に関する法律等を活用し、復旧事業を円滑かつ迅速に進めるものとする。

第1節 公共施設災害復旧事業

1. 災害復旧事業の種類

- ① 公共土木施設災害復旧事業
 - ・河川災害復旧事業
 - ・砂防設備災害復旧事業
 - ・林地荒廃防止施設災害復旧事業
 - ・地すべり防止施設災害復旧事業
 - ・急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
 - ・道路災害復旧事業
 - ・下水道災害復旧事業
 - ・公園災害復旧事業等
- ② 農林水産業施設災害復旧事業
- ③ 都市災害復旧事業
- ④ 水道災害復旧事業
- ⑤ 住宅災害復旧事業
- ⑥ 社会福祉施設災害復旧事業
- ⑦ 公立医療施設、病院等災害復旧事業
- ⑧ 学校教育施設災害復旧事業
- ⑨ 社会教育施設災害復旧事業
- ⑩ その他の災害復旧事業

2. 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律又は予算の範囲内において、国が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業並びに激甚法に基づき援助される事業は次のとおりである。

(1) 法律

- ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- ・公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- ・公営住宅法
- ・土地区画整理法
- ・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・予防接種法
- ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
- ・天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法

(2) 要綱等

- ・公立諸学校建物その他災害復旧費に対し、公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内で事業費の3分の2又は5分の4を国庫補助する。
- ・都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の3分の2又は2分の1を国庫補助する。

3. 重要物流道路（代替・補完路を含む）の指定に伴う災害復旧事業の代行

重要物流道路（代替・補完路を含む。）に指定された道路で、災害復旧に関する工事に高度の技術を要するもの又は高度の機械力を使用して実施することが適当であると認められるものについては、県又は市からの要請により国が代行して実施することができる。

第2節 激甚災害の指定

1. 市における措置

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとし、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係局に提出するものとする。

2. 激甚災害に係る財政援助措置

① 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ・公共土木施設災害復旧事業
- ・公共土木施設災害関連事業
- ・公立学校施設災害復旧事業
- ・公営住宅等災害復旧事業
- ・生活保護施設災害復旧事業
- ・児童福祉施設災害復旧事業
- ・老人福祉施設災害復旧事業
- ・身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
- ・障害者支援施設等災害復旧事業

- ・ 婦人保護施設災害復旧事業
 - ・ 感染症指定医療機関災害復旧事業
 - ・ 感染症予防事業
 - ・ 堆積土砂排除事業 { (公共的施設区域内)
 (公共的施設区域外)
 - ・ 湛水排除事業
- ② 農林水産業に関する特別の助成
- ・ 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特例措置
 - ・ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
 - ・ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
 - ・ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
 - ・ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
 - ・ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
 - ・ 森林災害復旧事業に対する補助
- ③ 中小企業に関する特別の助成
- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
 - ・ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例
 - ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- ④ その他の財政援助及び助成
- ・ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
 - ・ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
 - ・ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
 - ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例
 - ・ 水防資材費の補助の特例
 - ・ 罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
 - ・ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
 - ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第3節 暴力団等への対策

1. 市における措置

(1) 復旧・復興事業からの暴力団排除

復旧・復興事業については、暴力団等の参入・介入を防止するために、暴力団排除条項を積極的に活用するなど暴力団排除活動を徹底する。

(2) 公の施設からの暴力団排除

被災者支援施策として市及び県が行う公営住宅、公営施設の提供から暴力団員を排除するために、契約書に暴力団排除条項を整備するなど必要な措置を講ずる。

第3章 災害廃棄物処理対策

1. 市における措置

(1) 災害廃棄物処理実行計画の策定

市は、被災状況を調査し、発生した災害廃棄物の種類、性状等を勘案し、その発生量を推計した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(2) 災害廃棄物の迅速かつ適正な処理

①市は、災害廃棄物の処理を迅速かつ適正に実施するため、収集運搬機材、十分な大きさの仮置場、中間処理施設及び最終処分場を確保するとともに、県及び周辺市町村と密接な連絡の下に処理体制を確立し、災害廃棄物の計画的な収集・運搬・処分を行う。

②災害廃棄物処理に当たっては、作業現場においてできる限り分別を実施し、仮置場及びリサイクル施設への分別搬入を行い、仮置場等でも選別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化を図りつつ、適正な処理を行う。また、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

③環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずる。

④ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(3) し尿・ごみの収集・運搬、処分

し尿・ごみの収集・運搬は、被災地の状況を考慮し、避難所や緊急を要する地域から実施する。収集・運搬したし尿は、し尿処理施設等に投入し処分する。また、収集・運搬したごみは、焼却処分を原則とするが、不燃性又は焼却できないものについては、破碎処理や埋立処分等を行う。なお、これらの収集・運搬、処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令に定める基準に従って行い、フロン使用機器の廃棄処理にあたっては、適切なフロン回収を行う。

(4) 周辺市町村及び県への応援要請

市は、自らによる処理が困難で応援等が必要な場合は、平成26年1月1日付けで締結した「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」に基づき周辺市町村又は県に応援要請を行う。

第4章 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金

第1節 罹災証明書の交付

1. 市における措置

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施

1. 市における措置

(1) 被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。

(2) 災害ケースマネジメントの実施

市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。

取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。

第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等

1. 市における措置

(1) 被災者生活再建支援金の支給申請書の受付

市は、被災者生活再建支援金の支給申請書を受け付け、確認し、県へ送付する。

(2) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく次の措置を行う。

①災害弔慰金の支給

災害により死亡した者の遺族に対し、弔慰のため死亡者が生計維持者の場合は500万円以内、その他は250万円以内の災害弔慰金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)

②災害障害見舞金の支給

精神又は身体に著しい障害を受けた者が生計維持者の場合は、250万円以内、その他は125万円以内の災害障害見舞金を支給する。(費用負担：国4分の2、県4分の1、市4分の1)

③災害援護資金の貸付

被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するために一世帯当たり350万円以内で被害の程度、種類に応じて災害援護資金の貸付けを行う。(費用負担：国3分の2、県3分の1)

(3) 市税等の減免等

市は、被災により経済面において従前の生活を回復できず、納税などの義務を一時に果たすことができない被災者に対し、必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

(4) 義援金品の受付、支給

各方面から被災者に対して寄託される義援金品を受け付け、義援金配分委員会を組織し、被害状況に応じた配分計画をたて、被災者へ義援金品を支給する。

①義援金品の受付

市は、義援金品の受付窓口を開設して、寄託される義援金品の受付を行う。

また、義援品を提供する場合は、被災地のニーズに応じた物資とするとともに、品名を明示する等梱包に際して被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送に十分配慮した方法とするよう努めるものとする。

②義援金品の配分

市は、義援金について、支援関係団体で構成する配分委員会を組織し、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定めるとともに、報道機関等の協力を得て、適切かつ速やかに配分する。

(5) 災害対策基金

市は、災害対策に要する臨時的経費に充てるため、地方財政法第4条の3及び第7条の規定並びに地方自治法第208条第2項の規定により、災害対策基金を計画的に積み立てていくものとする。

2. 日本赤十字社愛知県支部における措置

義援金の受付を行うと共に市やその他関係団体で組織する義援金配分委員会に参加し、迅速・公正な配分に努める。なお、原則として義援物資の受付は行わず、企業から同一規格のものが相当量調達できる場合にのみ、これを受け入れる。

3. 県社会福祉協議会における措置

「生活福祉資金貸付制度要綱」により災害を受けた低所得世帯に対し、その経済自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため一世帯当たり150万円を貸付上限額の目安として福祉資金の貸付けを行う。

なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付けの対象となる世帯については、同法に基づく貸付を利用することを原則とし、本制度は、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められる場合に利用する。

4. 被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県センター）における措置

「被災者生活再建支援法」に基づき、同法の適用となる自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資するため、住宅の被害程度、再建方法に応じて定額の支援金を支給する。

支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が都道府県により拠出された基金を活用して行う。

なお、支給する支援金の2分の1は国の補助となっている。

5. 報道機関、各種団体等における措置

災害の状況により一定期間を定めて義援金品の受付を行い、寄託された金品を被災者に配分し、又は必要により市、県に寄託する。

6. 中部管区行政評価局における措置

中部管区行政評価局は、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行うものとする。

第4節 住宅等対策

1. 市における措置

(1) 災害公営住宅の建設

自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、市は公営住宅法に基づき災害公営住宅を建設するものとする。

(2) 相談窓口の設置

相談窓口を設置し、被災した住宅の補修・復旧方法（技術面）、住宅再建に係る支援制度、住宅再建用地の確保、被災した住宅の解体撤去方法、災害公営住宅への入居等についての相談に対応する。

2. 独立行政法人住宅金融支援機構における措置

(1) 住宅復興資金

住宅に被害を受けた者に対し、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により、

災害復興住宅資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

(2) 住宅相談窓口の設置

県と協議のうえ必要と判断される場合は、被災者の住宅再建や住宅ローン返済に関する相談に応じるため、住宅相談窓口を設置し、住宅の早期復興を支援する。

(3) 既存貸付者に対する救済措置

独立行政法人住宅金融支援機構融資に係る債務者について、貸付金の返済猶予等、被災者の便宜を考慮した措置を必要に応じて講ずる。

第5節 商工業の再建支援

1. 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、被災中小企業等に対する援助、助成措置等支援制度に関する情報について、広く被災者に広報するとともに、必要に応じて、相談窓口を設置する。

第6節 農林水産業の再建支援

1. 市における措置

(1) 支援情報の提供及び相談窓口の設置

市は、天災融資制度や日本政策金融公庫の融資制度（農林漁業セーフティネット資金等）等の支援制度について、被災した農林水産業従事者に提供するとともに、必要に応じて、農林水産業に関する相談窓口を設置する。

(2) 金融支援等

市は、災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」に基づく利子補給等を実施する。

(3) 施設復旧

第2章 公共施設等災害復旧対策 参照

第 5 編 原子力災害対策計画

目次

第 1 章 放射性物質及び原子力災害予防対策……………	5-1
第 2 章 放射性物質及び原子力災害応急対策……………	5-2

第1章 放射性物質及び原子力災害予防対策

放射性同位元素、核燃料物質等（以下「放射性物質」という。）に係わる災害の発生及び拡大を防止するため、災害対策基本法及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、防災関係機関等との連携の下に、予防対策の整備を図る。

県内においては原子力発電所又は原子炉施設が立地していないものの、放射性物質の運搬中に事故が発生した場合又は県外の原子力発電所等において異常が発生した場合に備え、連絡体制の整備や、必要資機材の備蓄、訓練等の予防対策を実施することで、発災時における被害拡大防止を図るものとする。

（１）施設等の防災対策
事業者は、関係法令を遵守するとともに、安全管理に万全を期するものとする。 ・施設の不燃化等の推進 ・放射線による被ばくの予防対策の推進 ・施設等における放射線量の把握 ・自衛消防体制の充実 ・通報体制の整備 ・放射性物質を取扱う業務関係者への教育の実施 ・防災訓練等の実施
（２）防護資機材の整備
予防対策を実施するため、必要に応じ放射線測定器（個人用被ばく線量測定用具を含む）、放射線防護服等、防護資機材の整備を図る。
（３）防災対策資料の整備
放射性物質に対する防災対策を円滑に実施するため、放射性物質を保有する事業者、放射線防護資機材の保有状況等、防災対策資料の把握に努める。
（４）放射線被ばく者診断医療機関（専門医）の確保
放射線被ばく者の措置については、放射線に関する専門医の診断が必要なため、事業者等は、あらかじめ専門医を置く医療機関の把握に努める。
（５）災害に関する知識の習得及び訓練等
防災関係機関は、放射性物質や原子力災害に関する基礎知識、参考資料等を収集するとともに、災害時の状況に即した訓練等に努めるものとする。
（６）スクリーニング及び人体の除染の体制の整備
市及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。
（７）原子力災害医療調整官の配置
県は、災害時に、被ばくに係る傷病者の搬送先の指示等を行う原子力災害医療調整官をあらかじめ定めておく。

第2章 放射性物質及び原子力災害応急対策

放射性物質に係る事故等が発生した場合又は原子力緊急事態が発生した場合は、地域住民等を放射線から守るため、第一次的責任者である事業者のほか、防災関係機関も放射性物質災害対策及び緊急事態応急対策を実施する。

1. 放射性物質災害発生時の応急対策

主体	内容
事業者	・事故等の発生について、所轄労働基準監督署、県、県警察、市、消防機関等へ通報するものとする。 ・放射線障害のおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、放射線障害の発生の防止、又は拡大を防止するための緊急措置を実施するものとする。
市	・事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について、直ちに通報する。 ・事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行う。 ・放射性物質に係る消防活動及び救急救助については「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」を例に実施する。
<u>放射線障害に対する医療体制</u> ・放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、放射線測定器、除染設備等を有する診療施設での対応が望ましいことから、あらかじめ当該医療機関に協力依頼等の措置を講ずる。	

2. 特定事象発生時の応急対策

放射性物質の輸送中に原災法第10条、同法施行令第4条、同法施行規則第2条及び第8条の規定に基づく放射線量の異常等の特定事象が発生したときは、上記対策に加えて、次の対策をとるものとする。

主体	内容
事業者	①特定事象が発生したときは、事故の概要等について市、県、県警察、消防機関等に速やかに通報する。 ②放射線の測定、汚染の防止等必要な活動を行う。
市	①事業者等から、事故の概要、放射線、防除活動の状況、負傷者の有無等の確認を行い、県、警察、消防庁等関係機関に情報伝達を行う。 ②特定事象発生 of 通報を受けた場合は、直ちに国に専門家の派遣を要請する。

3. 緊急事態応急対策

放射性物質等の輸送中に原子力災害が発生し、国が原子力緊急事態宣言を発したときは、放射線等は人間の五感に感じられないという特性を踏まえ、住民の2次災害防止を基本として、防災関係機関との連携をより緊密にしながら、上記対策に加え次の対策をとるものとする。

主体	内容
事業者	事故周辺の放射線量測定等の必要な対策を実施し、その状況を市、県、県警察、消防機関等に連絡するものとする。
市	- 原子力緊急事態宣言があったときは、市災害対策本部を自動的に設置する。 - 原子力緊急事態宣言に際して、国が示した避難すべき地域の居住者等の屋内退避、避難指示を速やかに実施する。 - 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクと感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。 - 国の設置する原子力災害合同対策協議会に出席し、情報や対策の調整を行う。 - 原子力災害に関する情報を、多様な媒体を活用して住民等（要配慮者や一時滞在者等を含む）に迅速かつ的確に提供及び広報し、社会的混乱や風評被害を未然に防止するよう努める。

- | |
|--|
| ・健康相談窓口で心身の健康相談に応じたり、食品の安全等に関する相談や、農林水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、住民等からの問い合わせに対応する。なお、必要な場合には原子力事業者等関係機関に協力を求めることができる。 |
|--|

4. 県外の原子力発電所等における異常時対策

県外の原子力発電所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及んだ場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国や県の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、応急対策について協議する。

避難が必要な他市町村からの要請に基づいて避難者を受け入れる場合（緊急的な一時受入れ／短期的な受入れ／中期的な受入れ等）、避難所を開設するとともに、必要な災害救助を実施する。

日進市地域防災計画
＜風水害・原子力等災害対策計画＞

（令和 8 年 3 月修正）

発行・編集 日進市総務部防災安全課
〒470-0192
愛知県日進市蟹甲町池下268番地
TEL 0561-73-3279
FAX 0561-74-0258
E-mail bousai@city.nisshin.lg.jp